

第十四部 教育委員会

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の教育委員会の組織は、管理部(総務課、管理課、福利課)、学校教育部(学校人事課、学校指導課、保健体育課、人権教育室)、文化スポーツ部(生涯学習課(昆虫の森建設室)、文化課、スポーツ振興課、冬季国体推進室)と十四教育機関で組織され、事務局等職員定数条例内の職員数は四百八十三名であった。

平成十六年四月、三部制を廃止し、二名の教育次長を置く教育次長制を導入した。同時に、学校指導課を廃止して義務教育課、高校教育課を設置し、保健体育課、スポーツ振興課を統合しスポーツ健康課を設置する機構改革を行った。

第五十八回国体冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の終了に伴い、平成十五年三月冬季国体推進室を廃止した。その後、第六十一回国体冬季大会スキー競技会及び第六十二回国体冬季大会スケート・アイスホッケー競技会のた

め十六年四月から十九年三月まで再度設置した。

第三十二回全国高等学校総合文化祭開催準備のため、平成十八年四月から十九年三月までは課内室、同年四月から二十年九月までは課相当の室として、全国高校総合文化祭推進室を設置した。

特別支援教育の充実を図るため、平成十九年四月、高校教育課特別支援教育グループを課相当の特別支援教育室に昇格させた。

平成二十年四月、文化振興業務の知事部局への移管による生活文化部文化振興課の新設に伴い、文化課を文化財保護課に再編した。

教育機関では、平成十七年四月、ぐんま昆虫の森を設置した。また、教育施設の在り方について検討を行い、十八年四月には、管理委託していた生涯学習施設を県有施設として設置した。二十年四月には、美術館・博物館を文化振興課に移管した。二十三年四月には、スポーツ振興センターを新設した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の事務局は、

九課一室五地域機関十教育機関によつて組織され、事務局等職員定数条例内の職員数は四百三十一名となつた。
歴代の教育委員及び教育長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
教育委員	自平成一〇・一〇・一 至平成一四・九・三〇	今井 健介
〃	自平成一一・一〇・二五 至平成一四・九・三〇	原 浩一郎
〃	自平成一二・一〇・二 至平成一六・一〇・一	持谷 靖子
〃	自平成一三・一〇・五 至平成一七・一〇・四	武藤 敏春
〃	自平成一三・一〇・五 至平成一六・一〇・一	松岡マキ子
〃	自平成一四・一〇・一 至平成一八・九・三〇	石原 聰一
〃	自平成一四・一〇・一 至平成一五・一〇・二四	堂前 明広
〃	自平成一五・一〇・二五 至平成一九・一〇・二四	桑原 保光

教育委員	教育長	
〃	自平成一六・一〇・二 至平成二〇・一〇・一	若林 泰憲
〃	自平成一六・一〇・二 至平成二〇・一〇・一	星野恵美子
〃	自平成一七・一〇・五 至平成二一・一〇・四	杉原みち子
〃	自平成一八・一〇・一 至平成二二・九・三〇	三宅 豊
〃	自平成一九・一〇・二五 至平成二三・一〇・二四	牟田 洋一
〃	自平成二〇・一〇・二 至平成二四・一〇・二	井上恵津子
〃	自平成二〇・一〇・二 至平成二四・一〇・二	荒川 香苗
〃	自平成二一・一〇・五 至平成二五・一〇・四	森本 純生
〃	自平成二二・一〇・一 至平成二六・九・三〇	清水 和夫
〃	自平成二三・一〇・一五 至平成二七・一〇・一四	山田 浩史
教育委員	自平成二二・一〇・一 至平成二六・三・三一	高井 健二

至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	
堀口修	河部滋	野田伸	島倉俊夫	下山博	下山博	山口晃	杉山洋一	矢端勝夫	福島金夫	内山征洋	教育次長	文化スポーツ部長	学校教育部長	管理部長	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一

至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一
吉田シヅエ	小笠原敬三	吉野勉	清水和夫	山口晃	品川豊	藍原文雄	教育次長 (指導担当)	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一

※()は教育委員の任期満了予定日である。

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 はじめに

少子高齢化や情報化、グローバル化などの進展により社

会情勢は目まぐるしく変容してきた。急速に変化するこれからの社会に対応するためには、「生きる力」を育成していくことが重要となっている。また、そのためには学校・家庭・地域が連携して、社会全体で教育に取り組む必要がある。

国においても、平成十八年十二月に教育基本法が昭和二十二年の制定以来初めて改正され、平成二十年七月には教育振興基本計画が策定されるなど教育改革が進められた。

県教育委員会では、教育を取り巻く環境の変化に対応するため、教育制度改革や学校教育内容の改善に努め、平成二十一年三月には群馬県教育振興基本計画を策定し、計画に沿った取組を進めた。

二 学校教育

(一) 小・中学校教育の充実

児童生徒の発達段階の課題に応じた学習指導・生活指導の充実を図るため、少人数学級編制を進め、「さくらプラン」(平成十一年度開始)及び「わかばプラン」(十二年度開始)の拡充に努めた。二十一年度からは、小学校では、第一・二学年の全ての学級において三十人以下、第三・四学年の全ての学級において三十五人以下の学級編制、二十三年度は中学校で第一学年の全ての学級において三十五人以下の学級編制を行えるよう、教員を配置した。これを基盤としな

がら、習熟度別学習や合同授業、小学校での教科担当制等を推進し、基礎学力の定着を図った。

平成十九年度には、文部科学省による小・中学校全国学力・学習状況調査が開始され、県教育委員会では各学校による調査結果の分析・活用のための方法を示した。また、二十三年二月には群馬県独自の学力調査を実施した。

(二) 社会の変化に対応していくための教育の推進

英語教育では、平成二十三年度から全小学校において外国語活動を実施し、充実・改善を図った。情報教育では、コンピュータ等情報機器の整備、ネットワーク環境等学校の情報環境の整備などを行った。また、情報モラル教育の普及啓発に努めた。環境教育では、優れた自然環境を有し自然保護の原点といわれる尾瀬を環境学習の場として活用する、尾瀬学校の実施を二十年度から推進している。キャリア教育については、中学校では全校で職場体験を実施するなど、一人ひとりの勤労観・職業観の育成に努めた。高等学校では、進路学習や進路相談、的確な情報提供等を通じて個に応じた指導・支援を行った。十四年度から開始した高校生長期インターンシップについては、十五年度からぐんまトライワークとして実施している。

また、教員の資質向上を目指し、平成十五年度から指導力不足教員の人事管理システム、及び優秀教員表彰制度を

開始した。同年から十年経験者に対する研修を開始し、体系的な研修講座を実施している。

(三) 学習環境の整備

学校を抱えるいじめ・不登校等の問題について、未然防止、早期発見・早期解決につながる取組を総合的に推進した。校内の教育相談体制・カウンセリング機能の充実を目的に、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、活用を努めた。平成二十三年度は公立中学校全校及び小学校百十一校、県立高等学校二十六校及び県立中等教育学校一校に配置した。

県立学校施設について、平成八年度から十一年度及び二十年度に実施した耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事を進めた。

中学校卒業者の急減等に対応するため、高等学校再編整備の推進、総合学科高校・単位制高校・フレックススクール・中高一貫教育校の設置、普通科高校における通学区域の全県一学区化、専門高校における教育内容や学科構成の見直し等に取り組んできた。平成二十三年三月には、これまで推進してきた高校教育改革をさらに発展・充実させるため、「高校教育改革推進計画」を策定した。

(四) 特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の教育については、障害の重複

化や多様化を踏まえ、個々のニーズに応じた適切な指導及び支援を行うため、従来の「特殊教育」という考え方から「特別支援教育」への転換が図られた。平成十九年四月には、学校教育法の改正により特別支援学校制度が創設され、複数の障害種別に対応した教育の充実を図ってきた。

県立特別支援学校の整備等については、県立病院の再編に伴い、平成十四年度末に赤城養護学校太田分校を廃止し、十五年度に赤城養護学校小児医療センター分校を開校した。

また、知的特別支援学校高等部への進学希望者の増加に対応するため、平成二十年度に前橋高等養護学校伊勢崎分校、二十三年度に館林高等特別支援学校を開校した。

さらに平成二十四年二月には「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画」を策定し、市立特別支援学校の県立移管や特別支援学校の未設置地域の解消に向けた整備を計画的に進めていくこととした。

三 生涯学習・社会教育

生涯学習センターを中核として様々な機関と連携し、ぐんま県民カレッジなどの広域的な学習機会を提供する体制を整備した。平成十二年度から運用している群馬県生涯学習情報提供システム「まなびねつとぐんま」は、二十一年度か

らより利便性の高い新システムに移行した。

社会教育施設では、桐生市新里町にぐんま昆虫の森を整備した。平成十四年六月から一部利用を開始し、十七年八月に全面開園して、ボランティア等が運営・整備に携わる県民参加の施設づくりを行ってきた。

なお、ぐんま昆虫の森及びぐんま天文台については、平成二十年十月に公共施設のあり方検討委員会から抜本的な見直しを求める報告が出されたことを受けて改善計画を策定し、運営を効率化する一方で利用者の増加を図った。

社会教育では、学校等を活用した子どもたちの安全・安心な居場所として、放課後子ども教室の実施を推進した。また、地域の教育力を有効に活用するための拠点として、平成十六年度から県内全ての公立小学校・中学校・特別支援学校に設置された学校支援センターに対する支援を行っている。

四 文化・スポーツ

文化振興では、平成二十年に第三十二回全国高等学校総合文化祭(ぐんま総文)を開催した。

また、文化財の保護を図るため、文化財指定を進めるとともに、保存修復事業等に対して事業費の補助を行った。さらに、平成二十二年六月には、文書館が所蔵する「群馬

県行政文書」が国の重要文化財に指定された。

スポーツ振興では、平成十五年に群馬国体、十八年に尾瀬国体、十九年にフアイト！群馬国体を開催した。また、十四年に中之条中学校が全国中学校体育大会女子駅伝初優勝、二十一年には吉岡中学校が同じく男子駅伝初優勝という輝かしい成績を収めた。

第二章 総務課

第一節 組織等の変遷

第一項 総務課

一 総務課

平成十六年四月、事務局の機構改革により管理部、学校教育部、文化スポーツ部からなる三部制を廃止、事務局主管課として総務課を設置した。

組織は三グループ（秘書人事グループ、広報行政グループ、企画予算グループ）体制のほか政策主監を配置した。

その後、平成十七年四月の政策グループの設置や、二十年四月のグループ制の廃止に伴う係制の導入並びに二十一年三月の政策主監及び政策係の廃止を経て現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総務課長	秘書人事係 (六名)	教育長秘書、 人事、組織定 数、服務、職 員団休、給与
次長	行政係 (五名)	教育委員会、 表彰、市町村 教委指導、広 報広聴
参事兼 課長	企画予算係 (六名)	事務局等の予 算・決算、会 計、議会、企 画調整
総務課長	自平成二三・四・一 至平成一五・三・三一	岩佐 正之

〃	政策主監	総務課長	参務課長兼	〃	総務課長	参務課長兼	〃	総務課長	総務課長	局参事兼	〃
至平成一九・三・三一	自平成一七・四・三一	自平成一六・四・三一	自平成一四・三・三一	自平成一三・四・三一	自平成一二・三・三一	自平成一〇・四・三一	自平成一九・三・三一	自平成一八・四・三一	自平成一七・三・三一	自平成一六・四・三一	自平成一五・四・三一
品川 豊	野口 淳一	大矢 一	郡 和良	山田 邦雄	掛川 秀樹	河部 滋	野田 伸	金井可佐夫	田村 和生	田村 和生	

〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	小池 常夫
---	-------------------------	-------

第二項 地域機関

一 教育事務所

平成十四年三月現在の五教育事務所の組織は事務所長以下、管理主監、総務グループ、学校教育グループ、生涯学習グループの三グループ体制であったが、以降、係制の導入以外に組織上の変更はなく、現在に至っている。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
中部教育事務所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	須田 一男
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	濱田 陽一
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	須永 光明
〃	自平成二一・四・一 至	松本 昭彦

				事務所	西部教育					管理主監	中部教育事務所
至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一
武井英昭	桑原幸正	生原茂夫	除村晃一	井田健一	大野稔	木村淳一	田村充	須藤一明	高橋健司	濱田陽一	

			事務所	吾妻教育					管理主監	西部教育事務所	
至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一	至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・三一
高橋直幸	唐沢正明	濱田陽一	松井干城	平林茂	須藤隆	武井英昭	堀澤勝	桑原幸正	生原茂夫	田村充	

〃	〃	事務所	利根教育 所長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	吾妻教育事務所 管理主監	〃				
至平成一九 三・三	自平成一七 四・四	至平成一七 三・三	自平成一五 四・四	至平成一五 三・三	自平成一三 四・四	自平成一四 三・三	自平成一三 四・四	自平成一三 三・三	自平成一〇 四・四	自平成一八 三・三	自平成一七 四・四	自平成一六 三・三	自平成一四 四・四	自平成一四 三・三	自平成一〇 四・四	自平成一四 三・三
真庭 拓郎	板橋 芳郎	倉持 勝則	桑原三七次	大前 博文	中村 和雄	小池 明夫	宮崎 一	高橋 直幸	唐沢 正明	小池 明夫						

〃	〃	事務所	東部教育 所長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	利根教育事務所 管理主監	〃	〃	〃					
至平成二〇 三・三	自平成一八 四・四	至平成一八 三・三	自平成一六 四・四	至平成一六 三・三	自平成一四 四・四	自平成一四 三・三	自平成一三 四・四	自平成一三 三・三	自平成一三 四・四	自平成一六 三・三	自平成一四 四・四	至平成一三 四・四	自平成一三 三・三	自平成一三 四・四	自平成一四 三・三	自平成一九 四・四	自平成二一 三・三	自平成二一 四・四	自平成一九 三・三
小田 隆	橋本 正男	松田 絢子	横坂 隆司	大竹 孝夫	宮内 伸明	宇敷 重信	真庭 拓郎	大竹 孝夫	宮内 伸明	宇敷 重信									

東部教育事務所 管理主監	至 自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	松本 昭彦
至 自平成二二・四・一 至平成二五・三・三一	木村 淳一	
至 自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	橋本 正男	
至 自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	小田 隆	
至 自平成一〇・四・一 至平成一三・三・三一	松本 昭彦	
至 自平成一〇・四・一 至平成一三・三・三一	梅津 真史	
至 自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	町田 志伸	

二 総合教育センター

平成十四年三月現在の組織は三部（総務調整部、研修部、情報相談部）八課（総務課、企画調整課、学校経営課、教科教育課、産業科学課、教育情報課、教育相談課、特殊教育課）体制に特殊教育センターを併設していた。

平成十六年四月にグループ制を導入、平成十七年四月に

総務調整部長を副所長として設置した。
平成十八年四月には組織改正を実施し、三部八課制を廃止し、七グループ制（総務グループ、研究企画グループ、義務教育研究グループ、高校教育研究グループ、職業情報研究グループ、生徒指導相談グループ、特別支援研究グループ）とするほか、研究主監、研修主監を設置した。
歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総合教育センター 所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	山口 晃
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	津久井 勲
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	飯野 眞幸
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	濱田 陽一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	橋本 正男
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	高橋 宏明

総合教育センター 副 所 長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	細野 初男
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	柴崎 正義
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・四・一	石坂 和夫
総合教育センター 副 所 長 (研究・研修担当)	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	矢島 宣弘
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	田村 満
〃	自平成二三・四・一 至	高瀬 昇
総合教育センター 総務調整部長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	木村 裕紀
総合教育センター 研 修 部 長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	井田 延夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	橋本 正男
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	小林 孝夫
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	増田 悦造

総合教育センター 情報相談部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	小林 昭司
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	山本 勝昭
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	久保田信一郎
総合教育センター 研 究 主 監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	増田 悦造
総合教育センター 研 修 主 監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	久保田信一郎

三 文書館

平成十四年三月現在、三課(総務普及課、行政文書課、古文書課)体制であったが、十五年四月にグループ制を導入時に行政文書課と古文書課を統合、公文書・古文書グループを設置し、二グループ体制となった。

その後、グループ制の廃止に伴い三係(総務普及係、公文書係、古文書係)体制となり、現在に至っている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
文書館長	自平成一三・四・一 至平成二二・三・三一	秋池 武
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	富岡 守
文書館副館長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	星野 知之
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	横澤 修一
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	斎藤喜久雄
〃	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	富岡 守

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 教育委員会の開催、運営状況

教育委員会の会議は、毎月一回の定例会のほか、必要に

応じ、臨時会を開催している。

また、教育委員による学校訪問を実施したほか、県内各地域の教育関係者との懇談会を開催するなど、引き続き、地域の教育事情や意向の把握に努めた。

このほか、全国都道府県教育委員会連合会、一都九県教育委員会協議会の構成員として、全国レベルでの情報収集や意見交換を行っており、平成十八年には一都九県の全委員協議会と同教育長協議会を、二十三年には同教育委員協議会をそれぞれ本県で開催した。

教育委員会会議の開催状況

年度	会議回数	審議件数	審議件数内訳				
			規程	規則	議会	人事	表彰
一五	二二	八〇	二七	一七	一八	一〇	六
一六	二二	八八	二七	一八	一七	一〇	七
一七	二二	一〇四	三九	二二	二二	一〇	七
一八	二四	九四	二六	一六	一六	一〇	七
一九	二四	八五	二四	一六	一六	一〇	七

二〇	二五	二〇	三三	二五	二二	一九	二〇	二三
三三	三三	三三	二八	二八	八	八	一〇	二七
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三
三三	三三	三三	二八	二七	一〇	九	一一	二三

第二項 教育行政に関する計画策定・管理

一 教育行政に関する計画策定・管理

「新ぐんま教育ビジョン」(平成十一年二月策定)及び「新ぐんま教育プラン」(十三年度～十七年度、テーマ:二十一世紀の子どもたちのためにー全国に誇れる教育立県を目指してー)に基づき、県教育施策を推進した。

当該プランの期間満了後、庁内策定委員会及び教育問題県民懇談会で検討を行い、「群馬県教育振興基本計画」(平成二十一年度～二十五年年度、基本目標:たくましく生きる力をはぐくむ)自ら学び、自ら考える力(を)を、十八年に改正された教育基本法の規定に基づく計画として策定した。

また、計画に沿った取組を重点的に進めるため、「教育行政方針」及び「局運営方針」を毎年度当初に策定した。なお、平成十八年度から両方針を統合し、「教育委員会運営

方針」を毎年度定めている。

さらに、地方教育行政法の改正に伴い、平成二十年度から「教育委員会の点検・評価」を毎年度実施し、教育振興基本計画策定後は、当該計画の進行管理を兼ねて行っている。

二 教育施策課題に関する企画調整

平成十七年度から十九年度まで政策企画会議を設置し、生徒の問題行動対策や教職員人事制度等の重要施策に関する企画及び調整を行った。その中で、教員の多忙化解消について、教員の勤務実態調査を実施し、その結果を踏まえて、学校における業務改善のほか、県市町村教育長協議会で決定された改善重点五項目(教材研究の改善、会議・研修・調査照会等の整理統合、部活動の適正化、集金事務の見直し、校務の効率化・IT化)に関する具体的な取組を進めた。

第三項 市町村教育委員会指導・助言

市町村教育委員会は、各市町村に置かれていることから、平成二十二年以来、三十五市町村教育委員会となった。

また、市町村教育委員会事務の共同処理については、広

域市町村圏の中で検討され、これまでに五つの組合教育委員会が設置され、その概要は次のとおりである。

組合教育委員会名	設置年月日	共同処理の内容
高崎市等広域市町村圏振興整備組合教育委員会	昭和四六・四・一	臨海学校・教育センター等の管理運営
利根沼田学校組合教育委員会	四七・三・三	利根商業高等学校の管理運営
前橋広域市町村圏振興整備組合教育委員会	四九・六・一八 (平成六・三・四 廃止)	臨海学校・赤城少年自然の家の管理運営
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合教育委員会	五〇・三・三〇	富岡看護専門学校の管理運営
吾妻広域市町村圏振興整備組合教育委員会	平成三・四・一	吾妻郡生涯学習複合施設の管理運営

なお、教育行政は、県と市町村との緊密な連携協調のもとに、推進されなければならないとの考えから、県市町村代表教育長協議会が設置されていた。

この協議会は、県の教育長、各部長、市の教育長及び郡の代表教育長で構成、年に五〜六回の定例会を開催し、教育諸条件の整備、教育内容の改善等、教育行政上の重要な施策について協議・調整を行い、本県教育行政推進の大きな担い手となった。

市町村合併の進展等に伴い、平成十八年度からは全市町村教育長を対象にした県市町村教育長協議会に改め、また、十九年度からは、会議を効率的・効果的に行うことにより年三回開催とするなど、より一層の連携・協力が図れるようにしている。

第四項 広報広聴活動

一 教育広報活動

教育広報活動は、教育委員会と県内の教職員・地域住民との相互理解を深め、教育委員会の諸施策がより効果的に展開されるよう積極的に実施している。

平成十四年度まで、県下の全教職員向けに「教育ぐんま」を、公立小学校四年生及び中学校三年生の全家庭を含ん

だ一般県民向けに「教育ひろば」を、それぞれ編集発行した。一五年度から、より効率的・効果的な広報活動を行うため、「教育ひろば」を「教育ぐんま」に統合した。その後も、配布対象の見直し等を適宜行い、二十年度からは、小学校四年生から中学校三年生までの全家庭及び県・市町村教育委員会事務局、各学校、各図書館・公民館等に配布している。二十三年度の発行回数 は年四回で、一回あたりの発行部数は十二万七千部であった。

また、広報資料として、一般県民、他県からの見学者・来訪者のためにカラーリーフレット「群馬県の教育」を平成十七年まで発行し、群馬県の教育のピーアールに努めた。このリーフレットは、年々進む国際化に対応するため、英語を併記して刊行した。

さらに、報道機関への情報提供として、記者会見や資料提供等を積極的に行ったほか、報道各社の特集記事などに対する資料調査協力や記録写真の提供等県教育行政の幅広い広報活動に努めた。

二 教育広聴活動

県民のニーズを反映した施策を推進するため、広く県民の意見・要望の把握に努めてきた。平成十六年度から二十年度まで、本県の学校教育が抱える様々な問題について検

討するため、教育問題県民懇談会を設置し、県民から広く意見を聴いた。

また、電子メール等により意見等を受け付ける広聴活動も行っている。

第五項 教育関係公益法人の監督・指導等

群馬県内で教育・文化活動等を目的として活動する、民法第三十四条の規定に基づき設立許可される法人（以下「公益法人」という。）について、「群馬県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和二十七年教育委員会規則第七号）」に基づき、その設立許可及び指導監督等を行った。

なお、公益法人制度改革三法が平成二十年十二月一日に施行され、既存の公益法人は、「特例民法法人」とされ、新法成立後五年の間に「一般社団法人又は一般財団法人」、あるいは「公益社団法人又は公益財団法人」に移行しなければならず、移行できない若しくはしない場合には解散したものとみなされることとなった。二十四年三月末現在、当該新制度上の法人へ移行した団体は、七法人であった。

目的別設立許可・解散・移管等法人数

区分	平成一四年四月～一四年三月		平成二四年三月現在の	
	設立件数	解散・移管等件数	法人数	
学校教育	二		九	九
社会教育			四	
文化芸術		一〇	八	
育英奨学		一	四	
学術研究			一	
宗教			一	
体育・レク	一		七	一
保健栄養			二	
その他				
合計	三	一九	三二	一一

※平成十八年度…一法人を文部科学大臣へ移管

※平成二十年度…一地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びそれに伴う整備政令の改正により、十三法人を知事（文化振興課）へ移管

また、民間の篤志家が財産を公益目的のために信託し、

その管理・運用及び運営を受託者に委ねる公益信託制度については、平成二十年度、文化振興関係一件の所管を知事（文化振興課）に移管し、二十四年三月現在、あがしん地域文化振興基金、佐田一郎記念奨学基金が各金融機関に受託され、運営されている。

第六項 職員定数

事務局職員定数条例は、平成十四年三月現在五百二十六名であったが、十六年に十六名の削減を行った。この後、ぐんま昆虫の森や特別支援教育室の設置、青少年教育四施設の県直営化等を経るも、事務局組織の見直しにより効率的な行政運営に努めた結果、職員数は横ばいであった。

平成二十年に文化や伝統等を核とした誇りある群馬づくりを推進するため、知事部局に生活文化部が設置され、教育委員会の文化振興行政が知事部局へ移管され、職員数は減少した。

平成二十三年度末における組織は九課一室五地域機関十教育機関から構成され、この条例内職員数は四百三十一名であった。

第七項 教育調査統計

国の依頼により、毎年継続的に行われている調査(学校基本調査、地方教育費調査)や周期的に行われている調査(社会教育調査Ⅱ平成十四、十七、二十、二十三年度、学校教員統計調査Ⅱ十六、十九、二十二年度、子どもの学習費調査Ⅱ十四、十六、十八、二十、二十二年度)を実施した。また本県の調査として、義務教育就学前幼児教調査を、毎年継続的に実施した。

第八項 総合教育センターの運営

一 研修・研究

教職員研修では、平成十五年度から十年経験者研修が法定研修となり、これを契機に、教職員のライフステージに即した研修を「くんま教職員ステージアップシステム」として体系化した。その後も、当面の教育課題に応じて研修の目的や内容を毎年見直し、教職員の職能成長に努めた。

調査研究では、平成十四年度に総合教育センターを主管とする「学校評価改善委員会」が設置され、学校運営の自己点検・自己評価に関する「群馬県学校評価システム」を作成した。また、県独自の調査として「児童生徒学力向上調査研究」に取り組み、十八年度には思考のつまずきに関する学

力診断テストを実施し、結果分析に基づく改善策として、模擬授業の公開や学校用診断プログラムの配付を行った。

二 教育相談・いじめ対策

平成十四年度から、初任者研修等と関連させた教育相談初級取得推進支援事業を、十六年度からは、不登校対策支援総合推進事業を実施し、教育相談体制の充実を図った。さらに、十八年度には、教育相談と子ども発達相談の窓口を一つにした「子ども教育支援センター」を開設し、多様な相談に円滑に対応できるよう支援機能を強化した。

いじめ対策では、深刻ないじめ問題が全国的に発生している状況を踏まえ、平成十八年十一月に、学校におけるいじめ問題に迅速・的確に対応し、問題の早期解決を目指すため、「いじめ緊急対策室」を設置した。

三 教育情報の整備と発信

県民及び教職員から教育に関する考え方や取組を募り、本県の教育力向上に資するため、平成十五年度に「県民教育論文」と「教育研究論文」を統合した「二十一世紀くんま教育賞」を創設した。

また、平成十八年度に、特色ある学校づくりや授業充実等への支援を目的としてカリキュラムセンターを開設し、教育

関係資料や教材・教具の貸出し・提供のほか、指導主事が講師として学校へ出向くなどの支援を行うこととした。

四 特別支援教育センター

国において特殊教育から特別支援教育への転換が検討される中、平成十五年度に特殊教育センターを特別支援教育センターに改称した。また、子どもの実態に基づく適切な指導・支援が行えるよう、十六年度から、郡市の指導者養成を図る心理検査研修の実施や教育関係機関への検査器具の貸出し等の事業を開始した。

五 幼児教育センター

平成十九年度に、幼児のいる家庭の教育力向上や、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育施設の機能充実に取り組むことを目的に、幼児教育センターを設置した。幼稚園教諭等への研修講座のほか、各地域に出向いて行う研修として、保護者のための「まちかど子育て会議」や教職員のための「夕やけ保育研修会」を実施するとともに、各園・所や地域の要請に応じて保育アドバイザーの派遣を開始した。

第九項 文書館の運営

昭和五十七年十一月に開館した文書館は、郷土に関する歴史的価値のある古文書・記録類、県の公文書などを収集・整理・保存し、県民が閲覧・利用できる施設として親しまれてきている。

文書館収蔵資料のうち公文書には、知事部局から管理を委任されている文書と教育委員会からの引継文書、さらに廃棄文書の中から歴史的価値を有する文書を収集した文書等がある。平成二十二年六月には、明治初年から昭和二十二年地方自治法制定までの約八十年間の「群馬県行政文書」が国の重要文化財に指定された。

古文書では、平成二十三年度末までに県内外から寄贈・寄託により収集した件数は三百六十八件で、総点数は約四十二万六千点となった。他に、マイクロフィルム撮影により収集した古文書が百二十七件(約三千リール)となった。さらに、四年度末に県史編さん室から引き継いだ「群馬県史編さん資料」も保管している。

平成十七年一月からホームページ内で「インターネット古文書講座」を開始するなど、教育普及活動にも努めており、同年度には古文書講座(入門・長期)修了者延べ三千人を達成した。また、二十三年度には、東日本大震災の津波による被災公文書の救済作業を実施した。

第三章 管 理 課

第一節 組織等の変遷

第二項 管 理 課

一 管理課

平成十四年四月現在の組織は、財務係、助成係、管財係、県立学校施設係の四係体制であったが、十五年四月にグループ制を導入し、支援助成グループ、県立学校財務グループ、県立学校施設グループの三グループ体制となった。平成二十年四月にグループ制を見直し、支援助成係、県立学校財務係、県立学校施設係の三係体制となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

管理課長	支援助成係 (七名)	公立学校施設整備 費等の国庫補助、
------	---------------	----------------------

職 名	在 職 期 間	氏 名
建築主監 次長(二名)		
	県立学校財務係 (六名)	就学援助費補助、 高等学校等奨学 金、上毛学舎(群 馬県育英会)
	県立学校施設係 (四名)	県立学校の学校運 営費、産振法等国 庫補助、財産管 理、工事事務
管理課長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一 自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一 自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	細野 初男 片貝 好昭 西澤 正美
”		
”		

建築主監	原沢 良男	西田 知弘	横山 節夫	山崎 伸一	和南城 登	佐藤 義則
自平成二・四・一	自平成二・四・一	自平成一六・四・一	自平成一八・三・三二	自平成一八・四・一	自平成二〇・四・一	自平成二四・三・三一
自平成二・四・一	自平成二・四・一	自平成一六・三・三一	自平成一八・三・三二	自平成一八・四・一	自平成二〇・三・三一	自平成二四・三・三一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 学校教育予算の変遷

一 義務教育学校関係

義務教育学校の予算は、法令の定めるところにより、小学校及び中学校教職員にかかる給料、職員手当及び共済費等の人件費のほか旅費を具費として計上している。

予算計上の基礎となる義務教育を受ける児童、生徒数は、平成十四年度は十八万九千九百二十名であったが、二十三年度は十七万四千六百六十九名(中等教育学校前期課程を含む。)となり、六・三%の減となった。

一方、第八次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画等の実施により、学力の向上のための少人数教育の充実等が図られた結果、生徒数の減少に比べ、教職員数は、平成十四年度の一萬三千六百六十二名から、二十三年度には一萬四千五百二十一名(中等教育学校前期課程を含む。)へと一〇・三%増加した。

この間、義務教育費国庫負担制度は、平成十五年度に、共済費長期給付及び公務災害補償が国庫負担の対象経費から除外され、一般財源化された。また、十六年度に、総額裁量制が導入されるとともに、退職手当、児童手当等について、税源移譲特例交付金が設けられた。さらに、十七年度の三位一体の改革の議論を受け、十八年度には、国庫負担割合が二分の一から三分の一へ変更された。

小学校費の推移

(単位 千円、%)

年度	最終予算額	対前年度伸び率
平成一四	六一、五八七、六九五	△三・九

年度	最終予算額	対前年度伸び率
一五	六〇、八八五、八五四	△一・一
一六	六一、三五三、六二六	〇・八
一七	六二、四一一、〇一三	一・七
一八	六一、九六七、七〇〇	△〇・七
一九	六二、三五二、四二二	〇・六
二〇	六一、九八八、〇〇四	△〇・六
二一	六一、二五六、五八六	△一・二
二二	六一、〇二七、二七九	△〇・四
二三	六〇、五一二、一〇一	△〇・八

中学校費の推移

(単位 千円、%)

年度	最終予算額	対前年度伸び率
平成一四	三七、六六五、〇〇九	△二・〇
一五	三六、四三九、二七七	△三・三
一六	三六、一七二、〇五四	△〇・七
一七	三五、九七一、一七五	△〇・六
一八	三六、一八四、五六九	〇・六
一九	三六、七一三、〇二二	一・五
二〇	三六、三五四、九五六	△一・〇
二一	三五、八四八、二九二	△一・四
二二	三六、一一六、七二二	〇・七
二三	三六、五六六、九〇九	一・二

二 県立高等学校関係

高等学校予算は、受益者負担として生徒から徴収される授業料、受検料及び入学料と県の一般財源のほか、国庫支出金等を充てて編成されている。授業料については、平成二十二年年度から不徴収となったが、国から授業料収入相当額が交付されている。

予算構成は、教職員の給料、教職員手当及び共済費等の人件費、旅費、学校建設費及び学校運営費等となっている。

予算構成の中で最大の割合を占めるのは人件費で、約八四%を占める。人件費は、平成十五年、十六年、十八年度及び二十年は微増しているが、全体としては、減少傾向となっている。

一方、生徒数の推移を見ると、平成十四年度の全日制高校では、四万九千九百九名だったが、二十三年度は三万五千六百四十八名となり、六千二百六十一名の減少となった。また、定時制高校は、十四年度が千三百八十六名だったが、二十三年度は千九百三十四名となり、五百四十八名増加している。十六年度に中等教育学校が開校した。後期課程の生徒数は、十九年度に百二十七名だったが、二十三年度には、三百七十名となっている。全体としては、減少している。

近年における学校運営上の予算措置としては、高校教育

改革関連経費が上げられる。この十年間に、中等教育学校の開校、高等学校の統合等による男女共学化の進展及び普通教育及び専門教育を選択履修しながら総合的に行う総合学科や、様々な教科・科目を開設することによって、生徒の興味関心に応じた学習を可能にする単位制高校の増加があった。このため、高校教育改革に必要な教材費や初年度整備経費を、順次予算計上してきた。

また、平成二十年度から高等学校及び中等教育学校に自動販売機を事業者を設置させ、使用料を歳入として計上している。その使用料収入の一部を、二十三年度から「県立学校学習環境充実」として予算計上している。

高等学校費の推移(最終予算額) (単位 千円、%)

年度	人件費	建設費	運営費その他	計	対前年度
平成四	三、七三、四四九	四、三六、七六二	三、三二、八四四	四、二八、三九五	△三六
一五	三、六五、四五二	七、〇三、五六八	三、五四、三五一	四、二、三六一七〇	二五
一六	三、七五、三三八	六、九五、〇〇九	二、七九、四六二	四、三、五三、七〇九	〇六
一七	三、七三、四二二	四、一六、六五四	三、一三、五四九二	元、〇、五、五五八	△八三
一八	三、四〇、四四五	五、〇九、二〇〇	三、〇四、〇六〇	元、五、〇、二六五	一三
一九	三、一五、九四二	二、〇三、六九六	一、九七、九八三	元、七、五、六八一	△八六
二〇	三、一七、九〇六	三、五、一、五四	一、九四、五八	元、七、二、〇、四六八	二八
二二	三、〇、七、五、二、六	三、五、一、七七	三、四、二、一九七	元、四、元、二、四〇	△三一

三	三、〇、七、九、〇、〇	二、二、七、二、〇、七	一、八、六、三、四、六	三、四、八、七、四、五	△四二
二三	三、〇、八、〇、三、四	一、三、五、二、五、一	一、八、六、九、二、一	三、四、〇、二、七、八、四、六	△二五

三 特別支援学校関係

特別支援学校の予算構成は、教職員の給料、職員手当及び共済費等の人件費、旅費、学校建設費及び学校運営費等となっている。

また、市立の特別支援学校については、教職員にかかる給料、職員手当及び共済費等の人件費並びに旅費を県費で措置している。

特別支援学校の予算は、平成十四年度に百二十七億七千四百八十八万八千円であったものが、二十三年度には百三十三億五千三百三十万七千円となり、四・六％の増加となった。

このような増額の要因としては、まず、教職員数の増加がある。児童・生徒数が、平成十四年度の千六百八名から二十三年度の千九百九十四名へと二四・〇％増加したことに伴い、教職員数が、十四年度の千三百六十五名から二十三年度の千五百七十五名へと一五・四％の増加となった。二十年度に前橋高等養護学校伊勢崎分校(現伊勢崎高等特別支援学校)の新設、二十三年度に館林高等特別支援学校が新設されたことに伴う教職員等の増加によるものである。

このほかの増額要因としては、前述の前橋高等養護学校伊勢崎分校の開校に伴う施設改修、高等養護学校の新設や増改築による建設費、一般運営費及び設備整備費等の増加によるものである。

特別支援学校費の推移(最終予算額)(単位 千円、%)

年度	人件費	建設費	運営費その他	計	対前年度
平成二四	一一、二二、五〇二	七五、二〇三	八九、七六四	二、七〇、四八八	△二三
一五	一〇、九九、八〇五	五五、三八五	八、五五五	二、三六、九二四	△三二
一六	一一、二四、五七七	四一、五二八	七、六五〇	二、一五六、二九六	△〇九
一七	一一、四〇、七七五	二七、一〇四	七、五一八	二、一四七、〇〇八	〇七
一八	一一、四三、四七三	七五、六二二	七、九二四	二、三九、五七六	△一〇
一九	一一、六九、〇三三	八五、五二一	七、四二四	二、四五、八三三	一八
二〇	一一、七八、二三二	一一三、一九三	七、八〇五	二、七九、四七八	一八
二二	一一、六九、四五二	一一三、九四七	九、五四二	四、〇四、二二八	二〇八
二三	一一、九八、二三九	一一、五七、六八〇	八、六〇四	四、四〇、二九一	二五
二三	一一、三三、一五八	三三、四六九	八、五五〇	三、三三、三〇七	△七三

第二項 県立学校施設の整備

一 県立高等学校の施設整備

平成十四年度から二十三年度までの県立高等学校施設

整備事業の実績は、次のとおりである。

平成	学校数	面積(㎡)	工事費(千円)
一四	三六	四一、〇五五	四、二四七、七一四
一五	二六	六五、四五〇	六、九五八、〇一三
一六	三二	七二、〇三五	六、六九三、三一〇
一七	二八	七四、五六六	三、八一三、二六六
一八	五一	三七、二六三	五、〇五二、九二八
一九	四六	二九、二四〇	二、〇〇四、三九四
二〇	—	—	三、五三八、四五五
二二	—	—	二、一八六、三二六
二二	—	—	一、五二六、四二六
二三	—	—	一、三〇〇、一四五

敷地が狭隘なうえ施設の老朽化が顕著である前橋工業高等学校は、平成十四年度から市内石関町において全面移転に向けた整備を行い、十六年九月に移転先での供用を開始した。

平成十四年二月に策定された高校教育改革基本方針に基づき、高校再編整備計画により、十四年度に、前橋東高等学校の総合学科制、高崎北高等学校の単位制に対応するための施設整備を実施した。

平成十五年度には、中高一貫教育校として設立される中央中等教育学校の施設整備を中央高等学校敷地内で実施し、十六年四月に第一回入学式が執り行われた。

平成十六年度には、伊勢崎高等学校（伊勢崎東高等学校と境高等学校を統合した新高校）、太田フレックス高等学校（単位制の昼夜開講定時制高校）、伊勢崎清明高等学校（伊勢崎女子高等学校を共学化し単位制へ移行）、伊勢崎興陽高等学校（総合学科制の導入）の各校において、高校再編に対応した施設整備を実施した。

平成十七年度から藤岡中央高等学校（藤岡高等学校と藤岡女子高等学校を統合した新高校）の施設整備を市内中栗須において実施し、十八年十月に同地での供用を開始した。

平成十八年度には、安中総合学園高等学校（安中実業高等学校と安中高等学校を統合した総合学科制の新高校）において、高校再編に対応した施設整備を実施した。

実業系高等学校においては、産業の各分野における急速な技術の進歩や関係法令の改正に伴い必要な施設整備、また、職業学科の新設、改編、廃止に伴い必要な施設整備を実施した。

また、平成十九年四月一日付で前橋東商業高等学校と統合した前橋商業高等学校においては、統合に伴う校舎



前橋工業高等学校



中央中等教育学校

等の施設整備を十九年度から行い、二十一年四月に新校舎での供用を開始した。

平成七年一月の阪神淡路大震災を受け、学校施設の地震に対する安全性を確保するため、九年度から耐震性が不足している既設校舎及び体育館等の耐震補強工事を実施していたが、十九年十月に策定した県立学校耐震改修計画により県立学校施設は二十七年末までに耐震化を完了させることが具体的な目標となった。

これにより、耐震性が不足している県立学校施設は、補正予算による対応も含めて、耐震化が更に加速されることとなった。

このほか、車イス利用の生徒に対応するため、エレベーター設備を四校において設置するとともに、生徒の安全安心確保のため、既設校舎等の外壁落下防止対策や吹付アスベスト除去を集中的に実施した。



藤岡中央高等学校



前橋商業高等学校

二 県立特別支援学校の施設整備

平成十四年度から二十三年度までの特別支援学校施設整備事業の実績は、次のとおりである。

平成	学校数	面積(m ²)	工事費(千円)
一四	四	五、一三七	七五三、〇五一
一五	五	四、七九八	五五三、七七六
一六	四	一、八九一	二六四、六〇七
一七	三	二、三五七	二六三、七五七
一八	一	一、一六九	七五、三三六
一九	一	四八九	八五、二四七
二〇	一	一	一二二、八八七
二一	一	一	一二八、一五〇
二二	一	一	一、二九二、八二七
二三	一	一	二四三、九二六

平成十五年二月に策定された群馬県特別支援教育推進基本計画や二十年三月に策定された群馬県特別支援教育推進方針を受け、教育環境の充実を図るための施設整備を実施した。

平成十四年度には、経年劣化の著しい昭和三年建設の盲学校の校舎を改築するとともに、太田高等養護学校(現太

田高等特別支援学校)の教室不足に対応するための施設整備を実施した。

平成十五年度には、榛名養護学校沼田分校(現沼田特別支援学校)、渡良瀬養護学校(現渡良瀬特別支援学校)、赤城養護学校(現赤城特別支援学校)小児医療センター分校の施設整備を実施した。

平成十六年度には、二葉高等養護学校(現二葉高等特別支援学校)、十七年度には、太田高等養護学校、十八年度には、みやま養護学校(現高崎特別支援学校)の施設整備をそれぞれ実施した。

平成十九年度には、前橋高等養護学校(現前橋高等特別支援学校)の伊勢崎分校の開校に伴う施設整備を実施し、二十年四月に第一回入学式が執り行われた。

平成二十年度には、榛名養護学校(現渋川特別支援学校)及びみやま養護学校の各寄宿舎の全面改修、前橋高等養護学校の教室棟の全面改修を実施した。

平成二十一年度には、高崎高等養護学校(現高崎高等特別支援学校)の教室不足に対応するための施設整備を実施した。

平成二十二年度には、館林高等特別支援学校の開校に伴う施設整備を実施し、二十三年四月に第一回入学式が執り行われた。

平成二十三年度には、前橋高等養護学校伊勢崎分校の既存校舎の耐震補強工事を実施し、地震に対する安全性を確保した。

なお、既存校舎、体育館等の改修を適宜実施することにより、教育環境の改善・向上を図っている。



盲学校



館林高等特別支援学校

第三項 市町村立小・中学校等の整備(市町村事業)

公立学校施設は、児童・生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は非常に重要である。

国は、平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、同年六月に「地震防災対策特別措置法」を制定するとともに、全国を対象として補強事業に対する国の補助率を三分の一から二分の一に引き上げた。さらに、二十年六月には同法が改正され、大規模な地震により倒壊等の危険性が高い(Is値(注)0.3未満)の公立小・中学校等施設の耐震化事業に対する国の補助率を三分の二にまで引き上げて、地方に対する財政支援措置を拡充しながら、公立学校施設の耐震化を推進してきた。(注 Is値：建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。)

平成二十三年三月に発生した東日本大震災の直後、同年五月には同法の改正により耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置を二十七年まで延長するとともに、「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本方

針」を改正し、公立学校施設の耐震化について、二十七年末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出した。

本県においても、公立学校施設の耐震化の必要性に対する意識が高まったことから、拡充された国の財政支援措置を活用して、市町村が耐震改修に積極的に取り組んだ結果、県内市町村立小・中学校の校舎等の建物の耐震化率は、平成十四年度の四五・三%から、二十三年度には七六・三%にまで飛躍的に向上した。(耐震化率の調査時点は、いずれも四月一日時点)

さらに、大規模な地震発生時には、建物の耐震化だけでなく、屋内運動場等の吊り天井が落下する被害も顕著であったことから、吊り天井や照明器具等の非構造部材の耐震化対策も求められるようになった。

また、建築後二十五年を経過した公立小・中学校施設が急増し、施設の老朽化も深刻な状況となっていることから、施設の長寿命化を図るため、老朽化した学校施設の計画的、効率的な再生整備や適切な維持管理が求められているほか、室内空気汚染対策やアスベスト対策等の環境対策、学校施設における事故防止対策や防犯対策、さらに、地域と連携した学校施設づくりのための地域の拠点となる学校施設整備やバリアフリー化の推進、余裕教室や廃校施設の活

用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の推進、自然体
 験広場等の学校の屋外教育環境施設の充実、学校施設への
 地域木材の活用等、学校設置者は様々な課題への取組が求
 められるようになってきた。

本県では、平成十三年度、全国に先駆けて県単独の補助
 事業として創設した「校庭の芝生化事業」により、十四年度
 から十六年度までの三年間で九校十一園の幼稚園、小・中
 学校、養護学校が校庭の芝生化に取り組み、さらに、二十
 年三月に本県で開催された「全国都市緑化ぐんまフェア」に
 向けた取組として、県単独の補助事業として「私たちの校庭
 づくり芝生化推進モデル事業」を創設し、十九年度と二十
 年度の二年間で三校六園の幼稚園及び小・中学校が校庭の
 芝生化に取り組んだ。

加えて、平成二十二年度からは、夏の暑さ対策として、国
 の補助事業を活用し、小・中学校の普通教室へ冷暖房設備
 を積極的に設置する市町村が増加した。

小・中学校校舎等年度別整備状況

年度	校数校	面積(㎡)	事業費(千円)	国庫支出金(千円)
平成二四	四七	三三、八七四	八、四八二、五二三	三、六二七、一八七
一五	三六	一六、二五三	三、四二八、九九五	一、四四二、〇六二
一六	三三	一六、八三七	三、八四九、一五三	一、五八八、五〇八
一七	四〇	一九、一九七	四、五四八、一三六	一、六六一、七八八

一八	二五	二二、五四七	三、三〇二、七〇五	一、二三〇、五四六
一九	三六	三〇、五八三	七、三五二、二六九	(七七七)
二〇	(一)	(一)	(四、四七三)	(二、九八一)
二一	六一	一三五、七六〇	一〇、六一九、五五八	四、一〇八、一六五
二二	一三九	一九一、九三三	六、五六七、二六六	四、一四五、五五八
二三	(一)	(一)	(二、二〇五)	(一、一八一)
二四	二四三	二八八、三八九	一二、四〇八、五八四	四、六三八、九三八
二五	一六一	二二五、四二五	一三、七二九、八六〇	四、五二三、四二二
二六	(二)	(二)	(六五、八三〇)	(四四、一四三)

※ ()内は、災害復旧事業で内書き。

第四項 園児・児童・生徒への経済的支援

一 幼稚園児への支援

幼稚園に通う園児の保護者の所得状況に応じて経済的
 負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護
 者負担の格差を是正し、幼稚園への就園機会の確保を図る
 ことを目的として、幼稚園の入園料や保育料に係る保護者
 負担軽減のための就園奨励補助金を交付し、保護者の経済的負
 担の軽減を図った。

二 小・中学校の児童・生徒への支援

(一) 就学援助費補助

経済的理由により就学が困難な児童・生徒を対象として、学用品費、修学旅行費、通学費等を給付する市町村に対して、国の就学援助費補助金を交付し、就学の条件を整え、義務教育の円滑な実施の確保を図った。

なお、市町村教育委員会が生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(準要保護者)に対する就学援助については、三位一体の改革により、平成十七年度から国の補助制度が廃止され、税源移譲・地方財政措置が行われて、市町村単独事業として実施されることとなった。

(二) 遠距離通学費補助

児童・生徒の遠距離通学費を助成する市町村に対して、学校統合に伴うものは国庫補助事業により、へき地学校及び過疎市町村内の学校については県単独事業により補助金を交付し、遠距離通学に伴う経済的負担の軽減を図った。

三 高等学校等の生徒への支援

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とした「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支

援金の支給に関する法律」が平成二十二年四月施行されたことに伴い、県を通じて各学校設置者に対して授業料収入相当額を国が負担することにより、同年度から公立高等学校等の授業料が無償化された。

四 東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった園児・児童・生徒に対する支援

平成二十三年三月に発生した東日本大震災で被災し、本県で受け入れた世帯のうち、経済的理由により就学等が困難となった世帯の幼稚園児や小・中学校等の児童・生徒を対象として、国の二十三年度補正予算により追加交付された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、被災幼児就園支援事業や被災児童生徒就学援助事業を行う市町村に対して、県を通じて全額国費負担による補助金を交付し、被災幼児、児童・生徒の教育機会の確保を図った。

第四章 福利課

第一節 組織等の変遷

第一項 福利課

平成十四年四月から、福祉グループ、年金グループの二グループ体制をとったが、二十年四月から、福祉係、年金係の二係体制となった。その後組織上の変更はなく、二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

福利課長		福祉係 (二一名)	職員の福利厚生、 財形貯蓄、共済の 福祉厚生・貸付事 業
次長	年金係 (四名)	共済年金、教職 員の退職手当・恩 給	

職名	在職期間	氏名
福利課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三	平 俊夫
参事兼福利課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三	根岸 晴雄
福利課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三	根岸 晴雄
福利課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三	折茂 泉
福利課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三	富宇加治一
福利課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	尾池 啓助
福利課長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三	飯島 泉

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 健康管理

一 安全衛生管理体制

平成十八年労働安全衛生法の一部改正により過重労働による健康障害防止のための総合対策が示されたことから、二十一年「群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止対策実施要綱」を制定し、産業医設置要綱の職務に、メンタルヘルスケアに関すること、過重労働者に対する指導助言を追加した。

〔現在の安全衛生管理体制〕

(一) 産業医、衛生管理(推進)者の配置 〓 全ての県立学校、事務局、総合教育センターに産業医、衛生管理(推進)者を配置して職員の健康管理に努めている。

(二) 安全管理者の配置 〓 学校給食調理場に安全管理者を配置している。

(三) 安全衛生委員会の設置 〓 全ての県立学校、事務局、総合教育センターに安全衛生委員会を設置し、健康障害の防止、健康の保持増進対策等について調査、審議している。

二 健康管理

健康診断について、平成二十年に労働安全衛生規則及び学校保健法施行規則が改正され、検査項目に「腹囲測定」を加えた。

現在実施している定期健康診断 検査項目	対象者
身長、体重、視力、血圧、尿、聴力、胸部X線、肝機能、血中脂質	全員
腹囲	聴力は三五歳以上 三五歳以上でBMI 二〇以上のもの
貧血検査	女性全員、三〇歳以上 男性
血糖、心電図、クレアチニン	三〇歳以上
尿酸	三〇歳以上男性
胃がん検診	四〇歳以上
大腸がん検診・肺がん検診	四〇歳以上希望者
VDT健診	希望者

平成十六年に厚生労働省は「心の健康問題により休養した労働者の職場復帰支援の手引き」を作成した。これを受けて、「心の不健康状態により休養した職員の職場復帰支援に関する要領」を策定し、職員の円滑な職場復帰と継続

就労できるよう職場全体での支援を行っている。

第二項 退職手当制度

教職員が退職したときに支給する退職手当については、平成十八年四月から在職期間中の貢献度を勘案した「退職手当の調整額」を加えて計算する方式とし、二十一年十月から在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には支給制限ができることとした。

退職手当の支給状況

年度		定年退職	勸奨退職	普通退職等	計
平成 一四	人員	二四九	八六	一、三八〇	一、七二五
	金額 百万円	七、八六六	二、五三七	五九五	一〇、九九八
一 九	人員	二七四	一五三	一、四三七	一、八六四
	金額 百万円	七、六七六	四、一一〇	六八四	一二、四七〇
二 三	人員	三〇三	一四七	一、九七四	二、四二四
	金額 百万円	八、三六九	四、〇三七	八二二	一三、二二八

※普通退職等は失業者の退職手当を含む

第三項 恩給制度

昭和三十七年十一月三十日以前に退職した教職員及び

その遺族に支給する恩給は、六十二年以降、公務員の給与改定や物価の変動などの諸事情を総合的に勘案する方式で、年額の改定が行われている。

恩給受給者数の推移

(単位 人)

年度	恩給等	扶助料等	計
平成 一四	九一	二〇六	二九七
一九	四〇	一一七	一五七
二 三	一七	七八	九五

第四項 教職員財形貯蓄

財形貯蓄は、勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者自らの努力によって行う計画的な財産形成の促進を、国と事業主(群馬県教育委員会)が援助しようとする制度である。財形貯蓄には、「一般財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」の三種類があり、「財形年金貯蓄」と「財形住宅貯蓄」には、非課税限度額が設けられている。

第五項 共済組合事業

共済制度は、教職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の効率的運営に資するこ

とを目的として設けられている。

共済組合が行う事業は、医療等の給付を行う「短期給付」や年金の給付を行う「長期給付」と保養施設の経営や人間ドック等の保健事業、生活資金等の貸付事業等を行う「福祉事業」の三つに大別される。

これらの事業に要する費用の財源は組合員が負担する掛金と使用者(地方公共団体)が負担する負担金で賄われている。

財源率及び共済組合を構成する組合員数の推移は次表のとおりである。

掛金財源率の変遷(年度末) (単位 千分率)

年度	短期		介護		長期
	給与	期末等	給与	期末等	
平成一四	四五・四五		三・六〇		一〇三・五
一九	三八・六五	三〇・九二	四・四九	三・五九	九〇・二六七五
二三	四三・六五	三四・九二	五・四	四・一九	九九・三七五 七九・三

負担金財源率の変遷(年度末) (単位 千分率)

年度	短期		介護		長期
	給与	期末等	給与	期末等	

平成一四	四六・〇八	三六〇	二九・一	五・〇
一九	三八・八六	三・〇九	四四九	三・五九
二三	四四・〇八	三五・六	五・四	四・一九
			一四七・三七五	二八・二一

組合員数(年度末) (単位 人)

年度	一般組合員	任意継続組合員	組合員合計
平成一四	一七、一六〇	三五二	一七、五一二
一九	一六、八七七	三二八	一七、二〇五
二三	一六、五三四	四七三	一七、〇〇七

一 短期給付

共済組合の短期給付は、民間における健康保険に相当する制度であり、その給付内容は地方公務員等共済組合法に基づく「法定給付」と各共済組合の定款に基づく「附加給付」とで構成されている。

給付内容は、制度発足以来漸次改正されてきているが、平成二十年四月に後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、満七十五歳以上の被扶養者は、後期高齢者医療制度へ移行した。また、二十三年度からは、レセプトのオンライン化が実施された。

短期給付制度の主な改正経過

年月	改正の概要
平成一五・二	医療費自己負担限度額改正
一五・四	療養給付自己負担割合引き上げ、高額療養費自己負担限度額改正
一六・二	医療費自己負担限度額改正
一八・一〇	出産費、家族出産費の支給額増
二〇・四	後期高齢者医療制度の施行
二一・一〇	産科補償医療制度創設に伴い、出産費、家族出産費改正、出産費の直接支払制度導入
二三・四	出産費の受領代理制度創設

短期給付実績の推移

(単位 件、千円)

年度	給付件数	給付金額
平成一四	三四三、八九三	四、〇二三、八一六
一九	三六〇、七四四	四、〇一七、三五一
二三	三八五、八八五	四、五六六、五〇三

二 長期給付

昭和三十七年十二月に統一的な年金制度として発足した地方公務員共済年金制度は、昭和六十一年に、公的年金制度全体の改革の一環として、給付水準の見直しをはじめとする抜本的な改革が行われ、平成六年及び十一年の改正で支給開始年齢が段階的に引き上げられ、三十七年度以降は六十五歳から退職共済年金と国民年金からの老齢基礎年金が支給されることとなる。

また、平成十五年四月から総報酬制が導入され、期末手当等を年金額算定の基礎として反映させることとなった。さらに、平成十六年の改正で賃金や物価の変動による年金の給付水準の改定を緩やかに調整する「マクロ経済スライド」が導入され、経過措置として据え置かれた特例水準は二十五年齢から二十七年齢までで解消されることとなる。

年金の本部進達状況

(単位 件)

年度	退職共済		特別支給の退職共済		繰上支給の退職共済		遺族共済		計
	年金	請求	年金	請求	年金	請求	年金	請求	
平成一四	四		二九六	一九九			一一	一一	五三二
一九	二二		三三四	二〇二			一三	一三	五七七
二三	一六	八	三五二	二〇二			一〇	一六	六〇三

三 福祉事業

福祉事業は、地方公務員等共済組合法第百十二条の規定に基づき実施している。その内容は組合員の保健、保養・宿泊のための施設の経営や、臨時の支出に対する貸付などの事業であり、組合員の福祉の増進に寄与するため、総合的な事業を行っている。

保健事業においては、健康管理事業を施策の重点として行うほか、保養関係、体育・文化レクリエーション関係等、各種にわたる幅広い事業を実施している。

特に、人間ドック事業(平成二十年度からは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、四十歳以上の者に対し、特定健康診査を本事業内で実施)では、生活習慣病等の早期発見により、健康管理に役立てている。

人間ドックの種類と受診者数の推移 (単位 人)

年度	短期人間ドック (一泊二日)	日帰りドック (一日)	脳ドック (一日)	備考
平成一四	三、四五二	七、五三九	六〇	受診者数に
一九	一、九三五	九、七〇八	二七四	は互助会分
二三	一、一五一	一〇、八七八	一六五	を含む

貸付事業は、組合員の要望と経済情勢の変動に伴い、平成十三年四月には再任用組合員の臨時の支出に係る特別貸付、十六年四月には組合員の出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る出産貸付が新設されるなど所要の改善措置が図られてきた。

宿泊事業については、前橋宿泊所「上毛会館(宿泊定員三十名)」及び水上保養所「去来荘(宿泊定員八十九名)」を、組合員の保養・宿泊施設として運営してきており、平成二十二年六月には宿泊施設検討委員会を設置して、両宿泊施設の今後の経営について検討し、前橋宿泊所は二十四年度に廃止、水上保養所は経営改善による存続を決定した。なお、前橋宿泊所の廃止については、平成二十四年三月に公立学校共済組合本部において承認された。

貸付の種別と限度額の推移

年度	貸付		種別												
	一般	特別	住宅	住宅災害	教育	医療	療結	婚葬	祭介	高	高	医	療出	産別	
平成一三	二〇〇	二〇〇	一、八〇〇	九〇〇	五五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	〃	出産費等相当額(無利子)
一八	二〇〇	二〇〇	一、八〇〇	九〇〇	五五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	〃	〃
二三	二〇〇	二〇〇	一、八〇〇	九〇〇	五五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	〃	〃

(単位 万円)

貸付状況の推移

年度	一般		住宅		住宅災害		育医		療結		婚葬		祭高		産
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
平成一四	四〇〇	六三〇、二〇〇	三〇〇	二、五九九、三五二	一一	二七、〇〇〇	三九九七	七、二〇〇	七	二一、五〇〇	三	三六、〇〇〇	三	三、二〇七	一三五〇
一九	二七三	七、五九一、一一六	一〇二六	二、七六七	四	八八九、二〇〇	一一	七〇〇	一	一七、五〇〇	三	三六、〇〇〇	三	三、二〇七	
二三	一四二	一九〇、四九四	二四	一四八、九八一	一	二〇〇	三六七八	九一七	四	六、八〇〇					

(単位 千円)

第六項 互助会事業

群馬県教職員互助会(昭和四十六年三月三十一日設立)は、会員とその家族の福祉の増進を図るため、相互救済事業として各種の給付事業及び厚生事業を実施している。

会の運営に必要な費用は、平成二十三年度までは会員の掛金(給料月額の千分の五)と県の補助金等によって賄われていたが、補助金は厳しい県の財政状況等を受けて減額されてきた。これにより、掛金の収入を確保するため、掛金の基礎となる給料月額の最高限度額は、二十年四月からは四

十九万六千円に引き上げられた。

また、事業についても、補助金の削減により、掛金収入のみで運営できるように、段階的に給付事業や厚生事業の内容を見直してきた。

会員数及び実施事業費 (単位 人、千円)

年度	会員数	給付事業	厚生事業
平成一四	一七、五一〇	二六、一八〇	六七、五六八
一九	一七、一〇一	九〇、九八一	三八六、六四五
二三	一七、〇三三	八七、六七九	二九五、四五四

第五章 学校人事課

第一節 組織等の変遷

第二項 学校人事課

平成十四年四月、グループ制を導入し、給与係及び電算係を免許・電算グループ及び給与グループに再編した。十六年四月、小中学校人事グループを義務教育人事グループに改称した。十八年四月、学校の組織運営、業務改善の調査研究等のため、企画グループを設置し、五グループ体制となった。二十年四月、再び係制となり、二十一年四月、企画係を管理係に改称した。

その後の組織改正はなく、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

学校人事課長	管理係	教職員人事評
次長	(五名)	価、学校の組織

職名		在職期間	氏名
次長(人事担当)	義務教育人事係 (八名)	運営	
	県立学校人事係 (七名)	県立学校に係る 人事事務	
	免許・電算係 (五名)	教員免許、教職員 の人事記録管 理	
	給与係 (七名)	教職員の給与、 公務災害補償	
学校人事課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三二	津久井 勳	
”	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	清水 和夫	
”	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	唐澤 正明	

人事主監	参事兼 学校人事課長	至 自平成二五・四・一	至平成二六・三・三一	至平成二七・四・一	至平成二八・三・三一	至平成二九・四・一	至平成二〇・三・三一	至平成一九・四・一	至平成一八・四・一
生形 優	須永 光明	須永 光明	宮崎 一	吉野 勉	大栗 勇一	小笠原祐治	宮崎 一	大野 秀一	大栗 勇一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 教職員定数の推移

一 小・中学校

平成十四年度から二十三年度まで十年間の市町村立小・中学校及び特別支援学校の教職員定数の推移は、条例定数から見ると、次表のとおりである。

昭和三十三年に制定された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」と略す。）は、昭和三十四年度から平成十七年度にかけて第一次～第七次の教職員定数改善計画が実施された。第七次教職員定数改善計画の主な内容は次のとおりである。

- 第七次（十三年度～十七年度）
- ・少人数指導等きめ細かな指導を行うための加配の創設
 - ・養護教諭、学校栄養職員、事務職員定数の改善
 - ・長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善

小・中学校教職員定数の推移（群馬県市町村立学校教職員定数条例による）

区 分		平成一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度	二四年度
小 学 校	教育職員	六五四〇	六、六七	六、六三三	六、六六一	六、六四二	六、六四二	六、七一一	六、八〇四	六、八二二	六、八〇七	
	学校栄養職員	九二	九九	一〇二	一〇〇	一〇〇	九九	九三	九〇	九六	八九	
事 務 職 員	計	三五四	三五八	三五四	三五二	三五二	三五三	三五三	三四八	三四九	三四六	
	教育職員	六九八六	七、〇八四	七、〇八九	七、一一二	七、〇九三	七、〇九四	七、一五七	七、二四一	七、二五七	七、二四二	
中 学 校	教育職員	四一七六	四、一五七	四、〇六〇	四、〇一九	三、九六五	四、〇〇一	三、九五九	四、〇〇五	四、〇二五	四、一七	
	学校栄養職員	五五	四九	四九	五四	五三	五〇	四八	四五	四四	四三	
事 務 職 員	計	一八八	一八六	一八四	一八一	一八五	一八五	一八四	一八六	一八七	一八七	
	教育職員	四四一九	四、三九二	四、二九三	四、二五四	四、二〇三	四、二二六	四、一九一	四、二三六	四、二四六	四、三四七	
支 特 立 市	教育職員	一五〇	一五〇	一六〇	一七三	一七二	一九七	二八八	二八七	二九三	一九九	
	学校栄養職員	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
事 務 職 員	計	一六五	一六五	一七五	一八八	一八七	三二二	三〇三	三〇二	三〇八	三二四	
	事務職員	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	

平成二十三年度に標準法の一部改正が行われ、小学校第一学年の三十五人以下学級編制が実施された。

本県では、標準法による学級編制基準等に基づいて、各年度ごとの教職員定数配当基準を定め、各学校に教職員を配置してきた。この教職員定数配当基準は、各年度において、本県の教育行政方針や学校教育における課題等を踏まえ、改善を図ってきたところであり、二十三年度の小・中学校の配当基準は、次表のとおりである。

小 学 校							中 学 校						
学級数	校長	教頭	学級担任	専科教員	校医・頼部	事務	学級数	校長	教頭	教科担任	生徒指導	校医・頼部	事務
1	1	1	1		3	①	1	1	1	2		4	①
2	1	1	2		4	①	2	1	1	5		7	①
3	1	1	3		5	①	3	1	1	7		9	①
4	1	1	4		6	1	4	1	1	7		9	1
5	1	1	5	1	8	1	5	1	1	8		10	1
6	1	1	6	1	9	1	6	1	1	10		12	1
7	1	1	7	1	10	1	7	1	1	11		13	1
8	1	1	8	1	11	1	8	1	1	13		15	1
9	1	1	9	1	12	1	9	1	1	14		16	1
10	1	1	10	1	13	1	10	1	1	16		18	1
11	1	1	11	1	14	1	11	1	1	17		19	1
12	1	1	12	1	15	1	12	1	1	18		20	1
13	1	1	13	1	16	1	13	1	1	19		21	1
14	1	1	14	2	18	1	14	1	1	20		22	1
15	1	1	15	2	19	1	15	1	1	22		24	1
16	1	1	16	2	20	1	16	1	1	24		26	1
17	1	1	17	2	21	1	17	1	1	25	1	28	1
18	1	1	18	2	22	1	18	1	1	26	1	29	1
19	1	1	19	2	23	1	19	1	1	28	1	31	1
20	1	1	20	2	24	1	20	1	1	30	1	33	1
21	1	1	21	2	25	1	21	1	1	31	1	34	②
22	1	1	22	2	26	1	22	1	1	33	1	36	②
23	1	1	23	2	27	1	23	1	1	34	1	37	②
24	1	1	24	3	29	1	24	1	1	35	1	38	②
25	1	1	25	3	30	1	25	1	1	36	1	39	②
26	1	1	26	3	31	1	26	1	1	38	1	41	②
27	1	1	27	3	32	②	27	1	1	39	1	42	②
28	1	1	28	3	33	②	28	1	1	41	1	44	②
29	1	1	29	3	34	②	29	1	1	42	1	45	②
30	1	1	30	3	35	②	30	1	1	44	1	47	②
31	1	1	31	3	36	②	31	1	1	45	1	48	②
32	1	1	32	3	37	②	32	1	1	47	1	50	②
33	1	1	33	3	38	②	33	1	1	48	1	51	②
34	1	1	34	3	39	②	34	1	1	50	1	53	②
35	1	1	35	3	40	②	35	1	1	51	1	54	②
36	1	1	36	3	41	②							
37	1	1	37	3	42	②							
38	1	1	38	3	43	②							
39	1	1	39	3	44	②							
40	1	1	40	3	45	②							
児 童 数				養 護 教 員			生 徒 数				養 護 教 員		
30人以下				①			20人以下				①		
31人～850人				1			21人～800人				1		
851人～950人				②			801人～900人				②		
951人以上				2			901人以上				2		

☆ 配当上の留意事項

- ・ 小学校の27学級以上及び中学校の21学級以上の本校で事務職員が2人配当されている学校では、そのうち1人は、図書館事務担当を兼ねる。
- ・ ○数字については、児童数、生徒数、学校状況等を勘案して配当する。
- ・ 隣接する6学級以下の小学校と5学級以下の中学校には、隣接する小・中学校に事務職員を1人配当する。
- ・ 市立中等教育学校(前期課程)についてはこれに準ずる。

二 県立学校

平成十四年度から二十三年度までの十年間の教職員定数の推移は条約定数で見ると次表のとおりである。

高等学校については、生徒の減少期を迎えて、定数が漸減していった。

県立中等教育学校を平成十六年度に開校し、完成年度となる二十一年度まで定数が増加した。

特別支援学校においては、平成二十年度に前橋高等養護

学校伊勢崎分校、二十二年度には館林高等特別支援学校が開校するなど種々の拡充整備が行われ、それ以降は大幅な定数増となった。

また、平成十三年度に始まり、五年間にわたって逐次定数の改善が進められてきた公立高等学校の教職員定数第六次改善計画は十七年度をもって完了した。

県立学校教職員定数の推移（群馬県立学校教職員定数条例による）

区分	平成十四年度		十五年		十六年		十七年		十八年		十九年		二十年		二十一年		二十二年		二十三年	
	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員	教育職員	学校栄養職員
県立高等学校	三、四一五	三	三、三八〇	三	三、三六七	三	三、三六一	三	三、三二九	三、二二八	三、一八一	三、一五五	三、一五三	三、一六七	三、一四五	三、一四五	三、一五三	三、一六七	三、一四五	三、一六七
計	三、九三〇	一四八	三、八九一	一四八	三、八七七	一四八	三、八七〇	一四七	三、七二三	三、六六一	三、五九〇	三、六八一	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二
事務職員	三六四	三六〇	三六〇	三五九	三五九	三五八	三五五	三四四	三四四	三四四	三四一	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
その他の職員	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四七	一四一	一四一	一四一	一三九	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
計	三、九三〇	一四八	三、八九一	一四八	三、八七七	一四八	三、八七〇	一四七	三、七二三	三、六六一	三、五九〇	三、六八一	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二	三、六三二
県立中等教育学校																				
計																				
教育職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				
県立特支																				
計																				
教育職員																				
学校栄養職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				
教育職員																				
学校栄養職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				
教育職員																				
学校栄養職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				
教育職員																				
学校栄養職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				
教育職員																				
学校栄養職員																				
事務職員																				
その他の職員																				
計																				

第二項 人事制度の変遷

一 管理職選考考査

小・中学校関係の校長選考考査は、昭和四十五年度(四十六年度採用)から実施されており、平成十四年度採用からは、学校教育法施行規則の一部改正を受け、次の要件を加えて資格要件を緩和した。

- 教育に関する職に二十年以上ある者で、教頭又は相当の教育行政等経験を三年以上有し、年齢満四十五歳以上の者

小・中学校関係の教頭選考考査は、昭和五十年(昭和五十一年度採用)から実施されており、校長選考考査と同様に、平成十四年度採用から次の要件を加えて資格要件を緩和した。(十九年度(二十年度採用)より、学校教育法等の改正により、特殊教育諸学校を特別支援学校に変更)

- 教育に関する職に十八年以上ある者で、郡市を異にする学校、(き)地学校、特別支援学校又は教育行政等経験を三年以上有し、年齢満四十歳以上の者

県立学校関係の教頭選考考査は、平成十三年度(十四年度採用)から実施されており、二十三年(二十四年度採用)からは社会人特別選考により採用された者に係る要件を加えて資格要件を緩和した。

- 高等学校、中学校又は小学校の教諭専修又は一種免許状を有する者で、教育に関する職に十五年以上あり、年齢満四十歳以上の者

- 教育に関する職に二十年以上あり、年齢満四十五歳以上の者

- 教育に関する職に五年以上あり、年齢満五十歳以上で社会人特別選考により採用された者

二 新規採用

平成十四年度以降の新採用者数は、児童生徒数の増減及び退職者数との関係から、年々変化している。

新採用者数の推移

年度	小学校	中学校	高等学校等
平成一四	八八	九八	一〇三
一五	一八四	一二五	一一三
一六	一四〇	八九	一二六
一七	一〇三	五九	九六
一八	八五	五五	八六
一九	一二二	七〇	八五
二〇	一六九	八三	七六
二一	一七〇	九三	一四

二二二	一八八	一〇一	一一九
二二三	二一九	一〇三	一四三

三 ぐんま少人数プロジェクト

(一) さくらプラン

平成十一年度から、小学校第一学年の多人数学級に非常勤講師一名を配置してきめ細かな指導を行う、通称「さくらプラン」を全国に先駆けて実施した。十五年度からは対象を第二学年まで、十七年度からは第三学年までに拡充し、更に二十一年度からは教員の配置により、第一・二学年三十人以下学級編制、第三・四学年三十五人以下学級編制が実現できるようにした。

(二) わかばプラン

平成十二年度から、中学校第一学年の学級数の多い学校に非常勤講師一名を配置してきめ細かな指導を行う、通称「わかばプラン」を全国に先駆けて実施した。二十三年度からは、中学校第一学年を三十五人以下学級編制とし、教職員配当基準に応じて必要となる教員を配当している。

第三項 教職員の勤務条件の改善

一 教職員の勤務時間等の変更

平成十四年度から完全週休二日制が施行され、毎土曜日及び毎日曜日が週休日となった。これに伴い、週休日の「まとめ取り方式」が廃止され、年次有給休暇の取得や教育公務員特例法第二十二條第二項に基づく研修が促され、長期休業期間の有効活用が図られた。

平成十九年度には県職員との均衡を保つために、休息時間が廃止された。二十二年には、一週間あたりの勤務時間が四十時間から三十八時間四十五分に改められた。

二 その他の勤務条件の改正等

平成十三年に地方公務員育児休業法が改正され、十四年四月から、子を養育する男女職員が、子が三歳に達する日まで休業することができるようになった。

平成十四年度には子の看護休暇、十七年度には男性の育児参加のための休暇が新設されるとともに、二十年度には育児短時間勤務、二十二年には短期介護休暇が導入されるなど、仕事と子育てとの両立を支援するための制度の充実が図られた。

平成十六年度からは休暇の付与期間が暦年から年度に変更され、事務の簡素化や年度末退職者の付与日数の適正化が図られた。また、同年度にはボランティア休暇に地域パトロールが、十七年度には子の看護休暇に予防接種がそれ

それぞれ対象に加わるなど、休暇制度の見直しが図られた。二十一年度には、永年勤続者表彰の廃止に伴い、二十五年以上勤続した五十歳の教職員がリフレッシュ休暇の対象に加わった。

第四項 学校の組織運営等

一 新しい人事評価制度

国において、平成十三年十二月に公務員制度改革大綱が閣議決定され、新たな人事評価制度の構築の一環として、能力評価と業績評価からなる新たな制度の導入が明記された。県教育委員会において、十五年度から三年間、有識者等からなる新しい人事評価制度研究会を設置し具体的な検討を始め、十七年十月から人事評価制度の試行を行い、その状況を踏まえ、十八年度から従来の勤務評定に代わる新しい人事評価制度を本格実施させた。この制度は、目標管理と業績評価から構成し、県民からの信頼や期待に応えるため、教職員の職能成長や能力開発を図ること等を目的とした。制度の充実・改善に向け、十九年度から二年間、人事評価制度検討委員会を設置し、その検討委員会の最終報告を受け、二十一年度に「群馬県立学校職員の人事評価に係る不服申出の取扱い等に関

する試行要綱」の施行、二十二年度に人事評価に関する規則の改正等を行った。

二 新たな職の設置

平成十八年度から三年間、学校裁量の拡大に見合った運営体制づくりや地域と十分な連携を図ることのできる体制づくりを進めるため、有識者による調査研究会を開催した。この間、十九年六月に学校教育法が改正され、副校長等の「新たな職」が設置できることとなったが、二十一年度には、「新たな職」の設置等を検討するため、「新たな職」設置検討委員会を開催し、具体的な課題の把握等を行った。二十二年度は、学校に求められる多様な課題への機動的・組織的な対応の充実を図るため、「新たな職」の設置に向けて学校組織運営検討委員会を開催し、二十三年度から学校教育法上の副校長を、中学校六校、県立学校十三校に配置した。

三 学校事務の共同実施

市町村立学校の事務職員が共同で複数の学校の事務・業務を効果的・効率的に実施することにより、事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るとともに、学校管理運営全般に係る支援や教員のゆとりの確保を図るなど、学校教

育の充実を目指すことを目的としている。

平成十八年三月八日に「群馬県学校事務の共同実施要領」を定め、県内全校を対象とした百九の共同実施組織を編成し、十八年度の試行実施を経て、十九年四月一日より本格実施となった。

中学校区を単位とした五から六校程度の事務職員で一つの共同実施組織を編成し、組織内の一校に集まり、複数の学校の事務処理を行っている。集まる時間は、週二回の範囲で一回当たり半日を上限としている。

四 「校務の効率化」の取組

小・中学校教員の多忙感が指摘される中、その原因を把握・改善することにより、児童生徒により良い学校教育を提供するため、平成十七年度に、「教員のゆとり確保」のための調査研究を実施した。調査結果を踏まえ、十八年度から二年間、「学校における業務改善事業」として、経営コンサルタンの指導助言によるモデル校での業務改善の実践研究を実施し、また、十九年度から四年間、リーフレットを作成・配布するなどして業務改善を図った。二十三年度以降は、「校務の効率化」と呼称を変更し、学校訪問により取組状況の把握に努め、改善リーダー（教頭・教務主任等）を中心とした組織的な校務の効率化を推進した。

五 優秀教員の表彰

昭和四十八年度から永年にわたり努力を積み重ねている教職員を「教育の振興に特に貢献した教職員」として表彰を実施してきた。平成十四年二月の中央教育審議会答申において、優秀な教員に対する表彰制度等の必要性が具申されたことを受け、本県でもこれまでの「貢献教職員表彰」に加え、新たに対象者を教員に限定した表彰制度の新設に向け、学識経験者で組織した優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究会議を設置した。会議での議論等を踏まえ、教員の意欲や資質能力等の向上、並びに信頼される学校づくりに資することを目的として、優秀教員の表彰を実施することを決め、十五年十月六日に「優秀教員表彰実施要領」を制定し、十五年年度から表彰を開始した。

第五項 教員免許

一 教員免許更新制

平成十九年六月の改正教育職員免許法の成立により、二十一年四月一日から教員免許更新制が導入された。

教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立

ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指している。

平成二十一年四月一日以降は、授与される教員免許状に十年間の有効期間が付され、有効期間の更新には、二年間で三十時間以上の更新講習を受講・修了し確認を受けなければならなくなった。また、制度施行前の免許状所持者も更新制の適用を受け、十年ごと(満三十五・四十五・五十五歳)に修了確認期限を設け、期限までに更新講習を受講・修了し確認を受けなければならなくなった。

第六項 教職員争訟

一 訴訟関係

平成十一年八月、依願退職した元中学校教員が箕郷町・県等を相手取り、慰謝料請求事件を起こしたが、これについては十四年六月、一審判決において原告側の請求が棄却された。原告側が控訴しなかつたため判決が確定した。

平成二十二年九月、分限免職の取り消し等を求めて行政訴訟が提訴されたが、原告側の不出頭及び休止期間の満了により、同年十二月に取下げ擬制の扱いとなった。

富岡実業高校と桐生工業高校における生徒会誌発行を巡る訴訟が、平成八年より継続していたが、十六年七月には、生徒会誌に謝罪広告掲載等を請求した桐生工業高校

事件が、十六年九月には、生徒会誌不掲載損害賠償等を請求した富岡実業高校事件の最高裁判決があり、いずれも原告が勝訴した。

二 審査請求関係

平成二十年七月、分限処分を取り消しを求めた請求人(二審)第八十一号事案)に対し、県人事委員会は分限処分を承認する裁決を下した。その後請求人は行政訴訟として県教育委員会を相手取り提訴した。

県立学校の人事異動に係る転任処分の取消請求事案は、平成十一年四月の請求棄却の裁決(二審)第六十三号事案)以降、新たな請求はない。

第七項 教職員の給与

平成十四年以降における本県職員の給与制度は、約五十年ぶりの大きな改革となる給与構造改革(十八年)などの大きな制度改正があり、諸手当についても、三月期末手当の廃止(十五年)、地域手当の新設(十八年)、自宅に係る住居手当の廃止(二十三年)等の大きな改正が数多く実施された。また、この間における民間の経済・賃金情勢は、バブル経済崩壊後の長引く不況とサブプライムローン問題に端

を發する世界同時不況の影響で年々厳しさを増していった。これにより、十四年には給与勧告制度始まつて以来の給料表の引下げ改定となり、その後も、十五年、十七年、二十一年、二十二年、二十三年に引下げ改定となつた。このほか、税収の大幅な落ち込みにより本県の財政は非常に厳しい状況となつたことから、十四年に管理職層の給料減額や一般職員の昇給延伸を内容とした給与抑制措置が実施され、その後も、十五年、十六年、十七年、二十一年、二十二年、二十三年に管理職層を中心とした給与抑制措置が実施された。

一方、この間には教職員のみ適用される制度改正も数多くあつた。まず、給料についてみると、学校職員関係の給与条例一本化(十五年)があり、諸手当については、舎監手当・特殊勤務(ポイラー技術担任)手当の廃止が行われたほか、特殊勤務(夜間課程本務・非常災害時等緊急業務・修学旅行等指導業務・対外運動競技等指導業務・部活動指導業務)手当・義務教育等教員特別手当の額及び支給方法の改正等が行われた。

平成十四年以降の主な給与制度改正

適用年月	改正内容
一四年 四月 一五年 一月	○給与抑制措置の実施 ○給料表の引下げ
一五年 四月	○扶養手当の額の改正、期末手当の引下げ、舎監手当の廃止 ○学校職員関係の給与条例一本化 ○給与抑制措置の実施 ○三月期末手当の廃止
一五年 二月	○給料表の引下げ ○期末手当の引下げ、扶養手当の額の改正
一六年 四月	○給与抑制措置の実施 ○通勤手当・宿日直手当・特殊勤務(修学旅行等指導業務)手当の額の改正 ○寒冷地手当の額・支給方法の改正 (暫定措置あり)
一六年 一〇月	○給与抑制措置の実施
一七年 四月 一七年 二月	○期末手当の引上げ
一八年 一月	○給料表の引下げ

一八年 四月	○扶養手当・通勤手当の額の改正 ○給与構造改革（給料表の引下げ・一部の給料表における級の統合・号給の四分割・昇給時期の統一・地域手当の新設・高齢層職員の昇給抑制）の実施（経過措置あり）
一九年 四月	○給料表の引上げ ○管理職手当の定額化、扶養手当・通勤手当の額の改正、地域手当の支給割合の改正
一九年 二月	○勤勉手当の引上げ
二〇年 四月	○寒冷地手当の額・支給区分の改正、地域手当の支給割合の改正
二二年 一月	○義務教育等教員特別手当・特殊勤務（非常災害時等緊急業務・修学旅行等指導業務・対外運動競技等指導業務・部活動指導業務）手当の額の改正
二二年 四月	○給与抑制措置の実施 ○特殊勤務（ポイラー技術担任）手当の廃止、特殊勤務（夜間課程本務）手当の額・支給方法の改正、定時制通

二二年 五月	信教育手当・産業教育手当の支給割合の改正
二二年 二月	○六月期末・勤勉手当の一部凍結 ○給料表の引下げ
二二年 一月	○期末・勤勉手当の引下げ、住居手当（自宅）の額の改正
二二年 四月	○給料の調整額の調整数引下げ、義務教育等教員特別手当の額の改正
二二年 二月	○給料表の引下げ
二三年 一月	○期末・勤勉手当の引下げ
二三年 四月	○給料の調整額の調整数引下げ、義務教育等教員特別手当の額の改正
二三年 二月	○給与抑制措置の実施 ○住居手当（自宅）の廃止（経過措置あり）、通勤手当の額の改正 ○給料表の引下げ

第六章 義務教育課

第一節 組織等の変遷

第一項 義務教育課

一 義務教育課

平成十六年四月、事務局の機構改革により、学校指導課が廃止され、義務教育の指導を分掌する義務教育課を三係（企画係、指導係、人権教育推進係）体制で設置した。

平成二十三年四月、指導主監を設置し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

義務教育課長	企画係	児童生徒健全育成
指導主監 (六名)		
次長	指導係	教科指導、教育課程、教科
警察本部派遣	(二〇名)	

(一名)	
人権教育推進係 (三名)	書採択 人権教育

職名	在職期間	氏名
義務教育課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	井田 延夫
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	高德 彰
〃	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	矢島 正
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	堀澤 勝
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	堀澤 勝
参事兼 義務教育課長	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	堀澤 勝
指導主監	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三一	久保 信行

二 人権教育室

平成十四年四月、前年度までの同和教育室を改組し、課長以下一係（人権教育推進係）の人権教育室が設置されたが、十五年四月の事務局組織の再編、整備により学校指導課に統合した。

歴代の室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
人権教育室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	木村 哲嗣

三 学校指導課

平成十四年四月現在、課長以下七係（企画指導係、中等教育学校設立準備係、情報教育係、小中学校指導係、高等学校指導係、職業教育係、特殊教育係）及び義務教育担当室長、指導主監（特別支援教育担当）を配置する組織であった。

平成十五年四月の事務局組織の再編、整備により人権教育室人権教育推進係を統合し、また中等教育学校設立準備係及び職業教育係が廃止され、五係一室一係体制となった。

平成十六年四月、事務局の機構改革により組織を廃止し、業務は義務教育課及び高校教育課に引き継いだ。
歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
学校教育部参事 兼学校指導課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	今野 秀克
学校指導課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	飯野 眞幸
義務教育担当 室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	清水 和夫
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	井田 延夫
人権教育室長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	木村 哲嗣
指導主監（特別 支援教育担当）	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	尾崎 享子

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 教育課程

一 幼稚園教育

平成二十三年五月現在、本県における公立幼稚園数は、八十四園(分園一を含む)、園児数五千九百五十三名である。これを十四年度と比較すると、園数で二十九園、園児数で二千三百九十八名減少している。

この間、県教育委員会では、平成十四年度に「ぐんま幼児教育プラン」を策定し、本県の全ての幼児が、「豊かな時間の中で、豊かに遊び、ともに生きていることに喜びを感じる子」となるよう、教育内容・方法や教育環境の充実、家庭・地域社会との連携など具体的な方策を示した。十五年度から、この趣旨を踏まえ、取組を推進し、幼稚園教育の一層の充実に努めた。

幼小連携推進に向けて、平成十六年度にリーフレット「学びのつながりを求めて」を作成・配布した。十七年度に幼児小連携地域連絡会、十八、十九年度には、幼児小連携推進協議会、幼小連携出前訪問を実施した。

また平成二十年度に、園の取組に役立つ内容を示した「就学前のぐんまのこどもはぐくみガイド」を作成・配布し、内容や活用についての啓発活動を行った。

更に、平成十四年度から二十三年度まで、幼稚園教育課程等研究協議会を開催し、本県の幼児教育の一層の振興・充実に努めた。

国の動向として、文部科学省は平成二十年三月に幼稚園教育要領を公示し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促すことが示された。

二 小・中学校教育

平成二十三年五月現在、本県における公立小学校数は、三百三十四校(分校三を含む)、児童数十一万二千六百九十八名である。これを十四年度と比較すると、校数で十八校、児童数で六千七百五十八名減少している。公立中学校数は、百七十一校(分校二を含む)、生徒数五万七千十名である。これを十四年度と比較すると、校数で八校、生徒数で五千四百五十四名減少している。

平成十三年度までは、月に二回の学校週五日制が取り入れられていたが、十四年度からは完全学校週五日制となった。

県教育委員会では、平成十四年度から十六年度までの三年間、豊かな人間性の育成、基礎学力の向上、体づくりの実践・充実に目指した「群馬県小・中学校教育充実計画」を策定し、その計画に基づいた実践・充実に努めるため、毎年度、教育課程研究協議会を行った。

文部科学省は、平成二十年三月に、新たに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することの三つの方針を明示した。また、小学校では、国語、社会、算数及び理科の授業時数を増加するとともに、小学校高学年に外国語活動を新設した。中学校では、国語、社会、数学、理科及び外国語の授業時数を増加した。

本県では、改訂された学習指導要領の趣旨及び改訂のポイントの理解を促すため、平成二十年度には、小・中学校教諭を対象に、新教育課程説明会を年三回実施した。また、校長等を対象に、同じく説明会を年八回実施した。さらに、二十一年度には、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、具体的な教科の指導について示した、「新教育課程編成・実施に向けての参考資料」を作成し、Web掲載した。

第二項 学力向上対策

一 主な県教育委員会の取組

平成十六年度までは、「群馬県小・中学校教育充実計画」（初年度は十二年度）に基づいて、生きて働く「基礎学力」の向上を図り、十七年度から十八年度は、「生きる力」育成施策・『確かな学力』育成構想に基づいて、教師の指導力の向上に努めるとともに授業の充実を図った。さらに、十九年度から二十一年度は、『確かな学力』向上計画に基づいて、よりよく問題を解決する資質や能力等の「確かな学力」の向上を図った。

この間、平成十六年度から十八年度までは、「これからの教育課程の創造事業」として、小学校一校、中学校一校を指定し、教育課程の編成、実施、評価、改善の研究を行った。また、十七年度から二十二年度までは、「授業改善拠点校」として、小学校四校、中学校三校を指定し、授業改善を通した学力向上に努めた。

平成二十二年度からは、「基礎・基本習得プロジェクト」を推進し、全ての児童生徒が授業が分かることを目指した。このプロジェクトでは、県独自に学力調査（ぐんまの子ども基礎・基本習得状況調査）を行い、県内の児童生徒の実態の把握に努めるとともに、その調査結果を分析し、二十三年度には、各教科の指導の基本をまとめた「はばたく群馬の指導プラン」を作成し、県内の全小・中学校教員へ配付した。さ

らに、「基礎・基本習得のための実践研究事業」の協力校として小学校四校、中学校四校を指定して、実践研究を進めることにより、公開授業を通して基礎・基本習得のための手立ての普及に努めた。

二 作成資料

〈十四年度〉

・「個を伸ばすための指導事例集」

〈十五年度〉

・「生きる力」をはぐくむために 群馬は、こうします！」

・小・中学校における授業改善のポイント」

・『確かな学力』向上のための三十六の方策」

・『学力向上推進委員会』の協議に基づくアピール」

〈十六年度〉

・「生きる力」育成施策」『確かな学力』育成構想」

・『コソコソ学習』のすすめ」(小学校版、中学校版)

・「みんなでつくる授業応援集」

〈十七年度〉

・「PISA型」読解力』を育てるために、考える活動を充実

させましょう！」

・「授業改善のためのワンアクション」わたしは、こうします！」

のすすめ」

・「ぐんまの子どもに『確かな学力』を」

〈十八年度〉

・「授業力アップへの提言1」

・「確かな学力」向上計画

〈十九年度〉

・「授業力アップへの提言2」

・「全国学力・学習状況調査結果活用資料」

・『確かな学力』を育成するために」

〈二十年度〉

・「全国学力・学習状況調査結果活用資料」及び「結果分析

資料」

・「授業を変える十二の提言」

・「就学前の ぐんまの子ども はぐくみガイド」

・「学力UP！実践事例集」

〈二十一年度〉

・「子どもが生き生きと学ぶ授業ヒント集」(第一集 第二集)

・「全国学力・学習状況調査結果分析資料」

・『確かな学力』向上計画評価資料」

〈二十二年度〉

・「子どもが生き生きと学ぶ授業ヒント集」(第二集)

・「全国学力・学習状況調査結果分析資料」

・「これからの学習評価について」

（二十三年度）

- ・「はばたく群馬の指導プラン」
- ・「授業から見えた指導のポイント」
- ・「子どもが生き生きと学ぶ授業ヒント集」（第四集）
- ・「ぐんまの子どもの基礎・基本習得状況調査結果分析資料」

第三項 生徒指導

一 児童生徒の健全育成

子どもたちを取り巻く社会環境の変化により、暴力行為、不登校、いじめ等の問題行動の背景・要因が、家庭の養育の問題、本人に関わる問題、社会環境の有する問題等、複雑かつ深刻化してきた。それに伴い、学校においては、児童生徒の健全育成に、計画的・組織的に対応することがこれまで以上に重要になってきた。

問題行動の未然防止や早期対応については、関係機関と連携して、組織的・体系的な指導の充実に努めてきたが、平成十六年には、県教育委員会と県警本部及び各市町村教育委員会と各警察署の間で協定を結び、児童生徒の非行及び犯罪被害等の防止のため、連携強化を図った（「学校警察児童生徒健全育成推進制度」）。

小学生の初発型非行への対応として、平成十七年に万引

き防止プログラムを作成し、県警少年課と連携して万引き防止指導の充実を図った。

平成十九年には、中学生向けに、非行防止プログラムを作成した。プログラムは、中学生が非行防止について考え、話し合うことにより、規範意識の醸成や自己指導能力の育成を目的としている。その後も適宜内容を追加し、生徒の実態や生徒指導上の諸問題への対応を図った。

不登校の問題に対しては、組織的な対応の充実を目指して、平成十九年に「不登校対策マニュアル」を作成し、全教職員が適切な支援・対応が行えるよう周知を図った。また、七年度から配置を進めてきたスクールカウンセラー（以下SC）は、十九年度に全中学校の配置が完了した。小学校については、段階的に配置校を増やしてきた。さらに、二十二年度には、各教育事務所にSCスーパーバイザーを配置し、SCへの支援や解決困難な事案の対応を図った。

いじめの問題に対しては、平成十九年に「いじめ問題対策マニュアル」を作成し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消ができる組織づくり等について示した。二十二年度からは、全小・中学校で、毎月いじめアンケートを実施し、児童生徒から直接状況を聞く機会を設けた。

非行、不登校、いじめ等の問題には、家庭など児童生徒を取り巻く環境が要因になっている場合も多くあることから、

平成二十・二十一年度に福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを県内五カ所（四中学校、一適応指導教室）に配置した。

第四項 進路指導（キャリア教育）

平成十一年の中央教育審議会答申でキャリア教育の必要性が提唱されたことを受け、文部科学省は、十四年に「キャリア教育に関する総合的調査研究者会議」を設置し、十六年にはその報告書を発表した。さらに、十八年に「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引き」を作成・配布し、主に中学校・高等学校で行われてきた進路指導を含めて、就学前から発達段階に応じて実施するキャリア教育を推進してきた。

県教育委員会では、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、子どもたちが社会の中で、自立して生きていくために必要な基礎となる力を育てることを目的として、小・中学校における進路指導（キャリア教育）に関する施策を次のように実施し、その推進・充実に努めた。

平成十四年度は、中学校進路指導主事研究協議会を開催し、講義、実践報告、分散会を通して、「生き方」に視点を当てた進路指導の在り方や、啓発的体験を生かす指導の

在り方について協議した。

平成十七年度から十九年度にかけて、県キャリア教育研究協議会を開催し、キャリア教育について、教職員の共通理解を図るとともに、推進上の課題と具体的方策を協議した。

平成十七年度から二十年度にかけて、キャリア教育実践プロジェクト事業として、「キャリア・スタート・ウィーク」を実施し、地域の教育力を活用して、中学校を中心とした五日間の職場体験等を実施するなど、キャリア教育の推進を図るための調査研究を行った。また、県キャリア・スタート・ウィーク支援会議を開催し、職場体験等の円滑な実施等について協議し、県内の中学校の職場体験等の推進を図った。

〔キャリア・スタート・ウィーク指定地域〕

十七年度：伊勢崎市（赤堀・境地区）・高崎市、大泉町

十八年度：渋川市、高崎市、東吾妻町、みなかみ町、

みどり市

十九年度：富岡市、長野原町、片品村、明和町

二十年度：富士見村（現前橋市）、安中市、草津町、

昭和村、桐生市

平成十八年度から十九年度にかけて、県内の公立小学校

において、児童に夢や感動を与えるとともに、望ましい勤労観・職業観を育てる目的で、「夢と希望をはぐくむ特別授業」を実施した。

平成二十年度から二十二年度にかけて、県内の公立中学校において、生徒に社会人としてのマナーや望ましい勤労観・職業観を育てるための「中学生マナーアップサポート事業」を実施した。

平成二十三年度は、県内公立小・中学校に様々な分野で活躍している人材を講師として派遣し、講話や交流、体験的な活動などを実施する「未来を拓く特別授業」を実施し、将来に向けての夢や希望の育成を図った。

第五項 へき地教育

本県におけるへき地学校の数は、平成十四年度は七十三校(分校、休校を含む)であったが、少子化、過疎化の影響を受け、二十三年度には五十二校となり、この十年間で二十一年校の減少となった。

県教育委員会としては、教育の機会均等の趣旨に基づき「へき地教育振興法」で示されているへき地における教育の水準の向上を図ることを目的として、へき地学校に勤務する教員の研修機会の充実やそのための経費確保等の施策を進め

てきた。

具体的には、この十年間継続して、県へき地教育研究大会を開催して市町村への指導助言を行ったり、全国へき地教育研究大会へ校長及び教員を派遣したりした。また、へき地教育における研究や実践をまとめた「板木」を発行した。

平成十四年度から十五年度には、へき地学校交流活動推進のための補助金により、へき地学校間の交流を促進した。また、へき地教育振興会への補助金及びへき地教育センターの運営費補助金を十年間継続して交付し、へき地学校の教育条件整備及び教育活動の充実に努めた。

さらに、へき地学校に十五年以上勤務するなど、本県のへき地教育振興に功労のあった教職員を、この十年間でのべ百二十六人表彰した。

(資料一)へき地学校数の推移

年度	小学校数(校)	中学校数(校)
一四	五二	二一
一五	四九	二一
一六	四五	一八
一七	四三	一八
一八	四三	一八
一九	四二	一八

二〇	三九	一八
二一	三八	一八
二二	三七	二〇
二三	三三	一九

(資料二)県及び全国へき地教育研究大会開催地域

年度	回数	県へき地教育研究 大会開催市町村	全国へき地教育研 究大会開催県
一四	五一	利根村	滋賀県
一五	五二	藤岡市	福井県
一六	五三	六合村	佐賀県
一七	五四	松井田町	徳島県
一八	五五	甘楽町	宮城県
一九	五六	みなかみ町	奈良県
二〇	五七	高崎市	山梨県
二一	五八	長野原町	鹿児島県
二二	五九	片品村	広島県
二三	六〇	神流町・上野村	北海道

第六項 人権教育

一 人権教育の推進に向けた取組

県教育委員会では、平成十四年に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、十六年に、この基本方針に基づく十八年度までの「群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)」を策定した。

平成十九年には、推進計画に基づくこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、学校教育及び社会教育・家庭教育における人権教育の進め方の取組例を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定した。

そして、市町村教育委員会をはじめ関係機関との連携のもとに、各種協議会や担当者会議、指定校等連絡協議会の開催、研究指定校や総合推進地域の指定、啓発資料等の作成等を行い、人権教育を推進してきた。

二 主な協議会

(一) 県市町村人権教育推進連絡協議会

人権問題の早期解決に資するために、毎年七月に各市町村の人権教育推進組織の代表者による協議会を組織し、社会教育における人権教育の取組についての情報交換及び協議を行った。

(二) 小中高特人権教育推進協議会

小・中学校、高等学校、特別支援学校における人権教育の推進・充実を図るため、平成二十一年度より各校の人権

担当者を対象に、深刻化・多様化する人権問題に対応した実践上の諸問題についての協議を行った。

(三) 地区別人権教育研究協議会

小・中・特別支援学校における人権教育の推進・充実を目的に、年一回、教育事務所ごとに人権教育に視点を当てた授業研究会等を通して、人権教育の指導方法等の諸問題についての研究協議を行った。

三 研究指定校及び人権教育資料等

(一) 文部科学省研究指定校・総合推進地域

年度 (平成)	研究推進校		総合推進地域
	小学校	中学校	
一四	中之条二小	千代田中(一三)	白沢村(一二)
一五			
一六	利南東小	松井田東中	北橋村
一七			
一八		渋川中	
一九	大間々東小		藤岡市
二〇		六合中	
二一	玉村中央小		
二二		みなかみ中	東吾妻町
二三	京ヶ島小		

二三 川内中(二四)

※人権教育研究開発校(平成十六年度補助事業終了)

- ・中之条第二小 千代田中 (十三～十五年度)
- ・松井田東中 (十四～十六年度)

(二) 人権教育資料等

年度	資料名
一四	人権教育指導資料
一五	群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)
	中学・高校生用学習教材「共に生きる」
	「共に生きる」学習シート集
一六	人権教育実践事例集(小学校編)
一七	中学・高校生用学習教材「共に生きる」活用事例集
一八	群馬県人権教育充実指針
一九	中学・高校生用学習教材「共に生きる」学習指導案集
二二	人権教育の取り組みの充実について(通知)
二三	人権教育推進資料
毎年	同和教育資料「心ゆたかに」(中学生)(一四)
配布	同和教育資料「明日をひらく」(高校生)(一)

() は 配布 対象	(四) 人権教育資料「はぐくみ」(小学校高学年保護者)(一四〇二〇) 人権教育資料「みんなの願い」(小学校高学年保護者)(二一〇) 人権教育資料「かがやき」(小学校低学年保護者)(一五〇一九) 人権教育資料「めぶき」(幼稚園保護者)(一四〇)
----------------------	---

第七項 争訟

一 損害賠償事件

桐生市立新里東小学校六年生女子児童が平成二十二年十月に自宅で自殺したのは、学校でのいじめや学校の対応に原因があるとして、両親が桐生市及び県に対し損害賠償を求め訴えを二十二年十二月、前橋地方裁判所に提起(平成二十二年(ワ)第九八八号)した。二十三年二月に第一回口頭弁論が行われ、二十四年一月には第五回口頭弁論が行われた。

第七章 高校教育課

第一節 組織等の変遷

第二項 高校教育課

一 高校教育課

平成十六年四月、事務局の機構改革により学校指導課の公立高校等指導部門を分割するとともに、企画グループ、指導グループ、特別支援教育グループを設置して、三グループからなる高校教育課を設置した。

平成二十年八月に開催される第三十二回全国高等学校総合文化祭(群馬大会)の準備のため、十八年四月、課内に全国高校総合文化祭推進室を設置し、翌十九年四月に部内室へ昇格させた。

平成十九年四月、特別支援教育のさらなる充実を図るため、特別支援教育グループを改組し、部内室に特別支援教育室を設置した。

平成二十年四月、グループ制の廃止に伴い、企画係及び

指導係を設置した。

平成二十一年四月、部内機構改革により、総文祭係を廃止した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等(ただし、全国高校総合文化祭推進室長は別掲)は、次のとおりである。

高校教育課長		職名
次長	企画係 (八名)	高校教育改革推進、生徒健全育成、訴訟
指導係 (二一名)	教科指導、教育課程、教科書採択、入学者選抜、産業教育、教育情報化	

職名	在職期間	氏名
高校教育課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	飯野 眞幸

〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	藤倉 新一
高校教育課長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	阿部 芳夫
局付課長	自平成二〇・一〇・一 至平成二一・三・三一	石坂 和夫
高校教育課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	尾池 武
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小笠原祐治

二 学校指導課

第六章一四〇〇頁参照

三 全国高校総合文化祭推進室

平成十九年四月、第三十二回全国高等学校総合文化祭（群馬大会）を二十年八月に開催するため、高校教育課内室を再編し部内室として、全国高校総合文化祭推進室を設置した。

大会終了に伴い平成二十年十月に、高校教育課内に総文祭係を設置して、組織を廃止した。

室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
全国高校総合文化祭推進室長	自平成一八・四・一 至平成二〇・九・三〇	石坂 和夫

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 高等学校教育指導

一 指導体制の確立と授業改善の推進

本県においては、校内の指導体制を整備するため、従来から「群馬県立高等学校管理に関する規則」に基づき、校務分掌の組織及びその構成、主任主事等の任命を適切に行うよう指導してきた。各高等学校等においては、校長のリーダーシップのもとに、教職員一体となった指導体制を確立し、学校運営の正常化、適正化と効率化を図った。

平成十六年度から、「授業改善実施要領」に基づき、授業改善を一層推進した。各校に「授業改善推進委員会」を設置し、校長による授業観察・指導をはじめ、教員相互の研究授業の充実、保護者への授業公開等を通して、学校を挙げて

授業改善に努めた。

二 教育課程の適正な管理と効果的な実施

平成十一年三月に公示された学習指導要領は、必履修科目の単位数の削減、「総合的な学習の時間」の創設、教科「情報」の設置、学校設定教科・科目の設定を可能としたこと、一単位時間の弾力化などを特色とし、十四年度から本格実施された。

県教育委員会では、平成十四年度から教育課程研究協議会を開催し、新教育課程等について、趣旨の説明や研究協議等を行い、学校教育の改善及び充実を図っている。

また、平成十八年に問題となった必修教科・科目の不適切な扱いに係る対応として、十九年二月に「群馬県立高等学校における教育課程編成及び実施上の指針」を策定し、各学校の教育目標の達成に向けた教育課程の適正な編成と実施に関する基本方針とその留意事項を定めた。

平成二十一年三月に公示された学習指導要領は、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力の育成」を引き継ぎ、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視」、「道德教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成」を基本的な考え方としている。この改訂は、共通性と多様性のバランスを

重視した学習の基盤となる国語、数学、外国語の共通必履修科目の設定、週当たりの授業時数三十単位時間(全日制・標準)を超えることができることを明確化し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることや言語活動の充実を特色としている。二十一年度「福祉に属する科目」、二十二年度「総則(教育課程編成の一般方針等、総合的な学習の時間、特別活動など)」及び二十四年度「数学」「理科」で先行実施され、二十五年度から年次進行で本格実施された。

県教育委員会では、平成二十三年三月に「群馬県立高等学校教育課程編成基準」を改正した。

三 入学者選抜方法の改善

通学区域について、平成十四年一月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、高等学校の通学区域の指定の条項が削除され、全県一区とすることが可能となり、「高校教育改革基本方針(十四年)」により、高校再編、各高校の特色化への取組とともに普通科高校の通学区域の見直しが行われ、十九年度入学者選抜から、県立高等学校の通学区域を群馬県全域とした。

平成十六年度入学者選抜から、万場高校、嬭恋高校、尾瀬高校において、連携型中高一貫教育を行う高等学校及び

中学校間による連携型選抜を導入した。

平成十七年度入学者選抜から、定時制課程選抜を全日制課程後期選抜と同日程とした。また、前橋清陵高校及び太田フレックス高校において、フレックススクール選抜を行った。

平成十七年度入学者選抜では、十六校において「数学」又は「英語」の学力検査問題の一部又は全てを学校独自問題（自校入試）で実施した。

平成十八年度入学者選抜から、前期選抜の募集人員を従前の二十〜四十％から、二十〜五十％とし、学力を問う側面を含む総合問題（小論文の延長としての位置付け）の出題を認めた。また、後期選抜の合格発表時間を従前の午前七時から、午前十時とした。

平成十九年度入学者選抜から、前期選抜の募集人員を十〜五十％とした。志願先変更の受付時間については、従前の午前九時〜午後四時までを、午前九時〜午後五時までとした。受検者の本人確認を適正・確実に行うため、入学願書に受検生の写真を貼付することとした。また、フレックススクール二校において、「秋季入学のための入学者選抜」（八月実施）を行った。

平成二十一年度入学者選抜から、受検票にも写真を貼付することとした。前期選抜における「可否通知書」の手交

方法を一部改め、高校が指定した一箇所の教育事務所へ、午前九時三十分〜午前十時までに提出することとした。

四 キャリア教育・進路指導の充実

平成十四年度に、各経済団体、学校関係者、行政機関で構成された「群馬県高校就職問題検討会議」を群馬労働局とともに立ち上げ、高校生の就職受験機会の拡大や就職慣行についての見直しの検討を行うとともに、事業所の協力を得て、二週間程度の長期インターシップを開始した。十五年度からは、ぐんまトライワーク推進として実施している。

平成十四年度から「公立高等学校進路指導対策協議会」において、キャリア教育の重要性を高めていった。

平成十八年度に、希望する高校でキャリアアドバイザー等を活用した講演や進路相談等を行う「夢実現・進路プラン」事業を開始した。二十四年度からは、全ての県立高校でキャリアアドバイザー活用事業を実施している。

五 定時制通信制教育の改善

「公立高等学校（定時制課程）の将来整備等に関する基本方針について」（平成七年）に基づき、生徒募集の停止を行い、三校の定時制課程を廃止（十四年三月榛名、十五年三月中之条、二十年三月太田）した。

平成十七年四月には、「高校教育改革基本方針」(十四年)に基づき設置した太田フレックス高校において、三部制の定時制課程と通信制課程を併設し、通信制課程では、定通併修制度を可能とした。

平成十九年四月には、藤岡中央高校開校に伴い、藤岡高校定時制生徒は藤岡中央高校定時制へ転学した。

平成二十年四月には、安中総合学園高校開校に伴い、安中高校定時制生徒は安中総合学園高校定時制へ転学した。

六 職業教育の推進

科学技術の発展、経済のグローバル化、環境問題への対応、少子高齢化社会の到来、終身雇用制の見直しなどを背景に、産業経済の状況や就業構造が大きく変化した。

これらを踏まえ、「高校教育改革基本方針」(平成十四年)、「群馬県産業教育振興会答申」(十九年)を受け、学校の統合、学科の改編等を行った。

職業学科については、材料・設備科や化学系学科を一部廃止し、情報科や環境系学科を設置した。また、コース制、入試の際のくくり募集の導入が進んだ。

平成五年から引き続き、群馬県産業教育フェアを開催するとともに、インターンシップなどの就業体験や資格取得にも積極的に取り組み、職業教育の充実を図っている。

文部科学省の指定を受け「専門的な職業人材育成事業」(平成二十年度～二十二年度)を実施し、専門高校と地域産業界等が連携した技術者や農業後継者を育成するための教育プログラムの開発・実証を行った。その成果を引継ぎ、二十三年度から農業、工業、商業の各分野において、「次代を担う職業人材育成事業」を実施している。

七 理数教育の充実

科学に関する基礎的素養の向上や、知識や技能を活用する態度を育成するため、理数教育の充実に向けた事業を実施している。

平成十四年度から、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール(SHS)事業が開始され、十四年度には高崎高校が、十五年度には高崎女子高校が指定された。十四年度から、科学研究等を行う高校生の発表の場として、群馬県SHS・SPP等合同成果発表会を開催している。

平成十八年度から、東京大学大学院数理解科学研究所と連携し、数学に関する資質を高めることを目的として、群馬県高校生数学キャンプを開催している。

平成二十三年度から、科学の甲子園群馬県大会を開始し、数学・理科及び、科学技術への理解の裾野を広げると同時に、全国大会で活躍できる県代表を選出している。

八 国際理解教育の推進

進展するグローバル化の中で、自国の文化を深く理解するとともに、他国の文化や社会情勢等について、積極的に理解しようとする意欲と態度を育むため、積極的に国際理解教育に取り組んでいる。

英語教育の研究開発校として、平成十四年度に中央高校、十五年度に館林女子高校、十六年度に伊勢崎東高校、十七年度に高崎北高校、十八年度に太田東高校、十九年度に中央中等教育学校が、スーパー・イングリッシュ・ラングージ・ハイスクール（SELIH）に指定され、英語教育を重視したカリキュラムの開発等について実践的な研究を行った。

教育の国際化への対応と高校生の外国語でのコミュニケーション能力の育成を図る目的で、外国青年を招致し、外国語指導助手（ALT）として活用を図っている。

国際交流については、平成二十三年度に五校が海外修学旅行を実施し、公立高等学校等十七校が海外短期研修を実施した。また、二十三年度に海外に留学した公立高等学校等の生徒は十三名であった。

九 情報教育の推進

本県では、平成十八年に、「IT新改革戦略」に基づき教育の情報化を推進する指針として、「群馬県教育情報化推

進構想」を策定した。その実現を目指し、特に教職員のICTリテラシーの向上、校務事務の軽減等に向けた調査研究を進め、組織的・体系的に教育の情報化を図ってきた。

平成二十年度には、「校務の情報化モデル校事業」として、県立高校三校の教職員に対して一人一台のパソコンを整備し、ICTリテラシーの向上、校務の情報化について調査研究を実施した。

平成二十一年度には、「ICT機器整備事業」として、プロジェクト、書面カメラ、スクリーン等のICT機器を全県立高校に整備した。ICT教育の推進校として六校を指定して、ICT機器を活用した授業についての研究を進めた。ICT支援員を派遣し、教材や資料の提示方法の工夫等の実践研究を推進した。また、各学校は、校長を学校のCIOとした「校内教育情報化推進委員会」を設置した。

十 開かれた学校づくりの推進

学校評議員制度は、校長が学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方等に関し、保護者や地域の住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開していくため、平成十二年度から実施している。全ての県立高校等で学校評議員制度を導入し、学校運営の改善・充実に効果を上げている。

学校が主体的に自己点検・自己評価を行い、その成果や課題を積極的に公表するなどして、保護者や地域住民と連携・協力しながら教育の質の向上を図ることを目的とし、平成十六年度から、全ての県立高校等に学校評価システムを導入した。二十二年度には「群馬県立高等学校等における学校評価実施要項」を定め、従来からの自己評価に加え、学校関係者評価も実施・公表することとした。

第二項 生徒健全育成

一 生徒指導の充実

問題行動が多様化し、パソコンや携帯電話等を悪用する問題行動も増加した。また、自らの感情をコントロールし他者と協調して生きる力が十分に育まれていないことから、問題行動を起こしたり不登校となったりする傾向が見られ、生徒の社会性や規範意識を育み、良好な人間関係を築く力を養う指導が課題となった。

問題行動等の未然防止やその対策として、生徒指導対策協議会等において、生徒指導体制の強化等について各学校に指導する一方、優れた指導事例の共有等を通して、教職員への指導力向上を図った。

また、生徒の社会性を伸張させるとともに、自己有用感

や自己を生かす能力を養うことを目的として、平成十五年度から、「ようこそ先輩！（高校生ボランティア・チューター小学校派遣事業）」を開始した。

中途退学防止対策については、生徒の基本的な生活習慣確立のため、授業中の生徒指導を積極的に推進するとともに、早期に高校生活に適應できるように中学生や保護者に対する、各校の教育内容や特色の周知活動を一層推進した。

二 教育相談体制の充実

不登校やいじめ等の背景として、共同生活体験の不足、人間関係の希薄化、さらには家庭の教育力の低下等による生徒のコミュニケーション能力の低下等が課題となった。そのため、不登校やいじめの未然防止やその対策として、教育相談対策協議会等において、教育相談体制の充実について各学校に指導し、教職員の指導力向上を図った。

平成十四年度から、スクールカウンセラー活用事業を開始し、十五年度までは四校、十六年度から十九年度は五校、二十年度は七校、二十一年度は十八校、二十二年度は二十校、二十三年度は二十七校にスクールカウンセラーを配置した。

第三項 高校教育改革の推進

中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれる中、高校教育の質的充実を図るため、「高校教育改革基本方針」(平成十四年)に基づき、年度別高校再編整備計画である前期計画(十五年度から十八年度)及び中期計画(十九年度から二十一年度)を策定し、再編整備を推進した。

統合(十七年度藤岡と藤岡女子を藤岡中央、伊勢崎東と境を県立伊勢崎、十八年度安中と安中実業を総合学科学の安中総合学園、十九年度前橋商業と前橋東商業を前橋商業)の実施、総合学科高校(十五年度前橋東、十七年度伊勢崎興陽)への改編、全日制単位制高校(十五年度高崎北、十七年度伊勢崎女子を伊勢崎清明、二十年太田東)への改編、多部制定時制高校(十七年度太田西女子を太田フレックス)への改編、中等教育学校(十六年度中央高校を中央中等)への改編を行ったほか、連携型中高一貫教育(十五年度奥多野地域(万場高校)、孀恋地域(孀恋高校)、尾瀬地域(尾瀬高校))を開始した。また、統合等により、男女別学校(男子二校、女子五校)の共学化を実施した。

なお、統合の計画のあった一部の高校(松井田、沼田と沼田女子)については、地元の要望等により、実現しなかった。

平成十四年度から二十三年度までの公立高校(全日制)

の一学年当たりの学級数の推移は、十四年度が三百八十六学級、以下三百八十一学級(十五年度)、三百七十九学級(十六年度)、三百五十七学級(十七年度)、三百四十六学級(十八年度)、三百二十八学級(十九年度及び二十年度)、三百三十五学級(二十一年度)、三百四十八学級(二十二年)、三百三十五学級(二十三年度)となっている。

第四項 争訟

一 損害賠償事件

富岡実業高等学校の平成七年度発行の生徒会誌への教諭の寄稿文を校長が不掲載にしたことに対する慰謝料を求める訴えが八年三月に提起されたが、十六年に上告人の請求を棄却する判決が言い渡され、当該判決が確定した。

桐生工業高等学校の平成七年度発行の生徒会誌に掲載された教諭の寄稿文を校長が生徒会担当教諭に命じて切り取らせ、新入生に配布させたことに対する謝罪文の掲載と損害賠償を求める訴えが八年十一月に提起されたが、十六年に上告人の請求を棄却する判決が言い渡され、当該判決が確定した。

高崎高等学校の騒音を発する部活動(和太鼓等)及び文化祭は、教育上無効であり、その騒音により被った精神的苦

痛に対する慰謝料を求める訴えが平成二十年に提起されたが、二十二年に上告人の請求を棄却する判決が言い渡され、当該判決が確定した。

高崎商業高等学校の元生徒及びその親権者が、部活の顧問であった教諭の有形力を行使した指導等による精神的苦痛に対する損害賠償を求める訴えが、同教諭及び県に対して平成二十一年に提起された。二十四年に原告の請求を一部（県に対する損害賠償）認容する判決が言い渡され、原告、被告双方が控訴せず、当該判決が確定した。

県立高等学校に勤務する教諭が、勤務先の校長から、県教育委員会等に教諭の息子の県立高等学校入試不合格に関する苦情メールを送信すること及びその不合格の取消しを求め裁判で争うことを止めるよう違法な働きかけを受けたこと、教諭の息子及び教諭を侮辱する発言がなされたこと、継続的な威圧と恫喝を受け腸閉塞を患い入院したこと並びに担任を交代させられたことによる精神的苦痛に対する損害賠償を求める訴えが提起され、平成二十四年、第一回口頭弁論が行われた。

二 行政事件

県立高等学校に勤務する教諭が、息子の前橋工業高等学校及び富岡高等学校の入学者選抜試験不合格について、

不合格の取消し及び前橋工業高等学校への入学を求める訴え、並びに教諭の勤務先の校長が、県教育委員会の指示を受けて、裁判等をしないように原告に働きかけたことによる精神的苦痛に対する損害賠償を求める訴えが提起されたが、平成二十三年七月、訴えの取り下げにより訴訟は終了した。

前橋工業高等学校の前期選抜試験を受験し不合格となつた受検生が、当該不合格の取消しを求める訴え、及び精神的苦痛に対する損害賠償を求める訴えが提起されたが、平成二十三年に原告の請求を棄却する判決が言い渡され、原告から控訴の提起がなされず、当該判決が確定した。

第五項 全国高等学校総合文化祭群馬大会

一 全国高等学校総合文化祭群馬大会の開催準備

平成十五年五月二十七日に開催された平成十五年度第一回社団法人全国高等学校文化連盟通常総会において、第三十二回全国高等学校総合文化祭の群馬県開催が内定した。

平成十八年度には、四月一日に全国高校総合文化祭推進室を設置した。六月には実行委員会設立会及び第一回実行委員会を開催した。また、三月には、ぐんま総文五〇

○日前イベントを開催した。

平成十九年度には、七月二十四日に大韓民国遁村高校を招へいし、日韓交流コンサートを開催した。七月二十九日～八月二日には、第三十一回全国高等学校総合文化祭島根大会視察団を派遣した。また、十月二十七日～十二月二十五日に、ぐんま総文プレ大会を開催した。

平成二十年四月には、ぐんま総文二〇〇日前イベントを東毛、中毛、西毛の県内三カ所で開催した。また、八月四日に、国際交流レセプションを実施した。

大会テーマ「上州に舞え創造の風」、ポスター原画、イメージソング「青空のキャンバス」、マスコットキャラクター「風舞ちゃん」等については、公募により各選考を経て決定に至った。

二 全国高等学校総合文化祭群馬大会の開催

第三十二回全国高等学校総合文化祭群馬大会(ぐんま総文)は、平成二十年八月六日(水)～十日(日)に、開会行事及び各部門が県内九市二町において開催された。

平成二十年八月六日に開会行事として、総合開会式がぐんまアリーナ(前橋市)で、パレードが前橋市街地で開催された。



秋篠宮同妃両殿下並びに眞子内親王殿下が、八月六日
〜七日の御日程で御来県され、前年の島根大会に引き続
き、本大会に御臨席されるとともに、県内を御視察され
た。特に総合開会式の第一部式典で秋篠宮殿下からお言葉
を賜ったことは、三十二回にわたる大会史上初めてのこと

あり、大会に新たな歴史を刻んだ。

本大会における参加校数は三千百十四校、参加生徒数
二万三百八十三名、観覧者数十一万四千七百九十四名、
運営スタッフ(生徒)八千五百九十名、運営スタッフ(教員等)
千四百十二名、引率教員数三千六百九十六名であった。

第八章 特別支援教育室

第一節 組織等の変遷

第二項 特別支援教育室

平成十九年四月、特別支援教育が法的に位置付けられ
た学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、障害
のある全ての幼児児童生徒に対する教育の一層の充実に向
けて、高校教育課内の特別支援教育グループを高校教育課
から分離して、一グループ(企画指導グループ)からなる特

別支援教育室を新設した。

平成二十一年四月、グループ制を廃止して係制を導入
(企画指導係)した。

平成二十二年四月、知的特別支援学校の高等部への進学
希望者の増加に対応するため、邑楽館林地域に、新たに高
等特別支援学校を設置することが決定したことを受けて、
特別支援学校設立準備係を新設して二係体制となった。

同年十一月、館林高等特別支援学校の設置に伴い、係員
は新設された学校の校長等に任命替えとなり、特別支援学
校設立準備係を廃止して一係体制とした。

平成二十三年四月、高等部生徒の職業自立推進の充実や、市立特別支援学校の県立移管に向けて、企画指導係を企画係、指導係の二係体制に再編し、組織を強化した。平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

特別支援教育 室長	企画係 (四名)	特別支援学校の配置整備、特別支援教育就学奨励費
	指導係 (四名)	職業自立推進、医療的ケア

特別支援教育 室長	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	氏名
	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 特別支援教育

一 特別支援教育の充実

(一) 発達障害等への対応

国では、障害のある児童生徒に対する教育の充実に向けて、「特別支援教育制度」への転換をはじめ、以下に記載する様々な制度改正が行われた。

平成五年度から指導が開始された「通級による指導」は、対象とする障害が、言語障害者、情緒障害者、弱視者、難聴者、その他(肢体不自由者、病弱・身体虚弱者)と限定されておられ、発達障害等への対応が課題となっていた。

こうした状況の中、中央教育審議会の初等中等教育分科会の下に設置された特別支援教育特別委員会から、平成十七年十二月にとりまとめた答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「通級による指導については、指導時間数及び対象となる障害が限定されており、特別支援教育を推進する観点から、より弾力的な対応ができるようにする必要がある」との提言がなされた。

これを受け、平成十八年三月に、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、情緒障害者の分類が整理されて、「自

閉症者」が独立して規定されるとともに、新たにLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)の児童生徒が対象となったほか、指導時間数についても弾力化された。

(二) 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

学校教育法の制定以来、障害のある幼児児童生徒の教育は、盲・聾・養護学校並びに小・中学校の特殊学級及び通級による指導において「特殊教育」と称し、障害による生活上又は学習上の困難を改善及び克服することを目的として、一人一人の障害の種類や程度に応じて、きめ細かな教育が行われてきた。

こうした中、平成十八年六月、近年の社会の変化や障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、十九年四月一日に施行され、ここに、従来の「特殊教育」は「特別支援教育」に改められ、障害者教育の制度は大きく転換された。

改正法では、盲・聾・養護学校の区分をなくして「特別支援学校」とし、特別支援学校の教員の免許状を改めるとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進するための規定が法律上に位置付けられた。

特別支援学校は、従来からの障害の状態等に応じた専門性の高い教育を行うほか、新たに、小・中学校等の要請に応じて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し

必要な助言又は援助を行うなど、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を担うこととなった。

これに伴い、各特別支援学校では、特別支援教育の中心的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置づけた。

(三) 特別支援教育支援員の配置

市町村では、障害のある児童生徒の学校における学習支援や食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行う介助員を、独自の予算により学校に配置してきた。

国は、こうした市町村の取組を支援するとともに、更なる配置を促進するため、平成十九年度から、このような介助員を「特別支援教育支援員」として配置するために必要な経費について、地方財政措置を開始した。

これにより、小・中学校への特別支援教育支援員の配置が促進され、平成二十一年度には幼稚園、さらに、二十三年度からは高等学校についても地方財政措置が講じられるとともに、その額も年々拡充された。

こうして、特別支援教育を取り巻く環境は、着実に制度が充実していった。

(四) 県内の学校数・児童生徒数等の推移

平成十四年五月一日現在における盲・聾・養護学校の学

校数は、二十校（ほか分校五校、分教室四教室）で、設置者別では、県立十二校（ほか分校五校、分教室四教室）、市立六校、国立一校、私立一校であった。

平成二十三年五月一日現在では、二十一家校（ほか分校七校、分教室三教室）となり、設置者別では、県立十三校（ほか分校七校、分教室三教室）、市立六校、国立一校、私立一校となった。

盲・聾・養護学校の幼児児童生徒数は、平成十四年五月一日現在、千六百九十二名であったが、年々増え続け、二十三年五月一日現在では、二千七十九名となった。

小・中学校の特殊学級及び児童生徒数は、平成十四年五月一日現在、四百八十七学級、千三百四名であったが、年々増加し、二十三年五月一日現在では、六百六十七学級、二千二十一名となった。

小・中学校の通級指導教室の設置学校数及び児童生徒数は、平成十四年五月一日現在、三十六校、千二百一名であったが、年々増加し、二十三年五月一日現在では、四十九校、二千八十五名となった。

（五） 特別支援教育に関する県計画の策定

県では、特別支援教育を着実に推進するため、平成十五年二月に「群馬県特別支援教育推進計画」、二十年三月に「群馬県特別支援教育推進方針」、二十四年二月に「群馬

県特別支援学校の配置及び整備計画」を策定し、本県における障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備、特別支援教育に係る指導の充実、特別支援学校の配置及び整備、特別支援教育への理解促進等の諸課題に対応していった。

（六） 聾学校における通級による指導

「通級による指導」は、平成五年度から開始されたところであるが、小・中学校の通常の学級に在籍する難聴あるいは言語障害のある児童生徒は、聾学校へ通って指導を受けることを希望する者が少なく、巡回による指導を希望する者が多かった。

そこで、平成十四年度から、居住する市町村内に、難聴児が通級できる難聴通級指導教室、または言語障害児が通級できる言語障害通級指導教室がない場合に、聾学校の職員が地域へ出向いて指導する「通級による指導」が、県内全域で開始された。

これによって、通常の学級に在籍する難聴あるいは言語障害のある児童生徒で、聾学校に通うことのできない児童生徒への教育が充実された。

（七） 特別支援教育サポート事業

平成十四年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する

全国調査^二では、LD、ADHD等、発達障害等により特別な支援を必要とする児童生徒は、六パーセント程度の割合で通常の学級に在籍しているという結果が公表された。

こうした状況を受け、従来の盲・聾・養護学校及び特殊学級における教育に加えて、通常学級に在籍するLD、ADHD等、発達障害等により特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実が必要とされた。

そこで、県では、平成十五年度から、県立の盲・聾・養護学校に特別支援教育に関する相談の窓口を設けるとともに、教育事務所や県立養護学校に「特別支援教育相談コーディネーター」を配置して、小・中学校等への相談支援を行う「特別支援教育サポート事業」を開始するなど、特別な支援を必要とする児童生徒の支援に乗り出した。

さらに、平成二十一年度からは、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の教育の充実を図るため、LD・ADHD通級指導教室が設置されていない地域の小学校に非常勤講師を配置し、通級による指導を開始するとともに、未設置市町村に通級指導教室の設置を働きかけた。

(八) ハートフルアート展

盲・聾・養護学校の幼児児童生徒の学習成果の発表や交流の場の一つとして、群馬県盲・聾・養護学校文化連盟の主

催で、年一回、盲・聾・養護学校児童生徒作品展が長年にわたり開催されてきた。

この作品展を、平成十二年度の国民文化祭プレ事業、十三年度の国民文化祭の中に取り込み、発展させた形でハートフルアート展が開催され、大きな反響を呼んだ。

この国民文化祭ハートフルアート展の趣旨を引き継ぎ、平成十四年度から「ハートフルアート展」の名称で、県庁県民ホールを会場として、県内の国公立盲・聾・養護学校の幼児児童生徒作品展を開催することとなった。

二 医療的ケアへの対応

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、当時の盲・聾・養護学校の在籍者の中にも医療的ケアを必要とする児童生徒が増加してきた。

このような状況に対し、文部科学省では、厚生労働省と各都道府県教育委員会の協力のもと、平成十年度から調査研究及びモデル事業を実施し、盲・聾・養護学校における医療ニーズの高い児童生徒に対する教育・医療提供体制の在り方について検討が行われた。

このモデル事業の成果を受け、平成十六年度に厚生労働省から「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(十六年十月二十日厚生労働省医政局長通知)が発出

され、看護師が常駐すること、必要な研修を受けること等を条件とし、実質的違法性阻却の考え方に基づいて、「盲・聾・養護学校の教員が、たんの吸引や経管栄養を行うことはやむを得ない」とする考え方が示された。

県教育委員会では、平成十六年度から教育委員会の単独事業として、県立二葉養護学校、二葉高等養護学校、あさひ養護学校の三校で、隣接する肢体不自由施設に訪問看護事業を委託して看護師を派遣し、教員と看護師の連携による医療的ケアを開始した。医療的ケアの実施に当たっては、県が、医療や福祉の専門家、大学教授、保護者等で構成する医療的ケア支援事業運営協議会を設置し、実施状況の確認・評価を行い、安全かつ適正な医療的ケア実施体制の整備に努めた。また、十八年度には、医療的ケア支援事業にかかる予算を増額することにより利用費用の無料化を実現した。

平成二十年度には、県立榛名養護学校沼田分校に医療的ケアが必要な児童が入学することを受け、新たに看護師を派遣し、医療的ケアを開始した。

また、平成二十三年度からは、学校の教育活動の一環として行われる学校以外の施設利用（宿泊を伴わない校外学習）への看護師の付添いも実施されることとなった。

三 職業自立推進

障害者が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが極めて重要であり、特別支援学校では、学校における職業教育やキャリア教育の充実を図ってきた。

平成十四年度からは、障害のある生徒の職業的自立を推進するため、高等部のある盲・聾・養護学校に「就業体験協力員（非常勤職員）」を配置し、就業体験の際の支援や就業体験先の開拓等を行うとともに、盲・聾・養護学校が学校単位で事業所、作業所等への見学会を実施した。

そして、平成二十年度からは、「就業体験協力員」の名称を「就労支援員（非常勤職員）」と改め、就業体験先や新たな職域の開拓及び雇用先の確保、企業に対する理解啓発等の取組を、より一層強化した。

さらに、平成二十三年四月からは、「就労支援員」を一名増員して、四名体制により事業の推進に取り組んだ。

また、学校、企業、労働関係機関等で構成する「職業自立研究会」を開催して、各関係機関との連携等を図るとともに、雇用する企業側のニーズの把握や特別支援学校の理解促進等に努めた。

四 特別支援学校の整備

(一) 特別支援学校の配置及び整備

特別支援学校では、児童生徒の増加や様々な状況の変化に伴い、時代の要請に応じて、順次必要な整備等を行ってきた。

まず、県立病院の再編により、がんセンター東毛病院の小児科機能が、新設される小児医療センターに移ることに伴い、平成十四年度、県立がんセンター東毛病院内に設置されていた赤城養護学校太田分校(病弱)を廃止し、十五年度に小児医療センター内に赤城養護学校小児医療センター分校(病弱)を開校した。

また、知的特別支援学校の高等部への進学希望者の増加に対応するため、平成二十年度には、伊勢崎地域に旧境高等学校の校舎等を改修し、前橋高等養護学校伊勢崎分校を開校した。

続けて、平成二十三年度には、館林地域に館林市立養護学校に隣接して、館林高等特別支援学校を開校し、館林邑楽地域内で高等部まで学べる環境を整えた。

さらに、渡良瀬養護学校しろがね分校(知的)についても、それまで併設の「しろがね学園」入所生に限っていた高等部生徒の応募資格を見直し、平成十六年度からは、自宅から通学する生徒の受入れも開始するなど、高等部生徒の増加に積極的に対応した。

このほか、平成十六年度には、榛名養護学校「沼田分教室」の児童生徒数の増加に伴い、「沼田分教室」を「沼田分校」に改編し、学校管理機能の強化を図った。

(二) 市立特別支援学校の県立移管

本県においては、昭和三十年代から四十年代に、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市の六市により、それぞれ市立養護学校が設置され、地域の連携のもと、障害のある児童生徒に対する教育を行い、一定の成果をあげてきた。

そのため、昭和五十四年四月の、学校教育法による都道府県の養護学校設置義務規定の施行以降も、市立養護学校の歴史や特長等を勘案し、県は運営面での財政支援を行うことにより、市による運営が継続されてきた。

こうして長い間市立として運営が継続されてきたが、平成二十三年二月、特別支援学校の児童生徒数の増加や障害の重度・重複化等への対応、施設の老朽化等を踏まえ、市立特別支援学校の県立移管の方針を打ち出し、計画的に県への移管を進めることとなった。

同年三月から特別支援学校を設置する六市との協議を開始し、「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画(平成二十四～二十六年度)」で、県立移管に向けた基本方針や実施計画を具体的に示し、移管の協議を前進させた。

(三) 特別支援学校の未設置地域の解消

平成二十三年度には、遠距離通学をしている児童生徒の保護者等から、身近な地域に特別支援学校を設置してほしいという要望を受け、遠距離通学による保護者送迎の負担が軽減できるよう、未設置地域の解消に向けて大きく動き出した。

より多くの児童生徒が、より身近な地域に通学できるよう、特別支援学校が設置されていない甘楽富岡、多野藤岡、吾妻の各地域への整備を計画的に進めていくことを決定

第九章 生涯学習課

第一節 組織等の変遷

第一項 生涯学習課

一 生涯学習課

し、地元市町村との協議を開始した。

前述した「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画」に基づき、①義務教育段階にある県立特別支援学校小・中・高及び中学部の設置、②障害のある子どもとない子どもが、共に学ぶ環境づくり、③医療的ケアなどが実施できる指導・支援体制の整備、④地域の特別支援教育の拠点整備などを柱として、整備に向けて着実に歩み出した。

平成十四年度のグループ制導入に際しては、企画調査係と学習情報係とを企画情報グループに統合、同グループと社会教育グループ、青少年教育グループの三グループ体制に編組した。同様に、課内に設置されていた昆虫の森建設室内の二係は、管理グループ、業務グループに移行し、生涯学習課は一室、五グループからなる組織となった。

平成十七年度に「県立ぐんま昆虫の森」が所属として独立したことから、生涯学習課は三グループとなったが、その名称は二十年度の係制再導入後も引き継がれ、企画情報係、社会教育係、青少年教育係の三係として現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

生涯学習課長 次 長	企画情報係 (六名)	生涯学習の振興、普及啓発及び企画調整
	社会教育係 (五名)	社会教育の推進、家庭教育支援、人権教育推進、社会教育主事等研修、子ども読書活動推進
青少年教育係 (五名)	青少年教育振興、団体育成・支援、青少年施設の管理運営	

職 名	在 職 期 間	氏 名
文化スポーツ部 参事 兼 生涯学習課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	田村 和生
生涯学習課長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	河部 滋
参事 兼 生涯学習課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	折茂 泉
参事 兼 生涯学習課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	清水 健二
生涯学習課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	新木 敬司
"	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	大矢 一
"	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	森田 勝也
昆虫の森園長	自平成二一・四・一 至平成二四・三・三一	矢島 稔
昆虫の森建設 室 長	自平成二三・四・一 至平成二七・三・三一	清水 健二

第二項 教育機関

一 図書館

館長、副館長以下、総務課、資料課、調査相談課、館内奉仕課、館外奉仕課の五課体制であった図書館は、平成十五年度に三グループ(総務企画グループ、資料情報サービスグループ、地域協力グループ)制に移行した。さらに、十九年には資料情報サービスグループを、資料の収集・組織化・管理を担当する資料情報グループと閲覧・貸出し・調査相談等のサービスを行う館内サービスグループの二つに分け、四グループとなっている。

平成二十年からの係制への移行に際しては、この業務区分に基づき、総務企画係、資料情報係、館内サービス係、地域協力係の四係体制をとっており、現在に至っている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
図書館長	自平成一三・四・一 至平成一七・三・三一	山口 晋
館長事務取扱 (教育長)	自平成一七・四・一 至平成一八・四・三〇	内山 征洋

図書館長兼 土屋文明記念 文学館長	自平成一八・五・一 至平成二〇・三・三一	岡田 芳保
教育次長兼 図書館長	自平成二〇・四・一 至平成二〇・五・一四	河部 滋
図書館長	自平成二〇・五・一五 至平成二三・五・三一	矢端 勝夫
教育次長兼 図書館長	自平成二三・六・一 至	品川 豊
図書館副館長	自平成二四・四・一 至平成二六・三・三一	小川 武久
〃	自平成二六・四・一 至平成二八・三・三一	中山 孝夫
〃	自平成二八・四・一 至平成二九・三・三一	船戸 正重
〃	自平成二九・四・一 至平成二〇・三・三一	竹本 滋
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	廣井 保夫
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	安田 隆

自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	塚越 正徳
-------------------------	-------

二 生涯学習センター

平成十四年四月から(財)群馬県教育文化事業団に管理委託されていた生涯学習センターは、同事業団の業務再編に伴い、十八年度に再度県の教育機関となった。

組織体制は、館長、副館長以下、総務グループ、学習振興グループ、少年科学グループの三グループであり、この体制と名称は平成二十年度の係制移行後も引き継がれている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
生涯学習センター館長	自平成一六・四・一 至平成二〇・三・三一	今野 秀克
〃	自平成二〇・四・一 至平成二四・三・三一	濱田 陽一
生涯学習センター副館長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	深沢 敏昇

自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	佐藤 明
自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	南澤 英一
自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	峰岸 勉

三 ぐんま天文台

ぐんま天文台は、平成十一年四月の開設以来、台長、副台長以下、総務課と観測普及研究課の二課で運営されてきたが、この体制は、グループ制(十五年～十九年)を経て、係制導入(二十年)後も継承している。

歴代の台長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
ぐんま天文台台長	自平成九・四・一 至平成二四・三・三一	古在 由秀
ぐんま天文台副台長	自平成一一・四・一 至平成一五・三・三一	高橋 秀知
〃	自平成一一・四・一 至平成一八・三・三一	奥田 治之

至	自平成二〇・四・一	自平成一九・四・一	自平成一八・四・一	自平成一七・四・一	自平成一七・四・一	自平成一五・四・一
至	自平成三・四・一	自平成二・四・一	自平成二・四・一	自平成二・四・一	自平成二・四・一	自平成二・四・一
小淵 淳	森田 勝也	清水 昌弘	清水 実	掛川 秀樹	高橋 稔	

四 ぐんま昆虫の森

ぐんま昆虫の森は、昆虫観察館を中心とした学習や憩いの場として、旧勢多郡新里村に十七年四月一日に設置した（開園は同年八月一日）。その組織は、園長、副園長以下、総務グループと企画普及グループの二グループ体制であり、この業務区分は、平成二十年の係制導入後も維持され、現在に至っている。

歴代の園長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
ぐんま昆虫の森 園長	自平成一七・四・一 至平成二四・三・三一	矢島 稔
ぐんま昆虫の森 副園長	自平成一八・三・三一 至平成二〇・三・三一	清水 健二
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	野本 彰一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	多賀谷 計一
〃	自平成二一・四・一 至平成二四・三・三一	奥野 幸二

五 青少年自然の家

平成十一年三月まで県が所管していた青少年野外活動施設は、十一年四月から十七年三月末まで、（財）群馬県青少年会館への施設管理委託を行ったことにより、県の組織としては廃止となっていた。

平成十八年四月、群馬県青少年会館の指定管理化と合わせ、北毛青年の家、妙義少年自然の家、東毛少年自然の家、東三つの青少年野外活動施設が県組織として再度設置さ

れることとなった。

三施設はいずれも、所長以下、管理係、指導係の二係体制で運営を行ってきた。 (十八年度、二十年度は二グループ制)

なお、これらの野外活動施設は、平成二十一年十一月の公共施設のあり方検討委員会の提言を受け、二十二年度から施設名を「青少年自然の家」に統一している。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
北毛青年の家 所長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	相田 義夫
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	女屋 等志
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	木部 水義
北毛青少年 自然の家所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	内海 豊
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	生方 邦男
妙義少年 自然の家所長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	南雲 圭一

〃	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	温井 眞一
妙義青少年 自然の家所長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	若林 賢士
東毛少年 自然の家所長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	梅津 良夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	松島 卓史
東毛青少年 自然の家所長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	鈴木 雅之
〃	自平成二三・四・一 至	中村 邦夫

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 生涯学習・社会教育行政の推移

平成十四年からの十年間で、生涯学習・社会教育政策に影響をおよぼした事象としては、約六十年ぶりとなった教育基本法の改正(十八年)、行政改革の進展、インターネットの急速な普及、学校週五日制の完全実施などが挙げられ

る。

「社会総がかりで教育再生を」と題された教育再生会議第一次報告を背景とした今次の教育基本法改正では、生涯学習の理念がうたわれる(第三条)とともに、家庭教育に保護者や国、地方公共団体の役割が明示され(第十条)、学校、家庭、地域住民相互の連携協力が努力義務として盛り込まれた(第十三条)。

この改正を受け、平成二十年には、いわゆる社会教育関連三法(社会教育法、図書館法、博物館法)が改正されている。

厳しい財政状況や地域経済状況を背景として、行政のスリム化や官民の役割分担の検討が行われた行政改革は、平成十七年、十八年の国策、集中改革プランにより推進された。その肝要であった職員定数削減とアウトソーシングの推進の方針は、施設型のサービスを内包している生涯学習、社会教育の行政サービスにとって大きな転換点となった。地方自治法の改正(十五年)で指定管理者制度が導入されたことは、この流れを制度的に後押ししたと言える。

インターネットについては、平成十年末に一一・〇%に過ぎなかった世帯普及率が、二十二年末には九三・八%(総務省「通信利用動向調査」となるなど、この時期に情報インフラとして確立したと見なすことができる。ICTの急速な普

及は豊かさをもたらした一方で、ネットいじめやネット依存症などの青少年問題も発生させることとなった。

平成十四年度から完全実施された学校週五日制は、社会体験や自然体験などの活動機会を提供し、子どもに自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむことをねらいとしたものである。社会体験や自然体験などの活動機会提供は、青少年教育に期待されてきたところであり、その対応が求められることになった。

こうした社会変化を受け、群馬県の生涯学習・社会教育施策は、①人間性・社会性の育成、②学校・家庭・地域社会の連携による地域教育力向上、③多様な学習ニーズに応える学習機会の充実――の三点を重点課題として展開してきた。

重点課題の一つ、人間性・社会性の育成としては、「人権教育指導者養成講座」等、人権教育の推進に努めたほか、青少年への様々な体験機会の提供、青少年自立支援、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「群馬県子ども読書推進計画(一次Ⅱ平成十六年三月、二次Ⅱ二十二年三月)」の策定などに取り組んだ。

重点課題の二つ目である学校・家庭・地域社会の連携による地域教育力向上としては、社会教育主事の学校訪問などを行う「地域と学校のパートナーシップ推進事業」や「PTA

指導者研修」を実施してきており、教育基本法改正の趣旨を踏まえ、学校教育への地域のボランティア活用を推進する「学校支援センター運営支援」、「学校支援センターコーディネーター等研修」、学校等を活用した子ども居場所づくり「放課後子ども教室」などの事業にも取り組んできたほか、学校週五日制対応として、「家庭・地域子ども育成プラン」土・日曜日を有意義に過ごすために「」の策定（平成十四年四月）などを行っている。

三つ目の重点課題、多様な学習ニーズに応える学習機会の充実としては、「ぐんま県民カレッジ」や「まなびねつとぐんま」の運営を通じて、学習機会と学習情報の提供に努め、併せて、学習ニーズに応えるために、生涯学習センター、図書館、ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森を運営してきた。

なお、施設に関しては、運営コストに対する県民の関心の高まりを受けて、群馬県公共施設のあり方検討委員会（平成二十年、二十一年）において社会教育施設、青少年教育施設も対象とした検討が行われ、その答申を受けての運営改善を図っている。

また別に、図書館に関しては、群馬県社会教育委員会議が平成二十三年三月に『群馬県公立図書館等の振興方策について』の答申を行っており、目下、ここに掲げられた図書館像に近づく努力が行われているところである。

社会教育行政に対しては、平成十年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」以来、たびたびネットワーク化の必要性が言われている。加えて、これまで個人の学習支援を中心に行われてきた生涯学習は、自発的・主体的な学習を基盤としながらも、成果の活用としてのまちづくりへの参画や、学習を通じた社会関係資本の形成（きずなづくり）、地域の課題解決を目指すことが求められるようになってきており、今後ますます、こうした要請に応える行政運営が求められると考えられる。

第二項 生涯学習

一 生涯学習基盤の整備

平成十二年六月から運用を開始した生涯学習情報提供システム「まなびねつとぐんま」により、県、市町村、高校や大学ほか様々な機関で実施するイベントや学習情報、指導者情報をインターネットにより提供してきたが、二十一年四月にシステムを更新し、会員登録した個人や団体等が、自ら企画した講座・イベント情報等を発信できるようにすることなどによって、県民が生涯学習の機会を得るための情報発信の充実を図った。

同年九月に開校した「ぐんま県民カレッジ」については、県、市町村、高校や大学、博物館等施設など、様々な機関の連携・協力により多様な学習機会を提供してきたが、平成二十三年度末現在で、講座数は約六千八百講座に及び、入学者は約六千四百人に達するなど、生涯学習社会を支える取組として普及が進んだ。

平成十一年七月に開設したぐんま天文台は、積極的に地域や学校に向くなど、普及啓発事業に取り組み、二十一年九月には来館者累計四十万人を達成するなど、本県における天文学のすそ野を拡大した。

桐生市新里町（旧勢多郡新里村）に整備を進めてきた「ぐんま昆虫の森」は、平成十四年度の一部利用開始を経て、十七年八月に全面開園した。開園五年後の二十三年八月には、入園者数が七十万人に達するなど、県民が自然に親しみ、昆虫の生きた姿に直接触れ、生命の大切さや自然への理解と共感を深める場として利用されてきた。また、県民参加による施設づくりにも努めた結果、解説や体験指導等のボランティアに参加した方は、二十三年度末までに延べ約一万人を数え、生涯学習推進の取組に県民への参加を促す役割も果たした。

県民参加による施策推進の動きは、学校と地域の連携という面からも取組が進んだ。地域の方々の協力を得て教育

活動の充実を図るため、県と市町村の教育委員会の協働により、平成十六年度から各小・中学校に学校支援センターが設置された。学校と地域が連携して教育を進めるための拠点であるセンターの活動を充実させるために、十八年度から、各教育事務所において「学校支援センターコーディネーター等研修」を開催するなど、各種研修や講座の充実が図られるなど、こうした取組を通じて、学校教育と社会教育の連携・融合が進み、子どもの生きる力や地域の教育力の向上が推進された。

二 学校機能の開放

平成十四年四月に策定された第二次群馬県生涯学習振興計画（ぐんままなびあいプラン）において、県民ニーズに添える学習機会の充実が施策方針の一つに掲げられた。そのための取組として、公民館等を会場に、県内各地で大学等高等教育機関による出前講座等を開講するほか、県立高校や特別支援学校等を広く県民に開放して実施する公開講座を開講するなど、教育機関の機能を活用した学習機会の充実に努めた。

第三項 社会教育

一 社会教育委員会会議

社会教育委員会会議は、社会教育行政に広く県民の意見等を反映させた社会教育の振興を図るために必要な調査や研究を行い、諮問に対する答申を行った。

社会教育委員の答申・建議

年度	区分	内容
平成二二～二二	答申	群馬県公立図書館等の振興方策について

二 PTA

PTA活動の充実発展と指導者の資質の向上を図るため、昭和四十六年から「PTA指導者研修会」を実施してきた。また、家庭や地域の教育力の向上と、学校を含めた三者の連携を推進し、地域づくりに貢献するため「地域に根ざしたPTA活動支援事業」(平成十年度～十四年度)を実施した。

三 人権教育

一人一人が人権の意義や重要性についての正しい知識を持ち、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、社会教育における人権教育を推進した。

(一) 国、県教育委員会の動き

「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」(平成十二年)等に基づき、それまでの同和教育を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として再構築することとなった。また、群馬県教育委員会では、群馬県人権教育の基本方針(十四年)、群馬県人権教育推進計画(十六年)、群馬県人権教育充実指針(十九年)等により、人権教育を推進した。なお、生涯学習課における事業の名称は、十四年に同和教育から人権教育へと変更している。

(二) 実施事業の変遷

「人権教育指導者養成講座」(平成十四年度～)
 社会同和教育指導者養成講座(昭和六十三年～平成十三年)の後継事業として、市町村における人権教育指導者の養成を目的に実施した(市町村委託)。

「集会所等における人権教育推進」(平成十四年度～)
 同対策集会所指導事業(昭和四十八年度～平成十三年)の後継事業として、集会所等における人権教育の補助を実施した。十六年度からは、人権教育推進市町村事業(九年度～十五年)を統合した。

「人権教育指導者研修」(平成十四年度～)

同和教育指導者研修の後継事業として、各教育事務所等実施した。

(三) 集会所設置と各事業の実施状況

市町村集会所設置数(平成二十三年度末)

七十四館(国費五十二・県費二十一・補助無し一)

市町村	数	市町村	数	市町村	数
前橋市	四	伊勢崎市	六	渋川市	三
榛東村	六	玉村町	一	高崎市	一七
安中市	二	藤岡市	四	富岡市	三
太田市	一八	桐生市	二	館林市	二
千代田町	五	邑楽町	一		

※七十四館(国費五十二・県費二十一・補助無し一)

各事業の実施状況

年度 (平成)	集会所等における 人権教育推進補助 (対象集会所等の数)	人権教育指導者養成講座 (委託市町村)
一四	三六館	黒保根村、玉村町、高崎市、妙義町、月夜野町、太田市、大泉町
一五	三五館	伊勢崎市、宮城村、新町、甘楽町、水上町、藪塚本町、大間々町
一六	四二館	前橋市、吉岡町、鬼石町、南牧村、中之条町、嬭恋村、片品村
一七	六五館	渋川市、赤城村、吉井町、神流町

一八	七〇館	六合村、沼田市、笠懸町
一九	七二館	富士見村、藤岡市、高崎市、桐生市、板倉町
二〇	五五館	渋川市、みなかみ町、高山村、太田市、千代田町
二一	五五館	前橋市、伊勢崎市、安中市、長野原町、館林市
二二	五五館	榛東村、富岡市、中之条町、昭和村、邑楽町
二三	五八館	玉村町、甘楽町、上野村、嬭恋村、片品村

第四項 家庭教育

子育てやしつけへの不安や悩み等の相談に応じるため、昭和五十三年から開始した家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」については、昭和六十二年以降、生涯学習センターにおいて実施している。また、子育て情報の提供については、「すこやか風の子」(平成八年～十七年)を群馬テレビでの放送のほか、家庭教育資料として、二十二年に家庭教育応援リーフレット「家庭教育はじめのいつぼ」を作成した。

平成九年には、家庭教育への父親の積極的な参加が課題となつてきたことから、「ぐんま父親クラブ」(九年～十六年)を県内各地に設置し、その活動の継続を支援する「父親クラブ支援事業」(十年～十七年)や父親の役割の重要性についてアピールする「おとうさんの子育てウィーク」(十二～二十年)を実施した。

家庭教育の指導者養成については、平成十九年から「家庭教育カウンセリング専門講座」「子育て支援のための幼児安全セミナー」、二十年から「子育て支援応援フォーラム」を実施した。

また、身近な地域における家庭教育支援を推進するため、「家庭地域連携促進事業」(平成十七年～二十二年)を実施した。

さらに、平成十九年からは、「ぐんま家庭教育応援企業登録制度」がスタートし、企業の取組内容等を広く県内外に紹介するとともに、登録企業を対象に「職場内家庭教育研修会」(二十一年～)を実施した。また、家庭・企業・学校等が連携を図り地域全体で家庭教育への関心を高めるため、「家庭教育応援フォーラム」(二十一年～二十二年)を開催した。

第五項 視聴覚教育

視聴覚教育は、映画、放送、教育機器等の視聴覚教材、教材を活用して学習効果を高めるための教育方法の一つである。近年、視聴覚教材の開発が急速に進み、従来その中心的役割を果たしてきた映画がDVDや動画ファイル等に移り、機器もスライド、OHPなどから、コンピュータを使用したマルチメディアへと変化している。現在、小中学校へのコンピュータの普及が進み、視聴覚教育の在り方も大きく変化してきている。

一 視聴覚教育

平成二十三年度末現在で、地域視聴覚ライブラリーは、県内十七か所に設置されていた。市町村、広域圏のライブラリーのほか、高崎女子高校に高校視聴覚ライブラリーが、伊勢崎工業高校に工業教育研究会メディア視聴覚委員会が、それぞれ事務局を置いていた。各地域ライブラリーでは、十六ミリフィルムやビデオテープ、DVDの貸し出しのほか、映画会、研修会等を実施し、視聴覚教育の充実に取り組んだ。

県視聴覚センターは、群馬県生涯学習センターに置かれ、視聴覚教材・教材の貸し出し、県民向けの視聴覚関連講座、視聴覚教育指導者研修等を実施してきた。また、県視聴覚センターが運営する県視聴覚ライブラリー連絡協議会

では、自作視聴覚教材コンクールを実施し、技術面でのレベル向上を図った。

二 指導者研修

本県においては、昭和四十年から十六ミリ映写操作技術認定講習会を実施し、これまで認定証の交付を受けた者は、二万六千名を超えた。

視聴覚教育指導者研修は、昭和四十九年度から市町村で初級指導者研修、県では中級指導者研修を実施し、平成六年度からは、教育メディアの基本的知識と技能を習得するカリキュラムⅠを市町村が、研修指導者を養成するカリキュラムⅡ(基礎コース)を県が実施してきたが、平成二十年からは、市町村が視聴覚機材・教材を扱うために必要な知識と技術の習得を図るカリキュラムAを、県が視聴覚教育の中核的指導者を養成するカリキュラムBを実施している(カリキュラムA(Ⅰ)については、十九年度から、県内各視聴覚ライブラリーで実施)。二十三年度までの修了者は、カリキュラムAが二百五十七名、カリキュラムBが二十五名となっている。

また、国ではメディア教育指導者講座を実施しており、これまで本県から四十七名が受講した。

第六項 教育放送

本県における教育テレビ放送は、県域テレビ放送局である「群馬テレビ」が開局した昭和四十六年に始まり、すでに約四十年が経過した。この間、「教育のあゆみ(四十六〜四十八年)」、「あなたもわたしも(四十六年)をはじめとし、「上州再発見(四十七〜五十二年)」、「群馬に生きる(五十四年〜平成元年)」、「ふるさと群馬(二一九年)」とタイトルを変えながら、県下の各家庭に郷土の情報を提供してきた。平成十年には、「ふるさと群馬」から「ぐんま21」と番組を変え、平成十七年度の番組終了まで、さらに幅広く学習情報の提供を行った。

一 教育テレビ放送

(一) ぐんま21

県内の学校教育・生涯学習・文化・スポーツ等の様々な取組を紹介するレポート、県内外で活躍する群馬県出身者へのインタビュー、県内の自然・歴史・産業などに関する映画、子育て情報コーナー「すこやか風の子」等が構成された。

毎週月曜日十九時三十分から二十時まで三十分間放送。再放送は毎週日曜日十時三十分から十一時。

(二) 特別番組

「群馬県高等学校総合体育大会」、「群馬県中学校総合体育大会」、「県民スポーツ祭オーピング大会」の開会式中継のほか、平成十五年度まで「少年の主張県大会」を放送した。

二 教育ラジオ放送

県域FMラジオ放送局である「エフエム群馬」が開局した昭和六十年以来、群馬交響楽団の定期演奏会を収録した「群響アワー」を放送してきた。平成二十三年度は三回放送した。

第七項 国際理解教育

教育、科学及び文化を通じ世界の平和と人類に貢献することを目標とするユネスコ活動の振興発展に寄与するため、本県では群馬県ユネスコ連絡協議会が昭和四十二年から単位協会の連絡機関及び活動拠点として活動を続けている。なお、平成二十年には、本県で関東ブロック・ユネスコ活動研究大会が開催され、各県と討議や交流を深めた。

第八項 社会教育施設

一 公民館

昭和二十四年の社会教育法の制定によって公民館は法制上の位置づけが与えられ、施設・整備に対する国庫補助が受けられるようになったが、平成八年をもって社会教育施設整備費補助金は廃止になった。

公民館建設の推移

年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
建設数	一	二	一	一	一	三		二		一

公民館が、これまで地域住民の生涯学習の進展に果たしてきた役割は非常に大きく、今後も、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間の向上などを中心とした地域社会のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されている。

二 図書館

県内の公立図書館は平成二十三年度末で四十館となり、設置率は市部で一〇〇%、町村で四八%になった。十四年十月には「第八十八回全国図書館大会」が本県で開催された。それをきっかけに翌十五年度からは毎年「群馬県図書館大会」が開催され、館種を超えた図書館相互の連携と図書

館サービスの向上を目指し研究・協議を行っている。

県立図書館は、サービスの向上、インターネットへの対応を図るとともに、維持管理費を削減するため、平成十七年度と二十三年度に図書館情報提供システムを更新した。これにより県内図書館蔵書の横断検索及び相互貸借の申込み機能が加わり、県内図書館間の資料・情報の共有化と効率的利用が可能になった。

また、生涯学習の中核施設として、県民の多様なニーズに対応するため、課題解決・自立支援・ビジネス支援のための図書など資料の充実(平成二十三年度末現在、図書・約七十七万冊、視聴覚資料・約四万六千点)に努めるとともに、各種データベースを導入しレファレンス機能の強化を図った。

昭和二十六年から県内を巡回していた移動図書館は、平成十四年度で廃止し、ステーション(公民館等)への一括貸出に一本化した。二十一年度には移動図書館車を廃止して市町村支援協力車を二台に増やし、公共図書館・公民館図書室・大学図書館・高等学校図書室との連携強化を図った。

そのほか平成十六年三月の「群馬県子ども読書活動推進計画」策定を受け、「子どもと本をつなぐ図書館ガイドブック」「図書館員がすすめる子どもの本」の発行、学校図書館への「総合学習支援・朝の読書活動推進図書セット」の貸出や「学校図書館支援千冊プラン」の実施、「学校図書館ボランティア

イア養成研修会」の開催などの事業を行った。

三 生涯学習センター

昭和六十二年に設置された生涯学習センターは、本県における生涯学習推進の中核施設として、生涯学習指導者の研修をはじめ、生涯の各時期に応じた学習プログラムの開発、学習情報提供・相談事業の充実に努めてきた。

また、県民の多様化・高度化する学習要求に 대응するため各種の講座・講演会等の学習機会を提供するセンターは、広く県民の学習・文化活動の拠点として親しまれ、平成二十一年十月には、入館者五百万人を達成した。

併設の少年科学館は、科学展示室とプラネタリウムを有し、子どもたちの「科学する心」を育てるとともに、生涯学習の基礎となる自ら学ぶ意欲と主体的な学習の方法を身に付けられるよう、子どものための様々な体験学習等の事業を実施し、あわせて県民の科学に関する学習の機会の実に努めた。

四 ぐんま天文台

平成五年十月に群馬県の人口が二百万人に達したこと等の記念事業として、肉眼で見られるものとしては世界最大級の望遠鏡を有する天文台として、十一年七月オープン

した。

天文学の教育普及に重点を置き、「天文学を通して学校・地域と協働し、多様な学習機会を提供する教育施設」として、効率的な施設運営と利用者の拡大に努め、県民に親しまれる天文台として運営している。

大型望遠鏡による天体観望等を通じた知的好奇心を刺激する本物体験の提供、施設や観測研究データ等の様々なリソースの幅広い提供、学校や地域との協働による天文学のすそ野拡大と多様な学習機会の提供等に努め、来館者サービスの一層の充実を図っている。

五 ぐんま昆虫の森

平成十七年八月に、身近な昆虫との触れ合いを通じて、生き物相互のかかわり合い、生命の大切さ及び自然環境に関する県民の理解を深めることにより、人と自然が共生する社会づくりに寄与すること等を目的として、桐生市新里町に「ぐんま昆虫の森」が開園した。

昆虫ふれあい温室、昆虫の生態を観察・研究することができる昆虫観察館やフィールドステーション等を中心とした学習や憩いの場を整備し、夜間観察会や昆虫講座の開催をはじめとした各種自然体験プログラムの充実を図ることにより、広く県民が自然に親しみ、昆虫の生きた姿に直接触れ、

人と自然との共生や自然環境に関する県民の理解を深められる園運営を行っている。

また、学校教育の補完施設として、学校との連携推進や学校利用の充実を図っている。

第九項 青少年教育

一 青少年教育事業

青少年の健全な育成と「生きる力」を育むため、青少年の体験活動・自立支援活動・社会参加活動等の促進を図るとともに、自然体験指導者養成に努めた。

(一) 自然体験の充実

青少年の体験活動を推進するため、「ぐんまときめき夢大国」(平成十四年～十五年)、「ぐんまキッズアドベンチャー」(十六年～)等を実施し、青少年の自然体験活動の推進を図った。

(二) 青少年の自立支援の推進

不登校等の悩みを抱える青少年に自然体験や生活体験等の様々な体験活動の場を提供し、子どもたちの適応力や社会性を育むため、「悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業」(平成十四年～十七年)、「ぐんまいきいきチャレンジ」(十八年～)を実施し、青少年の自立支援を図つ

た。

(三) ボランティア活動等社会参加活動の充実

青少年の社会参加を促進するため、青少年教育施設において、「ボランティア養成講座」（平成三年～）を開催し、ボランティア活動の醸成を図るとともに、十年からは、高校生ボランティアの活動の場として夏期休業中における施設ボランティアの受け入れに努めた。

(四) 自然体験指導者の養成

小学校での宿泊体験や自然体験活動の推進を支援するため、「自然体験指導者養成事業」（平成二十年～）を実施した。

二 青少年団体活動の促進

青少年団体については、少子化の流れを受けつつ人数減はあるものの、一定数の構成員を確保している。

なお、平成二十一年にボーイスカウト県連盟が、二十二年にはガールスカウト県支部が相次いで創立六十周年を迎えるとともに、二十四年には県子ども会育成団体連絡協議会が結成五十周年を迎え各団体とも組織や活動が円熟味を増している。

また、青少年の地域活動を促進するため、青少年の団体活動・グループ活動等の活性化と一層の充実に向けて、その

活動を支援した。

三 青少年教育施設

青少年教育施設については、再編整備等を通じた施設・設備の充実を図り、学校や家庭では得難い各種体験プログラム等を実施することにより、青少年の健全な育成や青少年団体活動の振興を図っている。

(一) 施設再編整備

社会環境の変化や時代へのニーズに対応した青少年施設づくりを進めるため、平成十四年当時県内にあった八つの青少年施設のうち、四つの施設を廃止した。

バライ高原青少年野外活動センターは平成十七年に施設を廃止し、十八年に取壊しが完了した。おにし野外活動センターは十七年に廃止し、NPO法人に貸与している。

桐生市青少年野外活動センター及び伊勢崎市青少年育成センターは十八年に廃止し地元への移管を行った。

(二) 青少年自然の家

青少年自然の家は、集団宿泊生活や野外活動等を通して青少年の豊かな情操、社会性、健全な身体を養うための施設であり、小中学校の林間学校等で多く利用されている。

平成二十二年四月に、北毛青年の家、妙義少年の家、東

毛少年の家の名称を、それぞれ北毛青少年自然の家、妙義青少年自然の家、東毛青少年自然の家と改めた。各施設とも自然に恵まれた環境を生かし、心身ともに健全な青少年を育成する場として着実な実績をあげている。

なお、平成十一年四月から(財)群馬県青少年会館への施設管理委託を行ったが、十八年四月から県組織として再度設置された。

(三) 青少年会館

第十章 文化財保護課

第一節 組織等の変遷

第一項 文化財保護課

一 文化財保護課

平成二十年四月、文化振興業務の知事部局への移管によ

青少年会館は、青少年団体の振興及び青少年の健全育成を図るために設置された施設である。

平成十一年から施設管理委託先、十八年から指定管理者として(財)群馬県青少年会館(二十三年四月に(公財)群馬県青少年育成事業団に名称変更)が管理・運営を行い、県の青少年教育行政施策展開の拠点としての役割を担っている。

り、文化課が文化財保護課に再編された。

文化財活用係、埋蔵文化財係の二係体制になり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

文化財保護 課長	文化財活用係 (七名)	文化財の保護 ・管理・活用
埋蔵文化財 主監	埋蔵文化財係 (六名)	埋蔵文化財調 査・開発事業 との調整等
次長		

職名	在職期間	氏名
文化財保護 課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	郡 和良
〃	自平成二二・四・一 至	西田 健彦
埋蔵文化財 主監	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	西田 健彦
〃	自平成二二・四・一 至	生方 邦男
〃	自平成二三・三・三一 至平成二三・四・一	柿沼 則久

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 文化財保護審議会

文化財保護法第九十条の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会条例で定める審議会であり、県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、また、これらの事項に関して県教育委員会に建議する。

平成二十四年三月現在の委員は、学識経験者二十一名（定数は二十五名以内）である。建造物・美術工芸部会、歴史資料部会、無形文化財・民俗文化財部会、史跡・考古部会、名勝・天然記念物部会の五つの部会。ことに、文化財の指定や指定文化財の保存について基礎調査を行い、年二回開催される審議会で審議した。

第二項 文化財の指定と保存修理

一 国の指定等

文化財保護法に基づき、平成十四年度以降に国の指定、選定を受けた文化財は、次のとおりである。

重要文化財に、「丸沼堰堤」（片品村）、「榛名神社」 本社

二 文化課

第四部第八章五三七頁参照

・幣殿・拜殿、国神社及び額殿、神楽殿、双龍門、神幸殿、随神門（高崎市）、「旧富岡製糸場 繰糸所、東置繭所、西置繭所、蒸気釜所（附 烟筒基部）、鉄水溜、下水竇及び外竇、首長館、女工館、検査人館（附 侯門所）」（富岡市）、「銅造阿弥陀如来及両脇侍立像」（桐生市）、「銅五種鈴」（千代田町）、「群馬県道訓前遺跡出土品」（渋川市）、「群馬県行政文書」（前橋市）の七件が指定された。

史跡に、「西鹿田中島遺跡」（みどり市）、「北谷遺跡」（高崎市）、「旧富岡製糸場」（富岡市）、「上野国新田郡庁跡」（太田市）、「高山社跡」（藤岡市）、「荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡」（下仁田町・中之条町）の六件が指定された。

伝統的建造物群保存地区は、城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みの保存を図るものであり、「中之条町六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区」（中之条町）が本県で初めて選定された。

文化的景観に、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものであり、平成十六年より選定制度として発足した。「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」（板倉町）が関東地方で初めて選定された。

なお、重要無形文化財に「金工・日本刀」の保持者として認定されていた「大隅貞男（俊平）」（太田市）について、死去に

より認定が解除された。

平成二十四年三月現在の国指定等件数は、重要文化財五十六件、無形文化財一件、重要有形民俗文化財三件、重要無形民俗文化財四件、史跡四十六件、名勝六件、天然記念物十八件、重要伝統的建造物群保存地区一件、重要な景観一件、合計百三十六件である。

二 県の指定等

県文化財保護条例に基づき、平成十四年度以降に県の指定を受けた文化財は、次のとおりである。

県重要文化財に、絵画では「松平大和守家歴代藩主画像（附 その他画像）（前橋市・孝顕寺）」、彫刻では「木造十一面観音立像」（前橋市・女淵観音堂）、「木造虚空蔵菩薩坐像」（みどり市・個人）、「木造不動明王立像」（太田市・総持寺）、「木造釈迦如来坐像」（川場村・吉祥寺）、「木造阿弥陀如来立像」（高崎市・善念寺）、書跡では「前橋藩松平大和守家記録」（前橋市立図書館）、古文書では「小林家文書」（高崎市・県立歴史博物館）、「封内経界図誌」（館林市）、「櫻井家旧蔵「高崎城絵図並びに文書 附 箱二点」（高崎市）、考古資料では「下田遺跡2号河道跡出土縄文時代遺物」（太田市）、「境ヶ谷戸遺跡2号住居跡出土遺物一括」（太田市）、「前六供遺跡3号井戸出土遺物一括」（太田市）、「渋

川市道訓前遺跡出土品一括(渋川市)、「古海松塚11号古墳出土品一括(大泉町)」、歴史資料では「中曾根家和算資料(高崎市)」、「群馬県行政文書(前橋市・県立文書館)」、「島霞谷・隆夫妻関係資料(高崎市・県立歴史博物館)」、「元禄上野国絵図(前橋市・県立文書館)」、「小野直文書(安中市)が指定された。

県重要有形民俗文化財に、「利根川中流域玉村町の漁撈用具一括(玉村町)が、県重要無形民俗文化財には、「榛名神社神代神楽(高崎市)」、「神流川のお川瀬下げ神事(上野村)」、「千本木龍頭神舞(伊勢崎市)」、「天引の麦祭り(甘楽町)」、「下南室太々御神楽の養蚕の舞(渋川市)が指定された。

県史跡に「三原田諏訪上遺跡瓦塔設置仏教遺溝(渋川市)が、県名勝に「滝沢の不動滝(前橋市)が、県天然記念物及び名勝に「蟬の溪谷(南牧村)」、「線ヶ滝(南牧村)が、また、県天然記念物に「トウホクサンショウウオ(県下全域)」、「ヒダサンショウウオ(県下全域)」、「崇禪寺のイトビバ(桐生市)」、「賀茂神社のモミ群(桐生市)」、「ユビソヤナギ群落(みなかみ町)」、「針山の天王ザクラ(片品村)」、「高崎市吉井町産出のジョウモウクジラ化石(富岡市・県立自然史博物館)が指定された。

なお、「原之郷のサンゴジュ(前橋市)」、「赤城山砂山のヒカ

リゴケ自生地(沼田市)、「剛志のサザンカ(伊勢崎市)」、「刀 無銘(伝元重)」、「脇差 無銘(伝吉房)」、「刀 銘土佐藩工左行秀造之」、「短刀 銘源左衛門尉信國」、「刀 銘備州長船藤原朝臣出雲守在光作」が滅失等により県指定を解除された。

また、「榛名神社 社殿(幣殿一棟・間殿一棟・拝殿一棟)・国祖社一棟、額殿一棟、神楽殿一棟、双龍門一棟 附棟札三枚、銘板二枚」金銅善光寺三尊仏、「群馬県行政文書」が、「渋川市道訓前遺跡出土品一括」の一部が国指定に伴い、県指定を解除された。

平成二十四年三月現在の県指定件数は、重要文化財二百六件、無形文化財一件、重要有形民俗文化財七件、重要無形民俗文化財十七件、史跡八十五件、名勝二件、天然記念物百件、選定保存技術一件、合計四百十九件である。

三 文化財の登録

登録制度は、平成十七年四月に施行された文化財保護法の改正により、建造物以外の有形文化財(美術工芸品)、有形の民俗文化財や記念物も対象となった。

平成十四年度以降二十四年三月までに登録された県域の登録有形文化財は、建造物が二百九件であり、主要な登録は次のとおりである。

豊田屋旅館本館(高崎市)、正田醬油正田記念館等六件(館林市)、片山家住宅主屋等六件(太田市)、旧安田銀行担保倉庫(協同組合前橋商品市場倉庫(前橋市)、日本基督教団安中教会教会堂(新島裏記念堂等四件(安中市)、森合資会社事務所等三件(桐生市)、M.A.H.A.R.A.O.S.(桐生市)、無鄰館(旧北川織物工場主屋)等五件(桐生市)、旧世良田村役場庁舎等二件(太田市)、上毛電気鉄道西桐生駅駅舎等二件(桐生市)、旧堀祐織物工場美容院アッシュキリユウ(桐生市)、後藤織物 主屋等十一件(桐生市)、森秀織物工場等十件(桐生市)、榛名川上流砂防堰堤(高崎市)、法師温泉長寿館本館等三件(みなかみ町)、旧草軽電鉄北軽井沢駅舎(長野原町)、旧今泉家住宅主屋等四件(みどり市)、前橋中央児童遊園(るなばあく)もくば館等二件(前橋市)、里見家住宅主屋等四件(下仁田町)、旧勝山社煉瓦蔵(前橋市)、日本聖公会高崎聖オースチン教会聖堂等二件(高崎市)、日本基督教団島村教会教会堂等二件(伊勢崎市)、富岡市社会教育館講堂棟等五件(富岡市)、わたらせ渓谷鐵道上神梅駅本屋及びプラットホーム(みどり市)、割烹旅館ときわ荘本館(旧柳瀨家住宅主屋等三件(富岡市)、わたらせ渓谷鐵道笠松トンネル等二十一件(みどり市)、山本館本店(草津町)。

平成二十四年三月現在の登録件数は、三百二件である。

四 文化財保存修理

国及び県指定文化財の保存事業について、所有者、市町村教育委員会と連携して実施した。平成十四年度以降実施した主なものは次のとおりである。

絵画では、世良田東照宮「板面著色三十六歌仙図」(尾島町)の剥落止めと復元模写を平成十年度から実施し、十九年度に報告書を刊行した。また、孝顕寺「松平大和守家歴代藩主画像」(前橋市)・黒瀧山不動寺「絹本著色七師七友図」(南牧村)の保存修理を実施した。

彫刻では、東日本大震災の被害を受けた円福寺「金銅善光寺式三尊仏」(伊勢崎市)の保存修理、長谷寺「木造十一面観音立像(本尊)(前立)」(高崎市)及び善念寺「木造阿弥陀如来立像」(高崎市)の防犯設備事業を実施した。

歴史資料では、「群馬県行政文書」の保存修理が平成二十三年度から開始された。

考古資料では、「群馬県道訓前遺跡出土品」(渋川市)、「平井一号古墳出土品」の保存修理を実施した。

建造物では、天満宮社殿(本殿・幣殿・拝殿)三棟(桐生市)、榛名神社社殿(幣殿・間殿・拝殿)(高崎市)、「相川家茶室 鶴華庵」(伊勢崎市)、「旧富岡製糸場 鉄水槽」(富岡市)の保存修理を実施し、「貫前神社 本殿・拝殿」(富岡市)、「上野総社神社本殿」(前橋市)の保存修理を実施して

いる。

有形民俗文化財では、「上州藤原(旧雲越家)の生活用具及び民家」(みなかみ町)の保存修理を実施した。

史跡では、「天神山古墳」・「金山城跡」(太田市)、「瀧沢石器時代遺跡」(赤城村)などの土地買い上げが進められ、「金山城跡」(太田市)、「保渡田古墳群」(群馬町・高崎市)などの保存整備が行われた。天然記念物では「細野のヒガンザクラ」(安中市)や「連取のマツ」(伊勢崎市)などの樹勢回復や保護養生が実施された。

第三項 文化財保存事業

一 文化財調査

社会状況の変化に伴い消滅の危機に瀕している文化財、特に近代の建造物について、次のとおり調査を実施した。

平成二十年から進められてきた「近代和風建築総合調査」は、一次報告で千二百三十九件のリスト化、二次報告で百十二件について目視・聞き取り調査を行い、三次調査では九十三件の詳細調査を実施した。二十三年度末に、調査報告である『群馬県の近代和風建築』を刊行した。

二 文化財普及

文化財に親しむとともに、保護と活用に対する関心を高めるため、次の事業を実施して普及に努めた。

平成十四年から十六年にかけて実施された「昭和庁舎特別展示」は、昭和庁舎展示室に、県の重要文化財として新指定された文化財及び県補助事業で修理した県指定重要文化財を展示した。

平成十六年から開始した「群馬の文化財ツアー」は、郷土の風土と歴史を再認識するとともに、県民に広く文化財に親しんでもらう機会とするため、年三回開催で、二十一年まで実施した。

平成十八、二十、二十二年度と隔年で「ぐんまの文化財公募写真展」を実施した。これは国、県指定文化財をテーマとし、県民が文化財を身近に感じ、地域の貴重な財産であることを認識し、文化財保護及び地域文化への理解促進を図ることを目的としたものである。

平成二十一年に前橋市のベイシア文化ホールで開催した「第五十一回関東ブロック民俗芸能大会」は、民俗文化財に対する一般の理解と関心を起すとともに、保存・伝承活動の活性化に寄与するため、十一都県の各地に伝承されている地域的特色の顕著な民俗芸能を公開した。

三 文化財保護行政指導者養成・文化財パトロール

文化財の保護・活用をはかるため、市町村教育委員会との連携を強めるとともに、文化財保護指導委員による文化財パトロールを実施した。

文化財保護行政研修会を毎年度初めに開催し、各教育事務所や市町村教育委員会の文化財担当者が一堂に会して、保護行政や文化財の活用・普及について意見交換を行ってきた。

通称「文化財パトロール員」と呼ばれる文化財保護指導委員は、文化財保護法第九十一条の規定に基づいて定められた「群馬県文化財保護指導委員の設置・運営に関する要綱」によって、毎年二十九名に委嘱されてきた。平成二十二年から、増加する指定文化財に対応すべく、三十一名に委嘱されている。委員は、それぞれの区域を随時巡視し、指定文化財の保存状態や管理状況を確認するとともに、破壊行為等の情報収集にあたってきた。小さな損傷が、思わぬ大きな損壊につながる危険性もあるので、指導委員による早期対応は文化財の保護に大きな役割を果たしている。

四 銃砲刀剣類登録

銃砲刀剣類所持等取締法第十四条の規定に基づき、火縄式銃砲等の古式銃砲や美術的価値のある刀剣類について、年六回審査会を開催し、登録事務を行った。平成二十

四年三月現在の登録件数は、古式銃砲千七百七十八件、刀剣類五万三千百五十七件、合計五万四千三百三十五件である。

五 公園建設・保護管理・整備活用

史跡上野国分寺跡（前橋市・高崎市）関係では、県教育委員会により進入路「天平の道」整備事業が実施された。平成十七年度から西毛広域幹線道からの進入路及び駐車場を整備し、二十二年度に供用を開始した。

「はにわ公園建設事業」として、県内に所在する代表的な古墳群を中心に整備等を進めた。史跡七輿山古墳（藤岡市）、史跡白石稻荷山古墳（藤岡市）では、土地買上げ補助を行った。また、史跡保渡田古墳群（群馬町・高崎市）の井出二子山古墳において、整備のための補助を行った。

第四項 埋蔵文化財保護管理事業

一 埋蔵文化財調査・緊急調査

埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整は、国及び地方公共団体において大きな課題となっている。文化庁から、埋蔵文化財保護の推進と体制の整備とともに、埋蔵文化財の取扱いの客観化・標準化等について、たびたび通知が

出されている。このような状況を受けて、平成十七年に「群馬埋蔵文化財発掘調査取扱い基準」の改正、「群馬県埋蔵文化財事務取扱い要綱」、「群馬県出土品取扱い要綱」を施行、十九年には「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」を策定した。本県の地域性を考慮した上で、調査や所要経費の標準化に努めている。

また、市町村が発掘調査に民間調査組織を導入する場合の事務取扱い要綱を、平成二十三年に施行した。この要綱において、市町村の専門職員による適切な監理の下、現状での対応能力を超える短期的な緊急調査に、民間調査組織を導入できるとした。民間調査組織は事前登録制とし、二十三年度末の時点で十一社が登録している。

開発事業に伴う埋蔵文化財緊急調査は、国や日本道路公団が実施する大規模公共事業により活況を呈し、調査の実施組織である群馬県埋蔵文化財調査事業団の体制の整備・拡充を図ってきた。しかし、平成十五年度に事業量のピークに達した後は徐々に減少し、大規模事業の発掘調査が収束に向かった十七年度以降は、急速に減少した。大規模な調査に変わり、中・小規模な調査が主体となり、機動的な発掘調査体制を構築し、これに対応している。

日本道路公団事業は、平成七年度から着手した北関東自動車道事業が、発掘調査は十八年度に、整理作業は二十

三年度に終了した。なお、北関東自動車道事業を中心に、東毛地区で集中する開発事業に対応するため、十三年度に開設した東毛調査事務所は、十七年度末に閉所した。

国土交通省事業としては、平成十一年度以降、国道十七号の上武国道の国道五〇号線以北の区域の他、鯉沢バイパス、前橋渋川バイパスの発掘調査を開始した。鯉沢バイパスは二十二年、前橋渋川バイパスは二十三年で事業が終了した。また、平成六年度に着手した八ッ場ダム事業では、十四年度には八ッ場ダム調査事務所を開設し、本格的な調査体制を整えたが、二十一年に政権交代があり、ダム建設が凍結された。二十二年以降は、水没地区の発掘調査中断により事業量が減少し、調査体制を大幅に縮小した。しかし、二十三年十二月に八ッ場ダム建設の再開が表明され、水没地区の発掘調査再開に向けた準備を進めている。

この他、東毛広幹道を中心とする国道・県道整備等を中心に多くの県公共事業に係る調査を継続して実施してきており、記録保存を図っている。

二 補助金交付

埋蔵文化財の発掘調査に対する国の補助金は昭和三十一年代より交付され、群馬県でも市町村に対して国庫補助金とともに群馬県文化財保存事業費等の補助事業として補

助金を交付している。補助金の交付対象となる事業は、市町村内の開発に伴う事前調査の費用や農業関連事業、小規模土地改良事業、個人住宅建設や零細企業の開発事業に伴う発掘調査である。

また、史跡の確認調査や重要遺跡の範囲確認調査、詳細な遺跡の分布調査等の、遺跡の周知や範囲確認、活用のための発掘調査も補助対象としており、県内の重要遺跡の確認を進めている。最近では、出土文化財の保存処理や、埋蔵文化財センター等の設備整備、各種の活用事業にも補助金を交付している。

三 埋蔵文化財調査センター

昭和五十五年度に設立されたセンターは、これまでに各種の大型公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査および出土遺物整理を行い、多くの報告書を刊行してきた。また、県内各地から出土した膨大な出土遺物を保管し、台帳の作成によりコンピュータによる資料の管理が可能となっている。

平成八年度に開館した発掘情報館では、展示や体験学習等の普及活動を行っている。また、十七年には、第三収蔵庫の一部を改装・整備し、収蔵展示室として公開している。

なお、センターの管理運営は、群馬県埋蔵文化財調査事業団に委託している。

第十一章 スポーツ健康課

第一節 組織等の変遷

第二項 スポーツ健康課

一 スポーツ健康課

平成十六年四月の事務局組織の機構改革により、保健体育課とスポーツ振興課を統合してスポーツ健康課とし、課長以下四グループ（学校保健グループ、学校体育グループ、生涯スポーツグループ、競技スポーツグループ）体制とした。平成十九年四月に、学校保健グループを分割して学校安全・給食グループを新設し、五グループ体制とした。平成二十年四月のグループ制の廃止により、係制（学校保健係、学校安全・給食係、学校体育係、生涯スポーツ係、競技スポーツ係）を導入し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

課長	職名	在職期間	氏名	スポーツ健康課 指導主監 次長			
				学校保健係 (六名)	学校安全・給食係 (六名)	学校体育係 (五名)	生涯スポーツ係 (五名)
齊藤 三郎		自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一		学校保健指導	学校安全、学校給食指導	学校体育指導	スポーツの普及・指導、施設管理・整備 競技力向上対策、スポーツ 団体育成

指導主監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	清水 邦夫
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	木村 雅治
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	金子 博
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	関根 稔秋
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	荻野 誠

二 保健体育課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下三係(健康教育係、学校体育係、学校給食係)体制であったが、十五年四月、健康教育係と学校給食係を統合し、係制を廃止してグループ制(学校保健グループ、学校体育グループ)を導入した。

平成十六年四月の事務局組織の機構改革により、スポーツ振興課と統合し、スポーツ健康課の設置により組織を廃止した。
課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
保健体育課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	小泉 信雄
指導主監	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	齋藤 三郎

三 スポーツ振興課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下二係(生涯スポーツ係、競技スポーツ係)体制であったが、十五年四月から係制を廃止してグループ制(生涯スポーツグループ、競技スポーツグループ)を導入した。

平成十六年四月の事務局組織の機構改革により、保健体育課と統合し、スポーツ健康課の設置により組織を廃止した。

課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
スポーツ振興課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	鈴木 正彦

四 冬季国体推進室

平成十四年四月現在の組織は、群馬国体（十五年一月開催）の準備組織として、室長以下二係（総務調整係、競技式典係）体制とした。十五年三月、事業終了により組織を廃止した。

平成十六年四月に、尾瀬国体の準備組織として、室長以下二グループ（総務企画グループ、競技式典グループ）体制を設置した。十八年二月に尾瀬国体、十九年一月にファイブ群馬国体を開催し、十九年三月に、事業終了により組織を廃止した。

室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
冬季国体推進室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	大谷 勝義
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	清水 邦夫
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	若井 健一

第二項 地域機関

一 スポーツ振興センター

平成二十三年四月に、ぐんまスポーツプラン2011に基づき、県民スポーツの振興を着実に推進するため、所長以下二係（総務企画係、スポーツ振興係）体制として設置した。所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
スポーツ振興センター所長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	鈴木 信弘

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 学校保健

心身ともにたくましい児童生徒の育成を図るため、学校における健康教育を生涯にわたる人間の基礎を培う重要な過程としてとらえ、関係機関等の協力のもとに、健康教育の充実に努めた。

また、保健主事・養護教諭等学校保健関係職員の指導力

及び資質の向上に努めた。

一 児童生徒の健康管理の充実

児童生徒健康管理対策事業を昭和四十五年度から実施し、適正な健康診断の実施と事後措置の徹底を図るなど、児童生徒の健康管理の充実に努めた。

また、県医師会・県歯科医師会及び県薬剤師会が行う、へき地学校児童生徒の健康診断や学校環境衛生検査の事業に補助金を交付してきた。

なお、平成二十三年度には、東日本大震災による原子力発電所事故があったことに伴い、日常の放射線量の把握と放射線量に変動がある場合に対策を講じる判断材料とするとともに、児童生徒、保護者及び教職員の不安感を解消することを目的として、県内学校の空間放射線量を定期的に測定したが、測定値はいずれも基準値を下回っていた。

二 学校保健管理・指導の充実

学校環境衛生については、平成二十一年度に学校保健法等の一部を改正する法律により改正された学校保健安全法の規定に基づき、「学校環境衛生基準」が策定され、これに基づいた定期検査等により水質管理や室内空気等の検査等の一層の充実を図った。

平成十四年度から十六年度まで、児童生徒に対してきめ細やかな指導の充実を図るため、大規模校に非常勤養護教諭を配置する小・中学校健康管理支援事業（ひまわりプラン）を実施した。

平成十七年度から二十年度まで、不登校対策支援総合推進事業の一環として、「えがお充実支援事業」を実施し、小・中学校に非常勤養護教諭を配置した。

性・エイズ教育においては、平成十八年度に性教育指導資料「みんなこどもだった。」を作成し、教職員と保護者を中心に配布し、指導内容に関する共通理解を図った。また、県保健予防課との連携により、各種啓発パンフレットの配布や、教職員を対象としたエイズ講演会推進事業を行った。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実を図るため、教職員を対象とした指導研修会や外部指導者を対象とした講習会を開催してきたことに加え、県業務課との連携により、教職員及び児童生徒への啓発パンフレット等の配布を行った。

また、保健主事や養護教諭等を対象とした研修会や研究協議会等を開催するとともに、文部科学省等主催の研修会、全国大会等への派遣を行うなど、学校保健関係者の資質の向上に努めた。

なお、平成二十二年十一月には、「生涯を通じて、心豊か

にたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進」を主題として第六十回全国学校保健研究大会が本県において開催された。

第二項 学校安全・給食

一 学校安全

平成二十一年に、学校安全の一層の充実を図るため、学校保健法の一部改正が行われ、学校保健安全法に改称された。学校安全に関する内容では、災害や不審者の侵入事件等への対処要領の策定、適確な対応の確保及び地域の関係機関との連携による学校安全体制の強化などが新たに加わった。旧学校保健法に基づき作成されてきた「学校保健安全計画」については、学校保健安全法を受け、本県においても、「学校保健計画」と「学校安全計画」をそれぞれ別に策定し、学校における児童生徒の安全教育を推進した。

また、「学校安全計画」の策定にあたっては、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全」の三つの分野についての内容を含む学校安全に関する総合的な計画として位置付けるとともに、各学校における他の教育計画との関連や地域の特性、児童生徒の実態等を考慮し、有効に活用できる計画となるよう努めた。

二 学校給食

学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、学校給食施設及び設備の衛生管理、学校給食実施基準に基づき食事内容の充実並びに栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実を図るための取組を行った。

(一) 学校給食実施状況

年 度	完全給食		米飯給食	
	実施校数	実施率%	実施校数	実施率%
平成一四	五四五	九七・一	五四〇	九九・一
一五	五四三	九七・三	五三九	九九・三
一六	五三七	九七・三	五三三	九九・三
一七	五三四	九七・一	五三〇	九九・三
一八	五三三	九六・九	五三〇	九九・四
一九	五三一	九七・三	五二八	九九・四
二〇	五二五	九六・九	五二二	九九・四
二一	五二三	九七・二	五二三	一〇〇・〇
二二	五二一	九七・〇	五二一	一〇〇・〇
二三	五一五	九七・二	五一五	一〇〇・〇

※ 米飯給食実施率は、完全給食実施校に対する割合

(二) 施設設備の改善

平成十八年度に従来の補助金から交付金化された「学校給食施設整備費交付金」等を活用し、引き続き、調理場のドライシステム化による調理員の作業環境や衛生面の改善を推進したほか、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」の徹底を図るため、計画的に調理場の安全衛生管理巡回指導を行い、食中毒など事故発生の防止に努めた。

(三) 食事内容の充実

平成二十一年に、「日本人の食事摂取基準(二〇〇五年版)」を参考として改訂された「学校給食実施基準」において、「学校給食摂取基準」が定められた。

県教育委員会では、十分な衛生管理のもと、栄養バランスのとれた給食であること、また、教科等と関連した地場産物や郷土食等を活用した献立の工夫を行うことなど、市町村教育委員会等に対して指導・助言を行った。

(四) 食に関する指導

平成十七年に、食育基本法が制定され、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなった。

また、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設され、食に関する指導と給食管理を一体的に行うことにより、教育上の高い相乗効果が期待されている。本県においても、平成十九年度から栄養教諭が配置

され、新学習指導要領に基づく、各学校の教育活動全体を通じての取組が始まった。

今後は、栄養教諭制度の趣旨を踏まえ、成果を検証しながら、各学校での食育推進体制を整備するとともに、計画的な栄養教諭の配置を行うことが課題となっている。

第三項 学校体育

一 体育・保健体育科学習指導の推移

本県学校体育指導者の資質向上と学校における体育指導の充実のために各種講習会の開催、外部指導者の活用、武道指導における研究推進校及び各種講習会・研修会・研究会への派遣事業を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

(一) 講習会の開催

中学校・高等学校の保健体育課担当教員を対象として、文部科学省学校体育指導者中央講習会の伝達を兼ねた、群馬県学校体育実技指導者養成研修会を平成十八年度まで、剣道と柔道について隔年で開催した。

(二) 外部指導者の活用

昭和五十四年度から、群馬県学校体育実技指導者協力者派遣事業を実施し、小・中学校の体育授業や教員の研修

会へ講師を派遣し、教科体育の充実と教員の資質向上に努めた。

二 児童生徒の体力向上

本県の児童生徒の体力向上を図るため、学校の教育活動全体を通じて適切な体育指導を行う実践推進校を平成十年度から十四年度まで第四次計画として実践推進地区五地区、実践推進校の高等学校四校を指定し、実践推進を図った。なお、第四次計画をもって本事業は終了した。

群馬県体力づくり実践推進地区(第四次計画)

指定期間	指定地区
平成一三〇一四年度	(五)東村
平成一四〇一五年度	笠懸町
平成一五〇一六年度	新町

群馬県体力づくり実践推進校(第四次計画)

指定期間	実践推進校
平成一三〇一四年度	県立高崎高等学校
平成一四〇一六年度	県立伊勢崎女子高等学校

学校・家庭・地域が連携を図り、スポーツ、外遊び、自然体験活動等を通して児童生徒が運動に親しむようになるための方策、望ましい生活習慣の確立、健康、体力向上に意欲を持つて進んで学ぶ児童生徒の育成するための方策等、実践を通じて明らかにし、その成果を県内に広く発信する「スポーツ健康元氣アップ事業実践推進地区委託事業」を平成十七年度から実施した。

スポーツ健康元氣アップ事業実践推進地区委託事業

委託期間	委託先・実践推進校
平成一七〇一八年度	前橋市
平成一九〇二〇年度	(総社小・第三中・荒砥中) 渋川市(上白井小・中郷小・ 長尾小・子持中)
平成二一〇二二年度	安中市
平成二三〇二四年度	(西横野小・松井田南中) みどり市 (あずま小・あずま中)

また、本県児童生徒の体力向上への意識を高めるため、新

体力テストの総合評価基準がA段階に達した児童生徒に体力優良証を授与した。

三 運動部活動推進

中学校・高等学校の運動部活動の適正な振興を図るため運動部活動指導者研修会を実施した(平成三年～十四年度)。また、十三年度から群馬県スポーツエキスパート活用事業を実施し、運動部活動の指導に外部指導者を派遣し、顧問の実技指導力の向上等に努めた。十九年度には、学識経験者、スポーツドクター、教員、保護者等で組織する「部活動協議会」を設置し、中学校の部活動の抱える課題について協議し提言をまとめ県内に広く発信した。さらに、二十一年度からは、中学校の運動部活動に対して外部指導者を派遣する地域スポーツ人材活用実践支援事業を実施した。

四 体育大会振興

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における学校体育団体及び学校体育研究団体が主催する体育大会の開催及び関東大会、全国大会派遣に対して助成を行った。

五 学校体育表彰

本県学校体育の充実・振興のために、学校教育活動全体

を通して特色ある体育指導や全職員が保健体育に関する調査・研究を継続的に行い、素晴らしい効果を挙げた学校や、学校体育の研究及び実践活動に優れた成果を挙げた指導者を対象に、群馬県学校体育研究会と共催し、全国表彰の推薦、県表彰の選考・決定を行い、全国表彰については、文部科学省並びに(財)日本学校体育研究会が主催する全国学校体育研究会で、県表彰については、群馬県学校体育研究会において表彰を行ってきた。

六 榛名高原学校

県内の児童生徒並びに教育団体の構成員等に対し、自然環境を利用し、かつ、生活指導と融和した体育を中心とする諸種の教育活動を行うための施設として設置している。

なお、具体的な活動については、入校する学校や教育団体が、それぞれ目的を持ち、目標や日程等の計画を独自に立て実践する場であり、榛名湖、榛名富士等の自然環境を利用した自然観察、レクリエーション、カッター訓練や登山等の学習や集団訓練等を行っている。また、開校期間は、四月から十月末日で、入校は二泊三日を原則としている。

第四項 学校保健・安全・給食優良校及び功
 労者等の表彰

年度	区分		表彰校		
			学校保健	学校安全	学校給食
平成 一四年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	功労者個人 功労者団体	三一	一四	七二
一五年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	功労者個人 功労者団体	三五	一二	一一
一六年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	功労者個人 功労者団体	四九	二	六二
一七年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	功労者個人 功労者団体	三三	一	一七
一八年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	功労者個人 功労者団体	六〇		二七二

一九年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	四五		三
二〇年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	四七	一	一一一
二一年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	五五	二	一二一
二二年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	四四	一	五
二三年度	優良学校 功労者個人 功労者団体	三六	一	二

第五項 各種指導の手引書等の作成配布

- 平成一六年度
 一七年度
 二〇年度
- ・食に関する指導の手引き(小学校用)
 - ・食に関する指導の手引き(中学校用)
 - ・学校給食費事務マニュアル

・学校災害対応マニュアル

二一年度 ・アレルギー疾患用学校生活管理指導表

二二年度 ・学校給食運営管理の手引き(改訂版)

二三年度 ・学校安全の手引き

第六項 生涯スポーツ

一 スポーツ振興審議会

昭和三十七年、スポーツ振興法に基づいて設置された群馬県スポーツ振興審議会は、平成八年の「全国スポーツ・レクリエーション祭」の開催に伴う種々の重要事項や、ぐんまスポーツプランの策定、県総合スポーツ施設整備等について、審議した。

二 「スポーツ県群馬」推進のマスタープラン策定

平成十三年三月に第五次スポーツ県群馬推進のマスタープランに当たる「ぐんまスポーツプラン」(五か年計画)を策定し、十四年度から生涯スポーツ社会の実現に向けた取組を図ってきた。

平成二十二年度には、二十年度に策定した「群馬県教育振興基本計画」のスポーツに関する部門計画として位置付け、「スポーツ健康立県ぐんま」の構築に向けた基本的な計

画として、「ぐんまスポーツプラン2011」(十か年計画)を策定した。

三 生涯スポーツ表彰制度

社会体育の健全な普及と発展に貢献した体育関係者及び社会体育団体を表彰するものである。市町村教育委員会から推薦されたものを県教育長が決定するものであり、体育功労者と社会体育優良団体の表彰として行ってきた。平成二十三年度までの合計表彰数は、体育功労者が千三百十八名、社会体育優良団体が九百六十団体である。

四 生涯スポーツ指導者養成事業

第三次「スポーツ県群馬」推進のマスタープランに基づき、平成四年度から県民の多様化・高度化したスポーツ活動のニーズにこたえるため、「群馬県スポーツプログラマー」を養成・認定してきた。この制度は、十七年度までに三百五十八名が養成されたが、二十三年度五十二名の認定者を最後に養成事業を終了した。

このほかに、県内各地には多くのスポーツ指導者がおり、生涯スポーツの一層の促進を図り、指導者の資質の向上と意識の高揚を目的に野外活動、スポーツ活動、スポーツ少年団、レクリエーション、スポーツクラブ、健康体力づくり等の指

導者講習会や体育指導委員の研修会等を開催した。

五 学校体育施設開放事業

生涯スポーツの普及・振興を図るため、県及び市町村教育委員会は、学校施設・設備を学校教育に支障のない範囲で県民(身近な地域住民)のスポーツ活動に供するため、開放してきた。

平成二十三年度は、県立高校では二十校が開放し、市町村においては、小学校九十九・二四%、中学校九十八・八%の開放率であり、運動場、体育館、プール、柔剣道場等を開放した。

六 広域スポーツセンター整備

平成十三年度から三か年、国の委嘱を受けて広域スポーツセンター育成モデル事業を開始した。国のスポーツ振興基本計画では、十三年度から十年間で実現すべき政策目標に全国の各都道府県に一つは育成するものとしていることから、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行う機能をもつ広域センターを県総合スポーツセンター内に設置すべく整備を進め、十六年度に県総合スポーツセンター内に広域スポーツセンター機能を付加し、各種の支援活動等を行っていった。

七 総合型地域スポーツクラブ育成支援

国のスポーツ振興基本計画では、平成二十二年度までの計画期間中に全国の各市町村において、少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成する旨、達成目標が示された。本県では、達成目標実現のため、広域スポーツセンターを設置し、総合型地域スポーツクラブの設立支援等を実施した。その結果、二十三年度末時点で二十三市町村に三十五クラブが設立された。

主な支援事業は、未設置町村に対しては、巡回訪問を行い、設立のための働きかけを実施し、設置済みの総合型地域スポーツクラブに対しては、安定したクラブ活動ができるようクラブマネジャー・アシスタントマネジャーを養成する講習会や各種研修会等を実施した。

第七項 スポーツ施設の整備

一 県有スポーツ施設

県民総スポーツ推進の拠点施設として、教育委員会所管の県総合スポーツセンターの施設整備を推進してきた。平成十四年度には、ぐんま武道館弓道場が完成した。他に、伊香保リンク及びライフル射撃場を所管している。

このほかの県有スポーツ施設として、県土整備部が所管す

る敷島公園内の陸上競技場、野球場、水泳場、サッカー・ラグビー場、テニスコート等があるほか、健康福祉部の所管しているふれあいスポーツプラザ、ゆうあいピック記念温水プール、農政部の所管している馬事公苑、環境森林部が所管しているクレー射撃場など、十六の施設がある。

二 市町村有スポーツ施設

本県市町村の体育・スポーツ施設の平成二十三年五月一日現在の総数は二千五百三十四か所である。その内公共の学校体育施設は千五百九十一か所で、全体の約六十三％を占め、公共社会体育施設が九百四十二か所で約三十七％を占めている。

施設種別ごとの設置数は、多目的施設として活用されている運動広場(学校の運動場を含む)がもつとも多く、七百五十八か所(約三十％)、次いで体育館が六百四か所(約二十四％)、水泳プール(屋外・屋内)が五百四十五か所(約二十％)、柔剣道場(柔道場・剣道場含む)が百八十三か所(約七％)となっており、この上位四種の施設が施設数全体の約八十三％を占め、残る十七％がゲートボール、テニスコート、野球場などである。

第八項 スポーツ大会開催及び派遣

一 郡市民体育大会

県内十一市十二郡で市民や郡民のスポーツの普及振興を図るため、郡民体育大会や市民体育大会・市民スポーツ祭等と名付けられたスポーツ大会が行われており、秋に行われる県民体育大会の各郡市の選手選考のための予選会を兼ねて実施されている。

県は、昭和四十八年度からこれらの大会の円滑な運営のため、経費の一部を継続的に補助してきたが、平成十五年度を最後に補助制度を終了した。

二 県民スポーツ祭

昭和五十八年の第三十八回国体「あかぎ国体」の開催が成功し、国体で盛り上がった県民のスポーツに対する気運を継続するため、五十九年度から「県民スポーツ祭」を開催した。各種大会については、三十四大会を実施。

なお、各種大会の劈頭を飾る祭典としてオープニング大会を開催し、「スポーツ県群馬」の一層の推進を図った。

三 県民体育大会

広く県民の間にスポーツの普及・振興と、アマチュアスポー

ツ精神を高揚し、併せて健康の保持増進、体力の向上を図ることを趣旨として国体形式で開催している「県民体育大会」は、年ごとに盛況になっている。第四十一回大会から市の部では、アーチェリーが得点競技となり、合計二十一競技で開催している。

県民体育大会・郡市別成績

回数	年 度	市の部(優勝)	郡の部(優勝)
四〇	平成一四年度	前橋市	勢多郡
四一	平成一五年度	前橋市	勢多郡
四二	平成一六年度	前橋市	勢多郡
四三	平成一七年度	前橋市	邑楽郡
四四	平成一八年度	前橋市	吾妻郡
四五	平成一九年度	高崎市	邑楽郡
四六	平成二〇年度	高崎市	吾妻郡
四七	平成二一年度	高崎市	吾妻郡
四八	平成二二年度	太田市	吾妻郡
四九	平成二三年度	前橋市	吾妻郡

四 全国スポーツ・レクリエーション祭派遣

国民一人ひとりが、スポーツ活動への参加意欲を高め、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、生きがいづくり、健康づくりを目指す中で明るく生き生きとした生活の一層の充実に資することを目的として、昭和六十三年に第一回全国スポーツ・レクリエーション祭が山梨県で開催された。以来、都道府県及び政令指定都市持ち回りで開催された。

群馬県選手団の編成に当たっては、全国スポーツ・レクリエーション祭派遣群馬県実行委員会の策定した群馬県参加者募集要項に基づいて参加者を公募し、経費の一部を補助して毎年派遣してきた。なお、第二十四回栃木県で開催された「スポレク エコ とちぎ二〇一一」を最後に、本大会は終了となった。

五 全日本実業団対抗駅伝競走大会(ニューイヤーク伝)

昭和六十三年一月一日、本県に第三十二回大会を誘致・開催して以来、本県の風物詩となり、全国にも「ニューイヤーク伝」の名称で親しまれている。大会のより一層の充実に図るため、第四十五回大会から桐生市を加えた新コースと

し、全長を百キロメートルとした。また、第五十三回大会では、区間変更が行われ、前橋市公田町(現在の第二中継所)に中継所を新設し、尾島総合支所中継所(旧第四中継所)が廃止された。第五十一回大会は、本県開催二十回目の節目の大会を迎え、絹製の襷作成や写真展を開催するなど、様々な記念行事を実施した。

回数	年	優勝	回数	年	優勝
四七	二〇〇三	三芳ラダ	五二	二〇〇八	三芳ラダ
四八	二〇〇四	中野男	五三	二〇〇九	富士通
四九	二〇〇五	三芳ラダ	五四	二〇一〇	日清食品
五〇	二〇〇六	三芳ラダ	五五	二〇一一	トヨタ自動車
五一	二〇〇七	中野男	五六	二〇一二	日清食品

六 ぐんま県民マラソン

第一回大会(平成三年)以降、身近で参加しやすい大会として年々参加者が増加していたが、第十九回大会(平成二一年)に初めて参加者数が一万二千人を超え、名実ともに本県を代表するランニングイベントに成長した。

(種目) ハーフマラソン・十キロメートル・約四キロメートルの三種目)

回数	開催日	参加者数計
一二	平成一四年一月三日	九二一人
一三	一五年一月三日	九二四人
一四	一六年一月三日	九四一人
一五	一七年一月二〇日	九五三人
一六	一八年一月一九日	一〇二三人
一七	一九年一月三日	一〇四四人
一八	二〇年一月三日	一一九五六人
一九	二一年一月三日	一四〇九五五人
二〇	二二年一月三日	一二八三二人
二一	二三年一月三日	一一九九八人

第九項 国民体育大会

一 第五十七回〜六十六回国民体育大会群馬県成績

回数	開催年度	開催地	天皇杯順位得意	皇后杯順位得意
五七	平成四年度	高知	一七 (二二二五)	一五 (六二八)
五八	平成五年度	静岡	一四 (二六二五)	一四 (六〇八五)
五九	平成六年度	埼玉	一七 (二〇七三)	一二 (六二八)

六〇	平成七年度	岡山	一六	(二四九五)	一五	(五四)
六一	平成八年度	兵庫	一五	(二三七)	一〇	(六四四五)
六二	平成九年度	秋田	二一	(二〇五五)	一八	(五七)
六三	平成〇年度	大分	二二	(二〇〇五)	一八	(五四〇)
六四	平成三年度	新潟	一七	(二七五五)	一五	(五七)
六五	平成三年度	千葉	二〇	(二〇四)	一八	(五四)
六六	平成三年度	山口	二一	(一九六)	二五	(四九三五)

二 第五十八回国民体育大会冬季大会スケート競技会

・アイスホッケー競技会開催

平成十五年一月二十五日から二十九日の五日間にわたりフィギュア競技とショートトラック競技が前橋市群馬県総合スポーツセンターアイスアリーナで、スピードスケート競技が伊香保町群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクで、アイスホッケー競技が伊香保町群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクと高崎市群馬厚生年金健康福祉センターサンピア高崎アリーナで、「風になる人」のスローガンのもと盛大に開催された。二十五日の開会式には皇太子同妃両殿下の御

臨席を仰ぎ、前橋市群馬県総合スポーツセンターぐんまアリーナで、盛大に開催された。

本県選手団の成績は、スケート競技においては、天皇杯得点が百七十二点、皇后杯が七十点で、長野、北海道について三位に入賞、アイスホッケー競技は五十点で、北海道、青森について第三位に入賞した。

三 第六十一回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催

平成十八年二月十九日から二十二日の四日間にわたりジャイアントスラローム競技が片品村四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍チャンピオンコースで、クロスカントリースキー競技とコンバインドクロスカントリースキー競技が片品村水芭蕉クロスカントリースコースで、スペシャルジャンプ競技とコンバインドジャンプ競技が片品村片品ジャンツエで、「輝く君を見たい」のスローガンのもと盛大に開催された。十九日の開会式には秋篠宮殿下の御臨席を仰ぎ、片品村立片品中学校校庭で、盛大に開催された。

本県選手団の成績は、天皇杯得点が六十七点で十位、皇后杯が十三点で十二位であった。

四 第六十二回国民体育大会冬季大会スケート競技会

・アイスホッケー競技大会開催

平成十九年一月二十七日から三十一日の五日間にわたりフィギニア競技とショートトラック競技が前橋市群馬県総合スポーツセンターアイスアリーナで、スピードスケート競技が渋川市群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクで、アイスホッケー競技が渋川市群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクと高崎市群馬厚生年金健康福祉センターサンピア高崎アリーナで、「フアイト！群馬国体」のスローガンのもと盛大に開催された。二十七日の開会式には皇太子殿下の御臨席を仰ぎ、前橋市群馬県総合スポーツセンターぐんまアリーナで、盛大に開催された。

本県選手団の成績は、スケート競技においては、天皇杯得点が百三十七点、皇后杯が六十七点で第六位に入賞、アイスホッケー競技は三十五点で第六位に入賞した。

第十項 スポーツ団体育成

一 財団法人群馬県スポーツ協会

平成二十三年十月、財団法人群馬県スポーツ振興事業団と合併し、財団法人群馬県スポーツ協会が発足した。

県民総スポーツを目標として、スポーツの健全なる普及・発展に努め、競技力向上と生涯スポーツの振興及び県民体

力の保持増進を図り、もつて健康で明るく豊かなスポーツ健康立県を実現するため、各種事業を積極的に推進している。

総務課、スポーツ施設課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、スポーツ医科学センターの四課一センターで業務を推進している。

〔主な事業〕

- (一) 県民総スポーツ運動の推進に関すること
 - (二) スポーツ、レクリエーションを通じた県民の健康増進に関すること
 - (三) スポーツの競技力向上に関すること
 - (四) 群馬県及び公益財団法人日本体育協会との連絡調整を図ること
 - (五) 加盟団体の発展と相互の連絡融和を図ること
 - (六) 国民体育大会等に選手及び役員を派遣すること
 - (七) スポーツ指導者の育成・活用に関すること
 - (八) 指導者バンク運営に関すること
 - (九) 地域・職域スポーツの推進と、スポーツ教室等の開設に関すること
 - (十) 各種スポーツ大会等の支援に関すること
 - (十一) 体力の向上に関する調査及び医科学的研究を行うこと
- い、県民の健康管理の推進を図ること

(十二) スポーツ少年団に関する事

(十三) スポーツ顕彰に関する事

(十四) 公有スポーツ施設の指定管理に関する事

(十五) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

〔歴代会長〕

児玉 三郎 (平成二十三年)

二 財団法人群馬県スポーツ振興事業団

財団法人群馬県スポーツ振興事業団は「県民総スポーツ」を目標に日常生活に密着した地域、職場、家庭におけるスポーツの振興を図り、健康で明るく豊かな県民生活を実現することを目的に「スポーツ県群馬」の推進を図ってきた。平成二十三年十月に財団法人群馬県体育協会と合併し、財団法人群馬県スポーツ協会が発足した。

三 財団法人群馬県体育協会

財団法人群馬県体育協会は、本県スポーツ振興の中核であるとともに、スポーツ団体を統括し、各加盟団体が計画・実施する競技力向上事業を支援する役割と機能を担ってきた。平成二十三年十月に財団法人群馬県スポーツ振興事業団と合併し、財団法人群馬県スポーツ協会が発足した。

〔歴代会長〕

佐田 武夫 (平成十三年～十五年)

横田 英一 (平成十六年)

四 群馬県体育指導委員協議会

体育指導員は、スポーツ振興法の制定により、市町村教育委員会から任期二年の非常勤公務員として委嘱され、地域の体育・スポーツ活動の推進役として各行事の企画・運営・指導などに携わっている。平成二十三年度の体育指導員の総数は、九百十三名(内女性二百四十九名)である。

なお、スポーツ基本法施行に伴い、平成二十四年三月九日から群馬県スポーツ推進委員協議会と名称を変更した。

〔歴代会長〕

入澤 巨木 (平成十年～十五年)

蜂須賀弘有 (平成十六年～十七年)

大澤 嘉久 (平成十八年～二十一年)

廣岡 俊彦 (平成二十二年～二十三年)

第十一項 群馬県スポーツ顕彰

昭和五十八年から優れた成績を挙げスポーツの振興に顕著な功績のあった者及び団体に対し、群馬県スポーツ賞顕彰規定により表彰している。

群馬県スポーツ賞顕彰規定による受賞者 受賞者数

回	年月日	スポーツ栄誉賞	スポーツ功労賞	優秀選手賞数
三三	二五・二五	中之条中学校 駅伝部女子		
二四	一五・二七			一九三名
二五	一六・二六			一六六名
二六	一六・九・〇	諏訪利成・横澤 由貴		
二七	一六・九・元	伊藤良恵・宇津 木麗華・乾絵美 ・坂本直子・岩 渕有美・三科真 澄・上野由岐子 ・山路典子	宇津木妙子	
二八	一六・二・八	奈良恵利加・直 井由紀・直井由 香・熊川恵利子		三名
二九	一七・二・四			一二七名

三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六
一八・二・九	一九・二・八	二〇・二・七	二〇・二・六	二〇・二・六	二二・二・六	二四・二・七
			(特別栄誉賞) 三科真澄・上野 由岐子・乾絵美 ・峰幸代・坂井 寛子・廣瀬芽 内田翔・田村学	(特別功労賞) 株式会社ルネ サステクノロジ・ 太陽誘電株式 会社	(特別賞) 浦野光司	
一三五名	一三二名	一〇四名			一五〇名	一〇六名
						一四四名
						一二三名
						一〇六名